

第百二十九回国
参議院大蔵委員会會議録第五号

平成六年六月二十日(月曜日)
午前十一時二分開会

委員の異動

六月九日

池田 治君

補欠選任

古川太三郎君

古川太三郎君

六月十日

古川太三郎君

補欠選任

六月十七日

鈴木 和美君

補欠選任

白浜 一良君

高桑 栄松君

六月二十日

高桑 栄松君

補欠選任

白浜 一良君

白浜 一良君

出席者は左のとおり。

委員長

上杉 光弘君

理事

須藤良太郎君

竹山 裕君

前畑 幸子君

山本 正和君

牛嶋 正君

委員

大河原太一郎君

佐藤 泰三君

清水 達雄君

植崎 泰昌君

増岡 康治君

梶原 敬義君

志呂 裕君

瀬谷 英行君

国務大臣

大蔵大臣

藤井 裕久君

政府委員

大蔵大臣官房長

小村 武君

大蔵大臣官房総務審議官

田波 耕治君

大蔵省主計局次長

竹島 一彦君

大蔵省主税局長

小川 是君

大蔵省理財局長

石坂 匡身君

大蔵省証券局長

日高 壮平君

大蔵省銀行局長

寺村 信行君

大蔵省銀行局保

山口 公生君

大蔵省国際金融

加藤 隆俊君

証券取引等監視

杉崎 重光君

委員会事務局次

三浦 正顯君

国税庁次長

若林 勝三君

国税庁課税部長

吉川 勲君

国税庁徴収部長

下村 純典君

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

公正取引委員会

舟橋 和幸君

事務局経済部企

業課長

厚生省薬務局経

済課長

堤 修三君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○租税及び金融等に関する調査

(財政及び金融等の基本施策に関する件)

○平成六年度における財政運営のための国債整理

基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

○委員長(上杉光弘君) ただいまから大蔵委員会

を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十七日、鈴木和美君が委員を辞任され、そ

の補欠として瀬谷英行君が選任されました。

○委員長(上杉光弘君) 次に、理事の補欠選任に

ついてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて

おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上杉光弘君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に牛嶋正君を指名いたします。

○委員長(上杉光弘君) 租税及び金融等に関する

調査を議題といたします。

去る七日の委員会におきまして、財政及び金融

等の基本施策について藤井大蔵大臣から所信を聴

取してありますので、これより大臣の所信に対す

る質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤泰三君 自由民主党の佐藤でございます。

相続税問題あるいは消費税関連の質問をしたいと思います。

その前に、ちょっとこれは初歩的な質問で失礼

とは存じますが、日切れ法案という意味を御説明

願えればと存じます。

○政府委員(小川是君) 従来、一般的に院におい

て日切れ法案の扱いをお願いしてまいりましたの

は、年度末までに、つまり三月三十一日までにはそ

の法案を成立させていただきませんと四月以降の

予算の執行に支障が生ずる、あるいは税だけで考

えましても国民生活に対して支障を生ずるといふ

ような観点から、ぜひとも三月末までに成立をさ

せていただきたい法案、こういったものにつつま

して私ども日切れ法案としてお願いをしてきたと

いう経緯がございます。

○佐藤泰三君 そのように私も理解しておつた

のでございますが、三月の日切れ法案のときに酒

税、相続税まとめて大変多くの法案が一気に可決

されましたので、何と申しますか、何かちょっと

最後に押し込める感じが受けたので、今後日

切れ法案につきましてはやはりある程度はつきり

分けてしていただければと、初歩的なんでござ

います。要するに、相続税についてお尋ねしたい

んですが、バブルの地価高騰によりまして、近年、

相続税を納め切れない人が非常に急増しているよ

うに伺っております。十年前までは相続件数の二

ないし五%が課税対象だったそうですが、最近で

は全国平均で一〇%近く、しかも東京都など大都

会では二〇%が課税対象となつておると聞いてお

ります。

また、今まで相続税等考えもしなかった人たちが、

ある日突然肉親の不幸によりまして、相続税

を納めるため先祖代々の居住地を手放し、あるいは長年継続しました事業を放棄しなくちゃいけないというような事態が非常に起こっている。また、そのために物納申請もこのところ急激にふえておると承っております。

過日、自民党の政調会で、渋谷地区の商店街の山口彰市さんが来て、何代も続いた豆腐屋さん等のお店が相続のために廃止するようになった、中小企業はなくなってしまふんじゃないかという陳情を受けたのでございますが、これらを加味しまして、相続税の課税状況をお教え願いたいと思っております。

○政府委員(小川是君) 相続税の課税状況でございますが、直近のところでもつかんでおりますのは平成四年度までの課税実績でございます。平成四年度の場合、全国でお亡くなりになられた方が八十五万六千人でございますが、このうち課税件数が五万四千四百四十九件ということで、お亡くなりになられた方に対する課税件数の割合は六・四％ということになっております。

確かに全国は六％台でございますが、東京国税局管内だけで申し上げますとこれが一・六％というところでございますから、東京における課税件数割合が全国平均に比べて非常に高いというのは事実でございます。

○佐藤泰三君 地価高騰によりまして相続税が急に膨らんで都市部で即納ができなくなっているというわけでございますが、平成四年の物納申請件数が一万二千七百七十八件、私はここに資料を持っておりますのでございますが、平成元年が五百十五件、平成四年度は一万二千七百七十八件、しかもその許可件数が二千百十三件、六分の一。物納申請金額の約一〇％が許可をされておるといふような状況のようでございますが、残りの九〇％の物納不許可の方はどのようなようになっておるか、ひとつお教え願いたいと思っております。

○政府委員(吉川勲君) 平成四年度につきまして、物納申請件数は先生御指摘のように一万二千七百七十八件でございます。五年度につきまして

は現在集計中でございますけれども、約一万七千程度の申請があったものと考えております。若干減り済みでございます。

他方、処理につきましては、四年度につきましては処理件数自身は三千二百五十三件でございますけれども、許可いたしましたのが二千百十三件でございます。残りの分は未処理になっているわけでございます。五年度につきましては、鋭意処理に努力いたしました結果、三年度の約三倍強に当たりますところの約一万七千件を処理いたしました。ほぼ五年度の申請に見合う処理を了したものと考えております。

今後の処理でございますけれども、こうした物納申請の急増に対処いたしますために、これまで物納担当部門の拡充とか担当者の増員、東京、大阪の両国税局に新たに設置されました納税管理官の活用などに努めたところでございますけれども、六年度におきましても、これまでとってきた各措置を継続強化いたしますほか、今年度増設等が予定されております納税管理官、納税専門官等を活用するなどいたしまして処理体制を一層強化いたしました。その事務の処理促進と適正処理に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤泰三君 不動産を売買して相続税を納めるという場合ですが、不動産の譲渡所得税がかかる。そのあげくにまた相続税がかかる。いわゆるダブルパンチの徴税になる。ですから、少なくとも譲渡所得にかかった税額は相続税から一〇〇％控除するのが私は税の基本じゃないかと思うんです。弱り目にたたり目といいますか、親父が死んで会社がなくなる、二重のパンチでは同じ国民としてちょっと冷たい扱いじゃないかと思うんですが、いかがですか、大臣。

○国務大臣(藤井裕久君) 大変そういうお気持ちには理解できます。ただ、税の理論からいいますと、相続税は財産税であって、その移転によって富が次の世代へ移った、あるいは奥様に移った、配偶者に移ったということによって課税がされる。それから譲渡所得の方は、まさにそれまでに生じた

益というものの対する課税でありますから、税の論理としてはこれは十分説明できると思えます。しかしながら、今佐藤委員御指摘のようなことがございまして、今度の税制改正では、現在の仕組みといたしましては、売られた場合の譲渡所得から、昔はその部分に見合う相続税の税額を引いていたんでございますが、とにかく不動産に関する相続税は全部引いてよろしいということになっております。ということによって、現実には譲渡所得税がかからないケースも十分出てまいります。

さらに、今までは相続があつてから二年以内にその譲渡があつた場合に限ると言っておりました。が、今度の改正で直しましてこれを三年にいたしましたので、今のようないざい問題としての対応というのは、税の理屈を守る範囲でそれなりにできているように考えております。

○佐藤泰三君 それに対する考慮も払っておられるようでございますけれども、しかし現実には九割近くが物納申請を拒否されておる。当然延納しますが、その延納にまた利子もつく。この前たしか延納利子は四・二％と私聞いておったんですが、調べたら実際は六％はしているというところでございます。この辺の利子につきましても、今の低金利のときを考えるとちょっと何かおかしいんじゃないかなと思うのでございます。

税法は税法として、やはり先祖伝来の家屋敷をなくし、悲嘆に暮れている。何らかここに温情主義が散見されたいんじゃないかと思うのでございますが、その延納の利子については一律四・二％ぐらいでよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでございますか。

○政府委員(小川是君) 今お話のございました四・二％という延納利子率は、相続税として対象となった遺産の資産構成に応じて、特に不動産が多いような場合には長期の延納を認めるとともに、全体の資産の中で七五％以上を占めるような場合には四・二％といたしておりました。一般的には六％という利率を置いてございます。そのほかいろいろ細かく事情によりまして軽減して

いるところがございますが、最低が四・二だというのは御指摘のとおりでございます。市中における利子がどれぐらいであるかというのは、そのときによって動くわけでございます。

そこで、相続税の延納につきましては、やはり納税者間の公平であるとかあるいは制度の安定性、明確性といったような観点から、この利率は安定的なものとして、余り市場の利率率の変動に応じてこれを変動させるといふ性格のものではないというふうな考えをわけでございます。

そういった意味からいいますと、むしろ市場における利率率が非常に低下しているときには市中からの金融を受けるといったような形で相続税の納付を選択するという道もあるわけでございまして、やはりこうした制度上、安定的にまた長期的に明確なものに維持しておく必要がある、このように考えているわけでございます。

○佐藤泰三君 そこで、大臣にまた質問といいますが、要望といいますが、お願いするのでございしますが、相続によつて事業が継承できないという件数が都会地では多うございまして、病院関係でも、大体東京都内の病院で院長が死ぬと継承できない現状でございます。農家が二十年ですか、納税猶予がございしますが、本当に純粋に事業をやっているさつきの渋谷の話とかあるいは我々病院仲間という場合には、何らかそういう意味の二十年間の延納とかそういう制度を、農家並みとは申しませんが、恐らく日本全体で中小企業は大体都会地ではなくてなつてしまふ。あるのは大資本の大企業とサラリーマンだけの社会になつてくるんじゃないか。日本の経済社会は今までは中小企業で支えられておりましたが、その中小企業が年々歳々減つてくるんじゃないかというふうな思ふわけでございます。

私の身近で恐縮ですが、埼玉の川口でございます。鋳物機械が多うございまして、非常に地価が高騰して高層ビルができました。それでほとんど継承できなく、明治以来の各工場がマンション化に

なりつづいて、かつて鑄物の町、今ほとんどどう数えるほど少ないという現状でござい
ますので、大資本主義も結構でございすけれど
も、日本には日本古来の中小企業という味のある
ものがございしたので、この点もお考え願って、
ひとつ何か税の方面で大臣の御見解を承りたいと
思います。

○国務大臣(藤井裕久君) 今御指摘の中小企業
のお立場、そしてまた、私はこの今の相続税の問題
というのは大都会中心に土地の値段が上がり過ぎ
たところからきていっていると思います。全国
の問題というよりもやはり大都会問題であり、今
佐藤委員のお話の川口などはその典型的な一つに
なると私も思います。

そういう意味から、全体としての課税最低限を
上げていく、いつも申し上げておりますように、
熊本などではほとんど相続税を払う方もなくなっ
てしまふという逆の現象も起こります。
そこで、政府がずっとやり続けてまいりました
方向というのは、ある一定の面積を限ってその
評価をたつと下げるというやり方でございま
す。御承知のように、先刻大変な御配慮をいた
だきまして成立させていただきました。租税特別措
法におきましては、原則として二百平米までは
八〇％評価を落とす、つまり評価の二〇％にする
という形になっておりますので、ぜひともそうい
うことで御対応いただければありがたいと思つて
おります。

農家の問題につきましてあえて申し上げれば、
おっしゃるとおり基本原則として二十年相続税延
納、農業を続けていれば免除という仕組みがござ
います。ただ前回の改正によりまして、市街化
区域内の農地についてはその適用をやめる、やめ
ると同時に、生産緑地という一つの都市計画法上
の仕組みに乗った場合については三十年以上少な
くとも農業を継続していただくという前提でこれ
に対応しております。中小企業の方あるいは一
般のサラリーマンの方からこれは少しアンバラ
ンス過ぎるのではないかと、これに対しておこた

えをしている次第でございす。どうかその点で
御理解をいただければありがたいと思うわけで
ございす。

○佐藤泰三君 相続税の問題はいろいろ御見解が
あると思うんですが、戦後のシャープ勧告ででき
たものだと思ふんですが、大体三代で財産ゼロ、
最近では二代でなくなるんじゃないかと思ふん
です。

資産というものは個人の非常な努力と蓄積に
よつてできたもので、それを次代が継承しながら
事業を拡大して社会に貢献していくというのが資
本主義の事業の原則と思ふんですが、二代三代で
ゼロになつては資本主義の原則が崩れるんじゃない
かと思ふのでございす。社会的公平という
非常に稚拙なマルキシズム的発想があるいはある
のかなと思ふんですが、今後ともひとつ何
分とも、この相続税というものの非常に身近な問
題で始終散見してまいりますので、実際にまたその延
納の点もお考え賜れればと思ふのでございす。
次に、消費税につきましては何か御教示願いた
いと思ひます。

大蔵省がこのほど出した税制改革の機械的
な試算は、初めに消費税を上げたい、七％以上で
なきやならないというふうな考えでございした
けれども、一種のこれはデモンストレーション
だったのかなと思ふんですが、実際にこの
消費税の国際的な立場、G7に加盟の先進国の
消費税と日本の消費税を比べてどんな割合になつ
ていのかお教え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(藤井裕久君) もし細目が必要であ
れば主税局長から答へさせていただきますが、税率で申しま
すと、日本が今三％でございすが、イギリスがこ
の間上げて一七・五、フランスが一八・六、ドイツ
が一五・五というふうな承知をいたしております。
また、これらの税収の国税全体に占める割合で
ございすが、我が国が一〇％であるのに対して
イギリス二五・六、ドイツ三二、フランス四五とい
うふうな承知をいたしております。

○佐藤泰三君 消費税につきましては非常に国民
に強い抵抗感がありますし、我々同僚もこの問題
を出すすけんかになつてしまふんです。非常に何
か消費税というものは悪税であるというイメージ
が国民全体に強くしみ渡つておりますけれども、
むしろこれは、この点の大蔵省の広報関係の怠慢
じゃないかと私は思ふんです。世界の消費税はこ
うな数字をわたりやすく、余り
大蔵省がやなく、平凡なわかりやすい言葉で國
民にPRされれば理解を得られると思ふんです。
ただこのことと出てくる、天下の悪税なりという
考えが非常に強いついてあります。我々の同業者
に非常に強いついてあります。この話をしたら必
ずけんかになつてしまふということ、誤解され
ていふので、この点をひとつとつと広報関係で、
どうも大蔵省というのには難しい言葉が多ござ
いすから、片仮名時代ですから、もっと平易な
言葉でだれにも理解できるように説明してい
ただきたい。これはぜひ消費税のために、将来の
高齢化に向けましてもお願いするわけでございま
す。

次に、法人税につきましてお伺ひしますが、税
制改正で個人所得税や消費税につきましては論議
が盛んでありましたが、これからの高齢化社会を
迎えるに当たりまして企業の負担、個人負担のバ
ランスを考えないといけないだろうと思ひます。
特に、法人税についてはどのように考えていら
っしゃるか。
また、法人税は外国に比べて非常に高い、約五
〇％と聞いておりますが、その高い法人税のため
に企業の海外流出が非常に多いように散見しま
す。現に私の知つてゐる大きな企業も東マレーに
全部越してしまつた。あとはマシオンにしてし
まつた。
また、この前ペナンに行きましたときも、ペナ
ンに百三十三社の日本の企業が進出してあります。
しかも昼夜三交代で非常に張り切つてあります。
賃金が一カ月五千円から六千円で、三交代で働い
ているから、とても日本に帰れないという形で優秀
な企業が海外に逃避する傾向がございす。それ

もたしかマレーやシンガポールは法人税は一〇％
ぐらゐと思つたんですが、日本は大体五〇％だ
という形がございすから、その点もお考えにな
ると日本の優秀な企業がどんどん逃避するんじや
ないかと思ひます。その点につきましては大蔵省の
見解と今後の見通しにつきましてひとつ。
○国務大臣(藤井裕久君) 国際比較も一つの重要
な基準だと思ひます。そういう意味からいいます
と、直接税の比率が日本は各国に比べて高い、そ
の中で法人税の低いというのはいさう御指摘のと
おりだと思ひます。まず比率においてですね。そ
して実効税率で見ますと、日本は約五〇・四九・幾
らでございす。アメリカが先刻上げたと言われ
ても四一・ぐらゐでございまして、五〇に近いのは
ドイツだと思ひます。フランス、イギリスは三
〇・〇の前半、おっしゃるとおりだと思ひます。
私もどなたもいたしましては、やはりおっしゃるよ
うに国際競争力という観点からも、また企業の活
力という観点からもこれは検討すべき事項だ
と思つておりますが、同時に、また逆の立場からの
いろいろ御指摘のありますように、課税ベースが
狭いんじゃないのかという御指摘があるわけであ
りまして、私どもは両方のお気持ちをよく体して、
課税ベースを広げながら税率を下げるというのが
今後のあるべき法人税の取り組み方であるとい
ふふうに考えております。
○佐藤泰三君 法人税、所得税、相続税は日本が
世界に冠たるトップレベルの最高水準をいつて
いる。消費税はしかも最低である。この辺のことも
もうちょっと国民のコンセンサスを得ていかない
といけないんじゃないか。消費税問題でいろいろ
と国民の反感を受けてゐるのは、一つは私は大蔵
省のPR不足という責任じゃないかと思ひます。
で、その点もぜひひとつ、余り聖域にこだわらな
いでやっていただきたいと強く要望するもので
ございす。
次に所得税についてちょっとお尋ねしますが、
ことしは一年限りの減税となつておりますが、来
年度以降についてどのような改正を考えておられ

るのかお伺いしたいと思います。

また、我が国の所得税は国税、地方税と合わせますと最高税率で六五％と、これまた外国に比べて高い税率になっておるわけでございます。最近、一時これを五〇％以内にするというふうな何か見解があったように思ふんですが、そのまま据え置きになって、最近の報道では、政府・与党の間では最高税率は下げない方針だというふうに承っておりますが、それにつきましての御見解をひとつ。

○国務大臣(藤井裕久君) 本委員会にもたびたび御報告申し上げておりますように、私も基本的には税制改革を考えておりますのは、今後の来るべき長寿社会に向かつて国民の皆様にご負担をいただく姿として、それが一番スムーズなことをいろいろ考え、所得税の今持っている仕組み、すなわち中堅所得層で急勾配で税がふえていくというこの仕組みのままで、そこいらの方々に非常に多くの負担がかかってくるということから、この分を是正して広く皆様方に御負担していただいて、むしろ長寿社会をく自然に立派にやっつけていこうというふうな形から、消費課税の充実、所得課税の軽減をお願いしようとしているところでございます。

そういう中で、現在の経済情勢を踏まえて、やはり減税をとにかく先行してやるべきだというお話が出て、私もそういう多くの皆様、特に国会の皆様のご意向などを体して、所得税で言えば五兆五千億でございますが、六兆円の減税を実施したわけでございます。これはそういう意味からいいますと基本的税制の改革にやございませんので、御承知のように、納めてくだる税金の一律二〇％をカットするというやり方をさせていただいております。

したがって、これは基本的税制改革そのものではございませんで、この減税を第一歩として、今回大変なお計らいで成立させていただきました特別減税法あるいは地方税法におきまして、全会一致と言ふと吉岡委員には怒られるのであります、意味が違ふということを別にいたしまして、

全会一致で本格的な所得税減税を含め税制改正を行うこと、こういう御決定を修正という形でいただいておりますので、そういう方向で、いわゆる一律二〇％カットというふうな形でない、本格的な所得税の矛盾点というものを是正する意味での所得税減税を含む基本税制改正をやりたいと思っております。もちろん、これから国会にお出しして皆様方の御批判をいただくわけですが、

そのときの最高税率問題ということについてはまだ決めてございません。今の所得税の矛盾という中には、課税最低限が非常に高く、最低税率が低くて、最高税率が非常に高いということがあるのでございますが、この最低税率から最高税率にいく間が非常に短いという問題が大きく取り上げられておるわけであります。この間を伸ばすことによつて急勾配を直していこうという議論が一つあるわけであります。最高税率の問題もさることながら、この急勾配をややならしていくということでも中堅所得者の方々の税負担感におこたえしなさいいかぬと思っております。

したがって、この六五％問題につきましても現在結論を出しておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○佐藤三三君 税率問題はいろいろございますけれども、これを決めたところはまだまだ日本のGNPも所得も低いのですから、はるか雲の上の税率と思つて安心したんでしようが、今は世界一の高賃金、高収入になりましたから、近づいてきて庶民に影響してくると。やっぱりこれを見まして、これはもうちょっと幅をひとつ伸ばしていただかないといけないんじゃないかなと、今後の要望でございます。

ところで、直間比率の問題が基本だろうと思ふんですが、消費税につきましてもとまたお伺いしますが、内税、外税を決めるのはどこで決めるのか、その点ちょっとまた言つてください。

○政府委員(小川是君) 一般に、事業者が消費税相当額を価格の中に込めて表示をするか、それともこれを込めないで表示をするかということにつ

きましては、税法の問題ではなくて、一般的な商慣習と申しますか、商品の性質であるとか支払いの態様とかあるいは取引の状況を見ながら、どれがいいかということをご事業者が商売上判断をしておられる、こういう性格のものであるというふうに考えております。

○佐藤三三君 そうしますと、これは卸売業者、それから販売の方の自由裁量でよろしいわけですね。

○政府委員(小川是君) そのとおりでございます。各事業者が御自分の商売上便利なものを選択しておられるという性格のものでございます。

○佐藤三三君 そこで、厚生省の方いらつしやると思うんですが、医薬品につきましても、大蔵省でも厚生省でも、保険医薬品はすべてこれは内税でございますと明快なる御回答を賜つておるんです。それを医師会に話したら、そんなことはないといふ大げんかになつちやいました。見てみると言われて見たら、確かに今月の請求、薬三百二十何万、消費税九万何千とさつと明示してあるんです。だから私大分参つたんでございます。よく考えはわかるんですが、この点、保険医薬品につきましては内税にすべしといふあるいは厚生省の通達なんかあるんでございますか。

○説明員(堤修三君) 医薬品につきましては一般の商品と同様に消費税が課税されるわけであります。消費税を円滑に転嫁するために、卸と医療機関の間におきましては通例外税方式による取引が行われております。特に私どもの方で内税方式にしなさいといふような指導をしておりません。これは事業者、卸の業者がそういう判断をして外税方式で取引をしている、これが通例だということでございます。

○佐藤三三君 さつきも私聞いたときは確かに、保険使用薬品は保険薬価がありますから、内税で入つておりますから、一切医療機関は関係ないという御回答をいただいておりますが、これはどうなんですか。

○説明員(堤修三君) 保険薬価は内税であるというふうな御理解が行き渡つておるようでございますが、その意味は、医療機関が医薬品の購入に要しました費用につきましては社会保険から償還されるわけであります。社会保険の診療報酬は御案内のとおり薬剤費も含めまして非課税となつております。そういうわけでありますので、そのままでございますと医療機関が消費税を負担してしまふ。

そこで、平成元年の消費税導入時に、消費税の相当分につきまして薬価基準を底上げをいたしております。それからその後も、薬価調査によりまして把握をいたしました本体価格に消費税相当分を上乗せして薬価基準の改正を行つております。つまり、薬価基準の中に消費税相当分が組み込まれておるという意味で内税という御理解をなさつておられるのではなからうかと思ひますが、薬価自体は社会保険診療報酬が非課税という前提でございますので、それを内税方式と言われるとやや不正確かと思ひます。しかし、実態としては相当分が込みになっておりますので、実際には医療機関がその消費税分を余分に負担するということはないようになつておる、こういうことでございます。

○佐藤三三君 今承つてわかつたんですが、一般では理解できないんですね。内税であるとはつきり言ひながら、しかも薬屋からはびつと外税で請求してくる。医療関係者、ちよつとやつても理解してもらえませんか、活字に弱いですが、薬価幾らと外税でびつと毎月来ますから、活字に弱いためにコンセンサスを得られない。下手するとけんかになつちやうということがあると思います。

これもやっぱり消費税のPRが足りないからで、薬価に含まれておるんでしたら表に外税云々と明示しないでするようには、これはぜひひとつ何らかの周知に指導していただきたい。あるいは括弧するとかですね。このままでは非常に混乱を招きまして、次の消費税問題でまた全国の医療関係がごたごたしますので、その点ひとつぜひ説明して、ただ今のように外税からばんと請求しないように

何かできませんか。

○説明員(堤修三君) 消費税と薬価基準の関係と
いうのはなかなかわかりにくい問題でございま
して、医療機関の先生方からもよくお問い合わせ
をいただいております。今申し上げましたようなこ
とでございまして、私どももいたしまして、
卸業者の団体もございまして、そういう団体等
を通じて機会を見まして、消費税と薬価基準
の関係についてもっとわかりやすく医療機関の先
生方に御説明をするように指導をしていきたいと
思います。

○佐藤泰三君 再度確認でございしますが、よく本
を買いますと消費税の分と括弧に入ってますね。
日本じゅうの薬局関係ですか、製薬会社ですか、
ああいう形にひとつづつ統一していただきたいと
思うんです。そうしないと、なかなか活字に弱い
連中ですから、活字が絶対と、憲法だと思ってい
ますから、ちよつと理解に困るんですよね。幾ら
言ってもわかりません。これはいかがですか。

○説明員(堤修三君) どういうような表示をする
のがわかりやすいかというところはあるかと思いま
すけれども、消費税を導入されたときに、消費税
を円滑に転嫁するためには外税方式がいいだろう
ということ、今までもずっとそういう格好でやっ
てきております。いずれにいたしましても、非常
にわかりにくい問題でございまして、よくわ
かっていたらいいように、きちんと説明するよ
うに指導したいと思っております。

○佐藤泰三君 今の薬価につきまします消費税はぜ
ひひとつ早急に対応をして、日本医師会にそれを通
知していただきたいと思っております。これ
またやはりPRが足りないために、非常に末端で
誤解をしまして、活字を突きつけられると何とも言
えませんが、その点をぜひひとつしていただ
きたいと思っております。

これからのいろんな税制改革につきまして、ま
ず手短な、幼稚なことかもしれませんが、
その辺から説いていかないとなかなか国民の理解
を得られないと思っております。これは大蔵も厚生

もそうでございしますが、ぜひひとつ消費税の理解
を得るような一段のまた御努力をお願いするわけ
でございまして、いかがでございましょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいまの佐藤委員の
御指摘は大変重要なことだと思っております。こうい
うものは多くの方々がそれなりに理解していただか
なければとてもできるものではないと考えており
ます。同時に、その皆様の代表である国会の皆様
に理解をしていただかなければとてもできるもの
でないということ、これはよく承知をいたしております
し、今の御指摘の点は今までも大分やらしてい
だいてるつもりでございしますが、言葉を易しく
する問題等を含めまして、一層徹底してやってま
いりたいと思っております。

○佐藤泰三君 厚生省の方もどうぞ。
○説明員(堤修三君) 再度お答えさせていただきます
ますが、卸業者の団体がございまして、私ども
密接に連絡をとっておりますし、御指摘の趣旨も
踏まえてよく医療機関の先生方にわかつていただ
けるように対応したいと思っております。

○佐藤泰三君 それでは、ぜひひとつ厚生省の方
も業者にその点をばっちり不満がないように、あ
なたは消費税は関係ないんだというふうな形で図
書と同じように明示を、簡単なことですからお願
いしておきます。

次に、景気回復が大きな課題だと思っております
が、政府は五兆八千五百億ですか、所得減
税をして消費に回すということ、もうそろそろ
あれでございまして、なかなかこれも、一
緒に提出されました厚生年金保険料の値上げ、あ
るいは老人医療の一日六百元の食事等を見ま
すと、厚生年金の二%アップ、満年度で二兆六千億
ですか、入院患者が一日六百元で約二千億、二兆
八千億の国民の負担増になるわけでございます
と、年度途中ですから、十月に実施になりますと
一兆一千二百五十億の国民の負担が実質ふえるわ
けでございまして、

そうしますと、五兆八千億の減税のうちから約
二〇%が消えるという単純計算になるんでござい

ますけれども、これなどを考えますときに、その
辺に対する対策と申しますか、これはどのような
対策をおやりになるんでございましょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) 現在の経済情勢という
のは、俗な言葉で言えれば、ことしの一月ぐらいか
ら景気が大分変わってきているな、こういう方も
ある反面、全然まだ変わっていないという方も
ある、こういう状況だと思っております。指標の上でも
その両方があるという極めて難しいデリケートな
段階だと思っております。

これを本格的に定着させるために、繰り返しま
すが、過激減税法案を通していただいたことは大
変ありがたいことであり、現在その執行のための
最後の段階でございまして、もう既に実行されてい
るところもあると思っておりますが、これらを本格化す
る、そして、今これまた最終段階に入っております
す平成六年度予算の成立をぜひ一日も早くお願い
したい、こういうことに尽きておると思っております。
そこで、具体的な二点の御指摘でございまして、

これはむしろ厚生省がお答えになるのがいいのか
もしれませんが、年金につきましては、その分と
いうのはみんな年金として出ていくものでござい
まして、負担する方といたしまして方というのに、そ
の過程の違いはあるかもしれませんが、ス
クエアの関係はなっていると思っております。

健保につきましても、この分は付添看護等の解
消に充てるわけでございますから、そういう意味
においても、その分が支出になるという形である
と考えております。
もし必要であれば、細目は厚生省から答えてい
ただくのがいいかと思っております。

○佐藤泰三君 よろしくどうぞ、直間比率の見直
し、相続税問題、御検討賜りたいと思うわけでご
ざいまして、
最後に、これまでくどい要望でございましてけれ
ども、不景気不景気と言いつつ今年度も一年間
に一千二百万人も海外に観光に行つていらつしや
る。五月の連休にも数十万人行つていらつしや
る。こんな恵まれた景気のいい国はないわけなん

が、しかし不景気不景気という国民の不満の声が
あるんです。この点もやはり政府のPRが足らな
いんじゃないか。

現に、日産の下請にこの前聞きましたら、高校
卒の男子が大体十五万円強。青島に工場をつくつ
たら五千円でわんさか人が来る。要するに三十倍
の賃金でございまして、
ということを考えますときに、今までは桜が咲
けば景気に関係なしに賃金が上がってまいりまし
た。秋になると人事院がございまして、ほかに定期
昇給がございまして、非常にすばらしい天国だな
と思つたんですが、そうそう世の中は甘くござい
ませんので、冷戦構造が終わってアメリカの巻き
返しでございまして、

現に、飛行機の搭乗員、スチュワーデス、アメリ
カ人を使うと約半分近くで間に合うというよう
な形態でございまして、これを考えますと、何か
日本の将来の経済が非常に不安になっていけない
と小さな胸を痛めざるを得ないんです。

その点、ひとつこれからもぜひ大蔵大臣を中心
に、世界の中の日本でございまして、島国と違
いますから、冷戦も終わりましたから、どうぞそ
の点の世界の情勢というものをわかりやすく国民
にPRされまして、国民の末端の不平不満のない
ように一段のまた御努力をくどくお願い申し上げ
まして、終わります。

○委員長(上杉弘君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後一時まで休憩いたします。
午前十一時四十五分休憩
午後一時開会
○委員長(上杉弘君) ただいまから大蔵委員会
を再開いたします。
休憩前に引き続き、大臣の所信に対する質疑を
行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○前畑幸子君 大臣に財政の現状について少しお
聞きしたいと思っております。

平成六年度の一般会計の発行公債が十三兆六千四百三十億円ということでした。そして、このうち所得税減税のための公債は三兆一千三百三十八億円ということでした。けれども、大蔵大臣はこの公債の性格について、平成六年の二月二十三日でしたか、参議院の予算委員会において橋本先生の御質問に、この公債の性格については特例公債とは違うものであるというお答えをされておられるわけですが、六月月ごりの償還期限の短期国債にするのであるということであったと思います。このとおりと理解していいでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいまのは三兆一千億の国債についての御質問だと存じます。私は正確に申し上げたつもりだったのでございますが、これは法律上では特例公債であると申し上げたつもりです。しかしながら、同時に、年内に基本的な税制改革をやるという合意があるからこれは単純な特例公債でないというふうに考えられる、こういうふうに申し上げたと思います。

そこで、第二段の御質問でございますが、これについては、今後のこの国債の取り扱いについては税制改革の一環としてお決めをいただくわけでありまして、償還方法等についてもそういう中でまたおのずから固まってくると思えます。したがって、とりあえずはこの分につきましては短期国債、平成七年度償還の短期国債、TBと世に言われているものによって対応したいと考えております。

○前畑幸子君 そうすると、短期国債という意味をどのように理解させていただいたらいでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) これは年度越しでございますけれども、年内に一定の方向、税制改革の方向が見えきめられる段階において償還方法等が正確に決まってくるわけでありまして、当面短期国債をもってつなぐ、こういう趣旨でございます。

○前畑幸子君 そうしますと、商行為の中でいう、

手形を書きかえ書きかえしながらきちんとした税制が決まるまでつないでいくという意味のものとらえていいわけでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) 年内に基本的方向が定まるということでございますから、今の前畑委員のようなことにはならないと考えております。

○前畑幸子君 それはさしてございまして、私も連立にいたしましたときには税制改革協議会というのを精力的にやっておりますけれども、そのときに、大体六月末をめどに税制を決めるということでございました。今、私も社会党、さきがけと一緒に、六月末をめどに、あらゆる方向から税制がどうあるべきかという方向を検討しておりますけれども、与党の方の大体の方針は出てまいりましたでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) 当時の連立与党の税制改革協議会、二月十七日にできたと思えます。前畑先生も大変御熱心に御討議に加わっていただいたわけで、週数回のペースですつとやってきたと思えます。そういう中で社会党さんが連立を離脱されたということになっておりますけれども、同じようなペースで議論は進んでおります。内容はもう御承知のとおりであると存じますが、三つの部会に分けて、それらを集中的に税制協議会でまとめ、今週にもその結論が出てまいらと思えます。

かたがた、税制調査会におかれましては十一月に答申を出されましたが、新しい羽田内閣ができた後、羽田総理は改めてまた税制調査会に出向かれて、既定方針と同じくこの問題は引き継ぐのである、答申をぜひお願いしたいということを述べられ、これも今週中には結論が出てまいらと思えます。

これらを踏まえて連立与党の成案を得たいと考えております。

○前畑幸子君 大体大臣も新聞等で御発言になっていらっしゃるの、大枠というものは決まってきたのではないかなと思えますけれども、十八日の日経によりますと、藤井大臣も六月中にま

とめる税制抜本改革案に税率と実施時期を盛り込むということをお願いしているという御発言がありました。そうした時期を迎えていると思えますけれども、今の状況を御説明いただけますでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) 私どももいたしましては、既定方針、繰り返しませんけれども、平成六年度でやらせていただいておりますような当面の景気対策ということではなく、基本的な税制改革をまずやらせていただきたいと思っております。

同時に、これが単なる歯止めない特例公債によるということとはまた許すべきでないということとでもあり、また、今後の長寿社会を見据えれば消費課税の充実が必要であるという前提のもとに、税率、そしてまた、多くの方が言われております、いわゆる先行期間等々については具体的に決定をしていただきたいと期待をいたしております。

○前畑幸子君 今年度は戻し減税という形でされましたけれども、まだ決まっていらないことですが、来年、再来年の方向はきちんとした税制改革の中でうたわれるのか、また今のよう形で戻し減税の形をとっていくのか、どちらを今大臣はお考えですか。

○国務大臣(藤井裕久君) 大変御質問に異を申し上げて恐縮でございますが、私どもは本年といえども戻し減税とは考えておりません。戻し減税とは、昭和五十六年等にやりましたように、昨年の仕組みを私どもは戻し減税と言っております。本年やらせていただいておりますのは、いわゆる減税である。いただいたもの、あるいはこれからいただくべきものについて減税をさせていただくということでありまして、これは通常の減税と考えております。

同時にまた、これを来年以降どうするかということでございますが、ただいまも申し上げましたように、これは景気対策として一律にいただくべき税金の二〇%をお返しするということでありまして、基本的な税制改革とは考えておりません。

○前畑幸子君 大蔵大臣におかれましては、この七月にナポリ・サミットの前定がございと思えますけれども、G7においても引き続き減税を公約されなければならぬ立場にございと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) これも予算委員会ですら申し上げておりますように、私はG7に三回参りましたが公約的なことは一切申し上げておりません。ましてや、減税の規模、また今話に出ました先行期間などは一切申し上げておりません。私がG7において申していることは、既に政府の方針として決まった二月八日対策、そしてまた特別減税法において、全会一致をもって、税制全般を見直して基本的な所得税減税をやるという御決定をいただいたという事実、これを申し上げてまいりました。あくまでもこれは政府が決定すべき国内政策であるということ念のために申し上げたいと思えます。

したがって、来るべきナポリ・サミットは、これは総理が主としてなさることでありまして、私どもがとかく申し上げることではございませぬが、その場がありとせば、その時点において決まった政府の政策を申し上げるつもりでございます。

○前畑幸子君 そうすると、それまでにきちんとした制度減税の大枠が決まってくるというふうに大臣はとらえていらっしゃるのかと思えます。

十八日のやはり日経新聞に与党税制協議会の方の御発言で、「六兆円は対外公約で変えられない」と減税に対しておっしゃっているんですが、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) その御発言はどなたかは私は存じませんが、今申し上げたように対外公約というものはありません。ありませんが、私もとらえてあるべき基本的な税制改革の際の所得税減税の規模は、規模としては現在程度が望ましいのではないかと。内容は違いますが、内容が違いますが、規模としてはその程度が望ましいのではないかと。いう感じを持っております。

○前畑幸子君 そうしますと、今後の減税は継続という方向でとらえていいかと思いますが、月末までに日程は残すところ十日足らずでございますが、今後のスケジュールに対する大臣の見通しはどのようにつかんでいらっしゃるかということ、そうしますと先ほどの今年度の短期公債に關しましても具体的な償還計画を立てなければならぬと思ひますけれども、それに関するお考えはいかがなものでか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(藤井裕久君) ただいま申し上げましたように、六月末までに成案を得て年内に法律として成立をさせたい、こういうことを申し上げているわけでありまして、その既定方針は変わっておりません。

ただ、御承知のように私も少数連立与党でございます。当然のことながら、大きな野党の皆様方が多くいらっしゃるわけでありまして、こういう方々の御理解をいただくことは大変大事なことでござっております。また、年内にそういうものを成立させていただけるならば、償還計画というものもおのずから定まってくると思ひております。

○前畑幸子君 先日お出しになりました、政府税調に提出された機械的試算というのを見させていただいてるんですけども、これによりまして消費税一〇％に引き上げたというケースが出ております。これに關して大臣はどういう御所見をお持ちですか。

○國務大臣(藤井裕久君) これも予算委員会等々で、またマスコミの皆様にもやしつついほど申し上げたのでございますが、これは機械的試算であつて政策意図は入っていないことを申し上げておきます。

いずれにいたしても、税制調査会が数量的なめどを見ないとなかなか具体的な議論に入っていないのでぜひ計算だけしてくれということ、私どもはそういう危惧を持ちながら、かつ今申し上げたように、しつこいほど皆様方に事前にこの趣旨を申し上げて提出したものであります。

そのとき、税制調査会から三つの前提を示されました。一つは、消費課税の充実と所得課税の軽減というこの基本方向に即したものであること、将来の福祉施策に対して適切に対応できるものであること、第三番目に、これによって財政體質をより悪くすることのないようにということの前提がござりましたもので、私も三つの税率を機械的計算の前提にさせていただきます。

しかし、繰り返して申し上げますが、これは機械的計算でございまして、これをもとにして皆様方のいろいろな御議論をいただきたいというふうを考えております。

○前畑幸子君 機械的なものだとおっしゃればそれまでですが、こういうふうにして一つのパターンを示されると、やはりこの辺に大蔵省としての意図があるのかなというふうに思わざるを得ないわけですね。

六年度における減税と同規模の減税を継続して行う、それによりまして六兆二千億円ということにございまして、六・二兆というその根拠はどこから来たものでしょうか。

○國務大臣(藤井裕久君) 平成六年の減税が六兆円でございます。五兆五千億が所得課税関係でございまして、あとは相続税、そして自動車税の消費税、そして法人特別税でございまして、相続税については平年度化がございまして、したがって、端数をはしよつて六・〇が六・二に平年度化するとなるといふ趣旨でございまして。

○前畑幸子君 社会保障関係も五・七兆円ということと出ておりますけれども、大蔵省の方に聞きましたら、これは厚生省の方がこういう数字を出してきたから書いただけだということにございまして、まだ福祉ビジョンのきちつとした予算も出ていないわけ、こういう数字がひとり歩きするということとはやはりいかなるものかと思うわけで、消費税率を上げるための一つのパターンとして見られるというところは余りよくない。今、与党におかれましては野党におかれましては一生懸命議論をしていくわけですから、その辺もう少しきちつと

した対応のもとにこういう数字というものは出していただきたいと思ひます。

それから、この十年間におきます納税者、納税企業の数の増加というのは大変なものだと思ひます。そこで、できましたら個人申告の納税者の数とか法人申告の納税者の数、それから源泉徴収義務者数、それから源泉の還付申告者数、それから相続税申告者数、贈与税の申告者数、それから新しく入りました消費税、地価税の申告者数を、この十年ぐらゐの推移を平成四年度の件数と比べて御説明いただけたらと思ひます。

○政府委員(若林勝三君) お答えいたします。まず申告所得税の納税者数でございますが、平成四年度におきましては八百五十七万八千人でございます。これが十年前の五十七年度におきましては六百五十七万九千人でございますので、約一・三倍になってございまして。

それから法人の数でございますが、平成四年度は二百六十六万五千件、それに対して十年前の五十七年度は百八十七万七千件でございますので、対比いたしますと一・四倍になっております。

それから源泉徴収義務者数でございますが、これは三百九十万二千件が平成四年度でございまして、五十七年度は三百三十二万二千件でございます。この比は一・三倍になっております。

それから源泉の還付申告者数でございますが、これは平成四年度では七百三十四万六千人ということで、昭和五十七年度の五百五十一万六千人に對しまして一・三倍となっております。

それから相続税の申告者数でございますが、これは被相続人の数で申し上げますと、平成四年度は五万四千件、五十七年度は三万六千件と、一・五倍でございまして。

それから贈与税の納税者数につきましては、平成四年度四十九万二千件、それが五十七年度では二十七万八千件と、一・八倍でございまして。

それから消費税の申告件数でございますが、平成四年度二百三十七万二千件ということでございまして、これは最近導入されました十年前の数

字は当然ないわけにございまして。

それから地価税の納税者数は四万一千件、これも同様に四年度が初年度でございまして、こういう数になっております。

○前畑幸子君 五十七年と平成四年というのではちよつとあれでしようけれども、本当は平成元年ぐらゐから四年度ぐらゐの増が知れたかつたんですけれども、それはわかりませんでしようか。

○政府委員(若林勝三君) 恐縮でございます。今、六十二年と平成四年、五年前を比べた数字であれば手元にございまして、もし差し支えなければ平成四年度と比べた五年前と平成元年の数字で申し上げさせていただきますと、申告所得税の納税者数につきましては七百七十万人ということ、先ほどの平成四年度の数に比べますと一・一倍になっております。

それから法人数でございますと、二百十四万七千件ということで、同じように平成四年に比べますと一・二倍でございまして。

それから源泉徴収義務者数でございます、これは六十二年が三百四十一万三千件ということで、一・一倍でございまして。

それから源泉還付申告者数で見ますと、六百九十九万三千人でございまして、平成四年度に比べますとやはり一・一倍でございまして。

それから相続件数、被相続人数で見ますと五万九千件ということで、これはお亡くなりになった被相続人の数でございまして〇・九倍ということで、逆にこれは平成四年度に比べて、むしろ平成四年度より六十二年の方が多かったという格好になっております。

それから贈与税の納税者数で見ますと、四十三万三千人でございまして、平成四年に比べますとやはり一・一倍になっております。

消費税の申告件数、これは平成元年でございまして、数字を申し上げますと百九十七万六千件ということで、平成四年の二百三十七万二千件に比べますと一・二倍、これは元年との比較でございまして。

以上でございます。

○前畑幸子君 高度成長の中で、そしてまた納税申告者が随分ふえてきたことはこれでおわかりになると思いますけれども、一つ私が申し上げたいのは、源泉還付申告者数というのがだんだんとふえるわけですね。これは住宅取得控除それから医療費控除、そういう諸控除による源泉の還付対象者だと思ひます。

これは、ここ数年、御家庭の奥さんたちがテレビを通じて、少しでも税を正しく申告して返していただきましようという、税に対する関心を持たせる意味では医療費控除というのは大変よかったと思っております。

しかし、最初は五万円以上の医療費が控除対象になりました。それが数年前から十万円に上がりました。それによって、いつも細かいことで大変恐縮ですけれども、七万から八万ぐらいの医療費がかかった小さい子供さんを抱えた御家庭は控除の対象にはなっていないわけですね。そうして、今社会保険でも国民健康保険でも五万九千円以上ですかね、高額医療費を払った方は区役所の方で戻していただきますね。

ですから、私は、もう医療費控除というのを税で還付するということはそろそろやめる、そして基礎控除に五万円上乗せすることによってやはり税の簡素化ということも少しこれから考えていかれてはいかかと思ひますけれども、大臣、どう思われますでしょうか。

○政府委員(小川是君) 各種の控除の関係につきましては、今委員御指摘のように、むしろ基本的な控除の中で考えていくべきではないか、複雑ではないかという御意見があるわけでございます。

中では、医療費控除につきましては、一般的な家計負担の水準を上回って偶発的な支出を余儀なくされるものについては、拒税力の減殺ということについてそれなりのしんしやくをする、こういう所得税制度というのは合理性を持っているのではないか。

その水準、どこまで基礎的な人的控除でカバー

されていると考へ、どこからを医療費控除の対象にするかという点の見直しは常時必要であるといふたし、また、これまでのところ、医療費控除については、ただいま申し上げたような趣旨から、比較的これを存続することについて納税者の方を含め国民の皆さんの御理解と申しますか、考え方が整理されているのではないかと感じています。そして、これを一般的な控除に吸収してしまふというのはなかなか困難ではないかというふうな考へる次第でございます。

○前畑幸子君 医療費控除の実務面から判断しますと、とにかく十二万円の医療費の領収証を計算するなり、その領収証の枚数というものは膨大な枚数が集まらなければならぬと思ひます。実務者というのは、こういう大きい紙に領収証を全部添付して、合計を入れて、そして申告書に添付して出すわけですけれども、そういうものを出す以上、今度は税務署の方ではそれをきちんとチェックしなければなりません。そういう実務的な能力にも限界がきているのではないかなという考へを常々私は三月に思ふんです。ですから、このあり方も少しこれから見直していただくことは大事ではないかなと思ひます。

それから、元年から消費税、そしてここ二年間地価税というものが入って、新しい税が入りました。こういうものに対して国税職員の増加というものが四年度が五百五十一人、五年度が三百五十一人ということ、約九百人ほどの増員はございましたけれども、今までの既存の事務以外にいろいろな新しい税が入ったわけで、また今回特別減税も入りまして、大変事務的にオーバーワークになるのではないかなと思ふんです。

そうすると、そういうことに能力というか時間を割くことによって、本当の税務の調査対象というものの時間が回らないのではないかなと私は心配するんですが、その辺はいかがでしょう。

○國務大臣(藤井裕久君) 第一線の事情をよく御承知の前畑委員から税務の執行について温かいお話をいただいたと思ひます。

税務の執行という面からいふと、前畑委員の御指摘のような角度というものは確かにあるわけでございますが、主税局長が答えたいましたように、この医療費という問題は、やはり通常の家計の負担では考えられない偶発的なプラスアルファであることも事実でありまして、基本的にはなるだけ控除というものは少ない方がいいことは事実であります。医療費についてはやはり特別の配慮が要るのではないかとこの点を勘案してこの制度があるわけでございます。今のところこれはそれなりの意義を持っているというふうに申し上げたいと思ひます。

○前畑幸子君 私はそれが悪いということではないんですが、小さな言ひますと語弊がございまして、税の捕捉の方に対応する時間を与えていただくのがやはり税の公平につながるのではないかなと。そしてまた、今の職員の数で、九百人足らずの増員で、地価税から消費税からいろいろな新しい税が入ってまいりました。それに対応する能力がやはり不足するのではないかなという気も私は見えて思ふわけです。

それからもう一つ、この経済高度成長がはじけて、納税者の数におきまして滞納状況をちょっとお知らせいただけたらと思ひます。

○政府委員(吉川勲君) 平成四年度の滞納残高は、件数では二百九十八万五千件でございまして、金額では二兆五千五百億円となっております。

○前畑幸子君 現在の滞納残高が二兆というわけです。そうしますと、これは累積滞納額ですが、件数の推移としてはいかがなものでしょうか。

○政府委員(吉川勲君) 件数で申し上げますと、十年前の五十七年度当時二百二十一万件でございましたので、件数面では一・四倍、当時金額では六千二百億でございましたので、金額的には約三・三倍となっております。

○前畑幸子君 そうしますと、幾ら正しい税を数字的には確定していただきましても、これが国庫に入らなくてやはり困るわけですね、この滞納

残高というものは今後どのぐらいのペースで徴収できる見込みでいらつしやいますでしょうか。

○政府委員(吉川勲君) 今後と言われましてもなかなか難しゅうございまして、最近の滞納整理状況を見ますと、年間で一兆五千四百億程度の処理済み滞納額を上げております。

○前畑幸子君 それに加えて相続税の物納も、午前中に佐藤委員からお聞きになりましたけれども、随分納税者もふえ、納税額もふえ、同じようにやはり滞納もふえてきているのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(吉川勲君) 徴収部では大きな問題を二つ抱えておまして、一つは先ほど申しました滞納残高の増加でございます。もう一つは相続税の物納の急増でございます。この二つが徴収部の大きな問題でございます。

○前畑幸子君 そうしますと、こういう経済の事情に応じて徴収部の人員というものはどのような推移をしているのでしょうか。

○政府委員(吉川勲君) 国税庁における徴収部系統の定員数につきましては、平成四年度で七千七百九十九名でございまして、十年前の五十七年度は八千六百人でございまして、二百六十一名の減少となっております。

ただ、これにつきましては若干御説明いたしますと、五十七年度から五十八年度にかけて、源泉事務等、従来徴収部が行っておりました事務を課税部、当時直税部でございまして、引き継ぎました関係上若干特殊事情がございまして、で、例えば五十八年度と比較いたしますと七十五名の増、約一割の増加になっております。

○前畑幸子君 今御説明のように物納申請件数もふえてきて、いろいろな意味で事務量が増加してきた割には実数定員というものがふえていないように思ひます。

国税職員の対応も、皆さん行っていたと思いますが、税務署でまず窓口に立ちまわして声をかけられなかったことはないと思ひます。お客様はどちらへ見えましたが、何の御用でしたかと。今、税務職

員というのは徴税の先頭に立っておりますので、ただでさえ税金を払うことに対して厳しい国民の目にさらされているわけですね。しかし一方、市役所とか県の行政へ行きますと、こちらがうるうるしていてもだれも声をかけてくれません。これはどこへ行くんですかと言うと、あちらです、こちらへ行きますと、こちらですと、こういうのが今の役所のあり方です。

ですから、私は税務職員をかばうつもりはありません。いろいろな人がいると思いますけれども、やはり国民の目にさらされた徴税の先頭に立っている税務職員がもう少し心にとりと体力にゆとりを持って対応することが、税の捕捉をする中で不公平を正していく意味でも必要ではないかなと思いますので、大臣のその辺の気持ちを一言お聞きしたいと思います。

○国務大臣(藤井裕久君) 本場に税務職員に対して温かい目を向けていたであつたことがいふことだと思つております。私も三十数年前に第一線で働いておりましたが、今に加えて、もう一つ非常な緊張感があるということも加えなさいいけないと思います。非常な緊張感のある職場でもあるわけでありまして。

私もどなたといたしましては、全体としての公務員の削減、削減ということの中で、平成六年度は二千人の公務員を削減いたしました。これもまた多くの納税者の方々の強い期待であるということも事実であり、その中で、直接の担当ではないけれども大蔵省がまず率先してそういうことをやらなきゃいけないという立場にもございます。全体として減らしながら、重点的に大事なところに振りかえていくというのが人事のあり方だと思ひます。

そういう中で、国税全体としては今報告申し上げましたように増員が行われているわけでありまして、徴収に限定しますと、今説明申し上げたような内部事情があるにしろ純減になっているというところは事実であり、私もどなたといたしましては、基本論で恐縮であります、全体としてはやはり公務員は

削減していかねばいけないという中で、重点的に場を選んでいかなければならないという気持ちで今後振ってまいりたいと思ひます。

○前畑幸子君 ありがとうございます。

○吉岡吉典君 予算委員会以来論議されてきている機械的計算に関連してですけれども、その前に、今度やろうとする税制改革は抜本税制改革ですか、それとも過渡的という中間的な税制改革なのか、この点お答え願ひます。

○国務大臣(藤井裕久君) 私も基本的な税制改革と申しております、かつ、いつも御説明申し上げておりますように、今後の長寿社会のあり方を見据えての改革でありますから、とりあえずの改革とは考えておりません。

○吉岡吉典君 そうだとすると、予算委員会での答弁もありましたけれども、消費税の試算だけでなくさまざまな検討をなさつていくということだろふと思ひます。その中で機械的計算だけが発表されていくから、これは魂胆があるんじゃないかと、先ほど来のような論議が出てくるのも避けがたいと思うわけですね。

そういう点で言うと、例えば行政改革をどういうふうな上げれば財政はどうなるかと、そういうさまざまな試算というのも行われているのかどうなのかというところをお伺ひします。

○国務大臣(藤井裕久君) これも予算委員会でお答えいたしましたように、あの機械的計算をもととしていろいろな御議論をいただく中に、当然のことながら、行政改革あるいは不公平税制と言われている政策減税のあり方等を御議論いただくことは当然と考えております。特に行政改革については、今の御質問にもありましたように、公務員の定員の削減等々を通じて毎年やつております。また、政治の場にある者はこれに常に焦点を当てていかなければならないと思つております。

もちろんこれからはやつていくことは当然であり、行政改革大綱においてはいろいろな具体的な提言もやつていく、こういうことになつております。○吉岡吉典君 不公平税制をどういうふうには正

するかという点での検討をなさつていく資料があれば私は提出していただきたいんですけれども、とりあえずここで、法人税の企業規模別負担率をどういふふうな調べておいでなのか、この報告を求めたいと思ひます。

○政府委員(小川是君) 法人税の税負担率につきましては、基本税率が国税の法人税率が三七・五%でございますし、中小法人につきましては所得の八百万円まで二八%の軽減税率が適用されることになつております。

それから、法人の地方税まで含めたところのいわゆる実効税負担率では、現在のところ四九%強、こういう形になつておるわけでございまして。

○吉岡吉典君 企業規模別の負担率を報告してくださいと私は言つたんです。

○政府委員(小川是君) 法人関係では国税庁の会社標準調査結果報告というのがございます。この調査結果によりますと、有所得法人、利益法人の中小法人につきましては、直近のところでございますが、所得金額が十六兆六千億に達しまして税額が五兆八千億、負担率にいたしまして三五・二%となつております。

これに対して、いわゆる資本金一億円超の法人人につきましては、所得金額が二十六兆二千億、算出税額が九兆八千億ということで、負担率は三七・五%となつております。

○吉岡吉典君 二つに分けての報告ですけれども、これではよくわかりませんので、最近東京新聞に百万円未満から百億円以上までの法人の負担率というのが表になつて出ております。これによると、国内で納められた実際の法人税負担率で一番高いのは一億円以上、そして一番低いのが百億円以上。この百億円以上というのは百万円未満よりもまだ低い、こういう数字が出ております。大体こういう傾向になつておるというふうにお認めになりますか。

○政府委員(小川是君) 東京新聞に出ておりましたデータを私も拝見いたしました。大変世の中を惑わせるような一つの試算であるというふう

に思つております。

法人税の負担の問題は、法人所得課税というものがどういふものであるか、またその課税システムの中で、どこで問題にしておりますのは例えは所得税額控除であるとか外国税額控除の問題にしているわけでございますが、法人が利子等につきまして源泉所得税を課せられたときに、その源泉所得税額を納めるべき法人税額から控除するのは当然のことでございますし、外国で納付した法人税額があるときには、外国における所得を我が国の法人税が課税所得としておける以上、これを控除するのは当然のことでございます。そういうところを無視してこういつた税負担のバランスを論ずるというところは、極めて当を得ないのではないかと、いふふうに考えております。

○吉岡吉典君 大変な言葉で、人を惑わせるものだという言葉まで使つてこれを批判されるということからは、あなた方もそれじゃ実際はどうだというものを言ひなされれば、発表されている数字を言葉で言うだけではだめですね。

私もどなたといたしましては、それによると、数字は違ひますけれども、やはり傾向としては百億円以上が一番低く、それは百万円未満よりもまだ低いという実質税負担率が出ております。

私もどなたといたしましては、差を上げていふんですけれども、こういうものは世を惑わすなどと言つて非難を浴びせた以上は、大蔵省の責任において実際はこうだといふものを出さなければ、言葉だけではこれはよくないと思ひますが、大臣どうですか、出しますか。

○政府委員(小川是君) 申し上げましたのは、こうした法人の実際上の負担がどの程度であるかというところにつきましては、課税所得の計算、それから税率の適用、それからそれに対して税額控除があれば、その税額控除の適用がどうであるかというところを一つずつ性格に応じて御議論をいたしたいというところでございます。

そういう意味におきまして、法人税の課税上、先ほど申し上げました税率適用以外に関係いたし

ますのは、例えば租税特別措置の問題でござい
す。これにつきましては、最近のところで、法人関
係の租税特別措置による減収額は全体として
約四千三百億、このうち大法人関係が二千六百
十億、中小法人関係が一千六百六十億、このよう
になっているわけでございします。

○吉岡吉典君 そんな弁明は要らないんです。こ
れに対応する百万円未満から百億円以上の法人の
実質負担率というものを示すか出さないかとい
うことを私は聞いています。

大臣、基本的税制改革をやるというのなら、
さまざまな材料を国民に発表して、これがだめな
ら、大蔵省の責任持つの、不公平税制からあら
ゆる資料を出して国民的な議論を経て答えを出し
ていくというやり方が必要だと思います。レーガ
ン税制改革はいろいろな議論があるわけですが、
でも、さまざまな試算をあらは出して国民的議論
にかけたんですね。私はそういうやり方を大蔵
省もやるべきだと思います。

大臣、そういう基本的税制改革をやるという
のなら、これのみならずさまざまなものを出して、
魂胆があつてだと言われるような機械的計算だけ
でないものを全部出すということをご約束し
ていただきたいんです。

○国務大臣(藤井裕久君) 私どもといたしまして
は、いろいろな御要望に対してはいろいろな資料を
出ささせていただいてはいるつもりでございします。機
械的計算も出すようにという強いお話があつてお
出ししているのも事実でありますし、そのほか
いろいろな資料も出しておりますが、今のこの問題
については、やりとりにもございしましたように、
こういう形の分け方というのは大蔵省ではなかな
かしてはいないと思います。前提条件がいろいろ
あるんだと思います。それらをどう整理するかと
いうことはなかなか難しいのではないかと、今、
吉岡委員の御質問、小川主税局長の答弁を聞きな
がら考えておつた次第でございします。

○島袋宗康君 大臣は、さきの本委員会における
所信表明で、景気回復の機運は着実に熟しつつあ

るとの認識を示されております。そこで、大蔵省
は現時点で景気回復の見込みをどのように見てお
られますか。

また、現在の為替相場の動向は景気回復にどう
いう影響を与えておるか、その辺の考え方をお聞
かせ願いたいと思います。

さらに、この相場は、去る四月二十四日に開催
されたG7、蔵相・中央銀行総裁会議で確認され
た考え方からすれば満足できる円相場であるのか
どうか、その三点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(藤井裕久君) 現在の経済の情勢は、
先ほども申し上げましたが非常にデリケートなと
ころにあるように思います。余り詳しくは申し上げ
ませんが、公共投資、住宅投資というものは引
き続いて非常に堅調だと思います。それに加えま
して、いわゆる消費というものについても明るい
面が出かかっている資料もございします。さら
に、鉱工業生産もそれなりの数字を出しております
して、企業マインドというものも一時に比べると
明るくなってきているということも事実だと思
います。

しかしながら、同時に、まだ指標の上ではそう
いう景気回復を明らかに示唆していない指標も
あることも事実でありまして、非常にデリケート
な時期であり、私どもといたしましては、二月八
日の史上最大と言われております総合経済対策を
着実にやる。もう既に院の大変な御配慮によつて
減税は全部やらしていただく体制はできました。
また、予算も最終段階の御審議を賜っております。

こういうことを院のお許しをいただければ着実に
実行させていただき、かつ、この総合経済対策に
もありますような、資産インフレに伴うひずみと
いうのがいろいろあるわけですね。金融機関におけ
る不良債権問題等々、これらも着実に解決しほぐし
を今やっているわけでありまして、相まって、今
芽が出かかった景気回復の芽を着実に花を咲かせ
ていく努力をする一番重要なときだと私は思つて
おります。

それから相場の問題でございしますが、まずやは
りこういう景気回復の軌道に乗りかかっていると
きに非常に問題として見ておりますのが、一つが
雇用の問題だと思ひます。

雇用の問題というのは、経済学的に言うところ
の最終段階において出てくると言いますが、しか
しこれは働きたい人が働く場がないというのが一
番問題なのであつて、これを何とかしつかり支え
ていかなければならない。そのためのトータルプ
ランというものが三千億であります。今御審議
をいただいております平成六年度の予算に出させ
ていただいておりますが、これも着実に実行し
て、雇用に大きく波及していかないとすることが
非常に重要だと思ひます。

もう一つが相場だと思ひます。円相場だと思
ひます。おっしゃるとおりでありまして、私どもは
相場の動きというものについては非常に注意深く
見守っております。

四月二十四日のG7、それらを含めて全部そう
なのであります。はつきり申し上げられること
は、G7の通貨当局、大蔵大臣、中央銀行総裁の認
識は常に共通でございします。すなわち、急激な
レートの変動あるいは不安定なレートの変動とい
うことは、その国の経済のみならず世界経済に望
ましくないということが第一でありまして、その
ためには為替相場において適時適切に緊密に連絡
し合いながら対応をとっていく、こういう合意が
あります。いろいろこの国がどうだと言われて
おりますが、事通貨当局に関しては同じ認識で立
ち向かっているということをご申し上げたい
と思ひます。

そこで、最後の御質問の相場は幾らならいいか
ということなごさいますが、これにつきましま
してもG7の通貨当局の合意がありまして、相場自
体には言及しないという合意がございします。
とにかく一兆ドルというお金が毎日二十四時間
世界の市場を流れておるわけでありまして、相場
がどの辺がいいのかということをしるべき人間
が言うということは、極めて問題が多いというの

がG7の通貨当局の共通の認識でございしますの
で、ひとつその点はお許しをいただきたいと思
ひます。

○島袋宗康君 次に進みたいと思ひます。

大臣は、個人所得税の軽減と消費課税の充実を
柱にバランスのとれた安定的な税体系を構築する
として、増減税一体の税制改革の実現を表明し
ておられます。しかし、一部マスコミの報道によ
れば、政府税制調査会の答申案の骨格は、所得税減
税を来年度以降も継続するという減税先行の方向
で動いているようでありまして、この骨格は、大臣
がこれまで述べてこられましたバランスのとれた
税体系の構築にかなうとお考えですか。

また、税制改革の年内実現は公約であると参議
院予算委員会でも言明されたわけでありまして、
その見通しについてあわせてお伺いしたいと思
ひます。

○国務大臣(藤井裕久君) 私は常に税制改革は一
体として処理ということをご申し上げております。
一体として処理ということとは、これもずっと議事
録を調べていただければわかるのでございします
が、一緒に実施するということとはニュアンスが
違うことは御理解いただけたと思ひます。一緒に
事柄を決める。

そこに、今大分マスコミさん、あるいはいろん
な方々からお言葉で出ておりますように、減税先
行期間という言葉が出ております。これは私は私
どもは否定しているわけではございしません。ただ、
一体的に処理する、一緒に決めていただくとい
うことが大事だということをおえてこの際申し上げ
させていただきますと思ひます。

それから、私どもは少数与党ではありますけれ
ども、日本の将来にとつても私は間違つた方向で
ないということを確認しております。年内にこの
実現を図るということのために各党の皆様方、そ
して多くの皆様方に御理解をいただく最大限の努
力をしなければならぬと考えております。
○島袋宗康君 平成六年度予算の大綱では限られ
た資金の重点的・効率的配分に努められたよう

ありますけれども、具体的な成果は予算案でどういふふうになっておりますか。

とりわけ、防衛予算については伸び率の関係でどのように御努力されたのか。また、各省庁別の配分については従来と比べてほとんど変化がないように思われますけれども、重点的・効率的な配分という点ではどういふふうな努力をされたのか、お伺いいたします。

○国務大臣(藤井裕久君) 限られた資金を重点的に配分するということは大変なことだと思っております。

先日も予算委員会で御質問があったときに、感想を言うようにというお話でありました。一般の国民の方の中では、この配分がえは余り大きなものではないですねという御感想を持っておられるのは事実だと思いますが、その道に入つた人たちから言くと、大変なことをやったな、よくここまでできたなという御意見も伺っているのは事実でありまして、実情はそこにあると思っております。

特に、生活環境の整備のための予算というのは、廃棄物とか下水とか農村集落の排水とか、いずれも十数%伸びております。一年ではこういうものはまだ芽がなかなか出ませんけれども、これを続けてやっていくということによって必ずその方向は出てくる。特に、都市の幹線鉄道でございまして地下鉄などについても非常に大きく配分し直しているということ。これを続けていくということが大事だということに思っています。

ただ、これも予算委員会でもお答えいたしておりますように、それは都市を優遇して地方を何か冷遇するんじゃないかというお話がありますが、これは全く違います。今のようには排水ということも都市、地方に関係のない話、廃棄物も関係のない話でありまして、こういうことについては私どもは都市、地方に関係なく重点的にそういう生活環境に配分していくことが大事だというふうを考えております次第でございます。

その数字が必要であれば事務方からお答えさせ

ていただきますが、昨年に比べると相当な、我々の言うところの相当な配分がえを行ったと思えます。世の中の方から見ると一%ですかというふうなことであることも事実であります。

次は防衛であります。防衛は全体として〇・九%というふうには抑えさせていただいたというところは、全体の七十三兆の予算配分の中での位置づけというふうにはまず御理解をいただきたいと思っております。

それから同時に、正面装備と後方支援というふうな意味におきまして、後方支援がやはりおくれいているというふうな点についてはこのところずつと配慮をさせていただいております。

そういう意味で、お言葉にありました重点的・効率的な配分、同じ事業であつてもやはり重点的にその中でまた実施計画を組んでいくということも大事なことでございまして、今後とも最大限努力してまいります。

○委員長(上杉光弘君) 以上で大臣の所信に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(上杉光弘君) 次に、平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案及び証券取引法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤井大蔵大臣。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいま議題となりました二法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成六年度予算の編成に当たりましては、現下のまことに深刻な財政事情と厳しい経済状況にかんがみ、平成五年度第三次補正予算とあわせ、可能な限り景気に配慮するよう努めるとともに、従来にも増して徹底した歳入の洗い直しに取り組む

一方、限られた資金の重点的・効率的配分に努め、質的な充実に配慮したところであります。

本法律案は、こうした努力に加え、平成六年度の財政運営を適切に行うため、各種制度の運営に支障が生じない範囲の特例的な措置として、平成六年度において、国債費定率繰り入れの停止等の会計間の繰り入れ等に関する措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

毎年度国債の元金の償還に充てるため国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は、国債整理基金特別会計法第二条第二項に規定する前年度首国債総額の百分の一・六に相当する金額及び同法第二条第二項に規定する割引国債に係る発行価格差額の年割額に相当する金額とされており、平成六年度におきましては、これらの規定は適用しないこととしております。

なお、定率繰り入れ等の停止に伴い国債整理基金の運営に支障が生じることのないよう、別途、N T T株式の売却収入に係る無利子貸し付けについて繰り上げ償還を実施するとともに、地方公共団体等に対し相当額の償還補助金を交付することとし、このため必要となる措置を講ずることとしております。

第二は、国民年金国庫負担金の平準化措置による平成六年度の加算額に係る一般会計からの繰り入れの特例であります。

平成六年度における一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰り入れについては、国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れの平準化を図るための一般会計から繰り入れの特例に関する法律の規定による繰入金額の算定において加算するものとされている金額はこれを加算しないものとするとともに、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、加算しなかつた金額に相当する額及びその運

用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

第三は、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。

平成六年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に定める額から千二百億円を控除して繰り入れるものとするとともに、後日、政府管掌健康保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度の当該勘定の収支の状況等を勘案して、繰り入れ調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

第四は、雇用保険事業に係る一般会計からの繰り入れの特例であります。

平成六年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れについては、雇用保険法に定める額から三百億円を控除して繰り入れるものとするとともに、後日、雇用保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度の当該勘定の収支の状況等を勘案して、繰り入れ調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

第五は、一般会計において承継した債務等の償還の特例についてであります。

交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したものと並びに日本国鉄道及び日本国鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したもののうち、平成六年度において償還すべき金額については、それぞれその資金運用部に対する償還を延期することができることとし、当該延期に係る金額については、五年以内の据置期間を含め、十年以内に償還しなればならないこととしております。

第六は、自動車損害賠償責任再保険特別会計から一般会計への繰り入れであります。

平成六年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定及び保障勘定から八百億円を限り、一般会計に繰り入れることができるこ

とするとともに、後日、繰入金相当額及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

第七は、造幣局特別会計から一般会計への繰り入れであります。

平成六年度において、造幣局特別会計から一億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとしております。

なお、本法律案は、その施行日を平成六年四月一日として提案いたしておりますが、その期日を経過いたしましたので、衆議院において、交付の日に修正されておりますので御報告いたします。

第二に、証券取引法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、自己の株式の取得に係る規制の緩和に対応して、証券取引の公正を確保するため、自己の株式に係る株券の買付け状況に関する開示、自己の株式に係る株券に関する公開買付け、内部者取引規制等について、所要の制度の整備を図ることとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、自己の株式に係る株券の買付けを行う場合には、投資者保護の観点から、三カ月ごとに買付け状況の開示を義務づけることとしております。

第二に、利益による株式の消却のために行う株券の買付けに關して、公開買付けの制度の整備を図ることとしております。

第三に、自己の株式の取得を行うことについての決定を内部者取引規制上の重要事実として規定し、これを公表しなければ会社及び会社関係者は、当該会社の株式に係る株券の買付け等をしてはならないこととしております。

そのほか、証券会社による取引報告書の作成等につき、所要の改正を行うこととしております。

以上が二法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

委員長(上杉光弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋崎泰昌君 ます、証券取引法の一部を改正する法律案について若干の御質問を申し上げます。

これは、過日、自己株式取得について商法で規制の緩和が図られたということに対応するものだというぐあいに思っております。これを証券取引法の改正で若干の肉づけをなさるといふことですが、この自己株式取得というのはどの程度の意味があり、どのように株式市場における証券取引の上で期待をなされているか、まずお答えください。

○政府委員(日高壮平君) ただいま御指摘がございました自己株式の取得規制の緩和についてでございますけれども、このたび御提案を別途させていただきますので、株主総会の決議に基づいて配当可能利益を用いて自己株式を取得、消却することが可能になるということでございます。

この場合に、企業はその配当可能利益を、従来のやり方といいますか使い道ということでございます。まず一つは再投資をする、その結果将来の企業の価値を高めるといふ道が一つございまして、もう一つは配当として株主に還元をするという道があるわけでございますが、今回の改正によりまして、企業を取り巻く経済環境などを考え、例えば有効な再投資先がない場合、そういったような場合には配当可能利益を自己株式の取得という形で売却に応じた株主に還元をする、同時に消却後の自己資本利益率の向上が期待できる、そのようないわば株主に對する利益を還元する際の一つの道をさらにふやしていく、オルターナティブにふやした、そういう考え方でございます。

このように、結果として株式投資の魅力を高め、ひいては安定的で活力のある証券市場の確立に役立つであろうというふうな期待をいたしているわけでございます。

○橋崎泰昌君 従来、自己株式の取得を制限していた、認めていなかったということはそれなりの理由があったわけですね。一番恐ろしいのはインサイダー取引であるというぐあいに思いますが、それについてこの一部改正案ではいろいろな工夫をやっておられるように思いますが、これでも、これで十分それが機能するんでしょうか。私はまた、今証券局長が言われたいろいろなメリットというのが果たしてこんな大きな規制をかけて実現するんだらうかというふうなおそれを抱くものであります。それについてのお考えをお示しください。

○橋崎泰昌君 インサイダー取引はもちろん禁止もされている、それから相場操縦防止規定もある、不正取引についてのいろいろな規制もある、しかしなかなか後を絶たないというのが実情であるわけですね。そういうことから見ると、今、自己株式の取得が証券法の改正によって認められ、そしてそれに規制が加えられてはいるけれども、それについては十分細心の注意をもってこの法律の運用を遺憾なくおやり願いたいというぐあいに思っています。それは質問じゃなくて申し上げるだけということにしましょう。

○政府委員(日高壮平君) 確かに、この自己株式の取得規制を緩和するという場合に二つの側面があるかと思ひます。

一つは、公正な株式取引をめぐって、例えば今回改正をお願いしておりますインサイダー規制との関係とかあるいは株価操縦との関係とか、何となくも自己の会社の株式について一審知り得る会社の経営者がこの判断をするわけでございまして、から、そういう意味で公正な取引をいかに確保するかというところが一つ大事になってまいります。

もう一点、逆の見方からすれば、従来なかなか行われておらなかった自己株式の取得規制が今回の改正によつてどの程度行われるかということであらうかと思ひます。確かに従来は株価操縦等のそういうおそれがあるといったことが一つありまして、そういったことからなかなか行いにくかった。あるいはみなし配当課税ということで税制の問題が一つネックになっていたということもあらうかと思ひます。

こういふ問題については、税制の問題につきましても今回所要の改正が行われておりますので、両々相まって、私どもとしては、従来行われて

いなかった自己株式取得規制について、今回の制度改正によつて十分取得をし、消却をする、その道が広く行われていくであろうということが期待できるのではないかとこのように考えているわけでございます。

○橋崎泰昌君 これはまさに特例ですから毎年の歳入ではないわけですね。あるいは歳入軽減ではないわけですね。ということは、今財政が非常に逼迫されているときでございますけれども、これは毎年行われるというふうなものじゃないんです。

国債整理基金については、先ほどちょっと大臣が御説明になったように、N T TのB型の貸し付けの償還ということをもとにして基金への繰り入れの特例を設けられた。ほかの特例会計等々を見ても、毎年行われるものと思われぬですけれども、いかがでしょう。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のとおりでございます。全体で七本に整理されております今回の特例措置は六年度予算に係る特例措置でございます。毎年毎年行われるものではございません。

○榊原泰昌君 私さきの大蔵委員会でも御質問いたしましたけれども、我が国の財政の基盤が非常に脆弱になっていることを大蔵委員も認めているものでございまして。現在の国債の発行高、これは年度末には二百兆を超え二百一兆円になるといふぐあいに大蔵省は言っておられます。さらにそのほかに、隠れ借金という大蔵省嫌がるんではないけれども、それ以外に国が負担として持っているものが数十億あるというぐあいに言われてますが、いかがでしょう。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のとおり、国債残高は平成六年度末で二百一兆円程度になります。それ以外に、よく言われます隠れ借金というものでございまして、私どもはその関係資料をいたしまして国会に「今後処理を要する措置」ということでお示しを申し上げておりますけれども、その中にもろもろのものがございまして。性格の違うものが入っておりますが、あえてこれを合計いたしますと、平成六年度末で約三十八兆七千億円でございます。

○榊原泰昌君 それは国債の整理勘定は入っておりますか。

○政府委員(竹島一彦君) ただいまの数字には、国鉄清算事業団の長期債務二十五兆八千億円を含んでございまして。

○榊原泰昌君 二百一兆と気軽に言いますけれども、一年間の国民所得の半分近くを占めているわけですね。国の財政がこのような大きな負担を持ち、なおかつ経済対策もやらなきゃいけないという大

変な苦境に立っているわけですが、公債にこれだけ財政が頼るというのはどうも私は正常なものとは思えない感じがいたしているわけですね。物差しが余りないですから、物差しとして各国との比較を考えてみたいと思っておりますけれども、公債依存度、それから長期政府債務残高の対G D P比較、それから、日本は国債の利子支払い額が大きいですね、二割近く占めていますね。こんなんで財政いいんだらうかという感じがいたすんですけれども、その三つについて各国との比較をお示しください。

○政府委員(竹島一彦君) まず長期政府債務残高の対G D P比から申し上げます。九四年度の我が国のその数値は五三・六％でございます。アメリカの五九・五に次ぎまして、G 5の中でワーストツードでございます。それから利払い費率、歳出予算に占める利払い費の割合でございますが、これで申し上げますと我が国は九四年度で一五・九％、これはアメリカの一四・〇を上回るワーストワンでございます。それから公債依存度で申し上げますと我が国は九四年度で一八・七％でございます。これにつきましてはフランスの一九・七％に次いでワーストツードということになっております。

○榊原泰昌君 今数字を言われましたけれども、どれをとってみてもどうも正常な姿とは言いがたいですね。我が国は日米協議においてアメリカに對して、おまえのところは財政赤字を出し過ぎているんじゃないかということ主張されているというぐあいに聞いていますけれども、いや自分の方が大変なんですね、実を言えば、こういう状態で今の財政運営をやっているというところは非常に問題が多いんじゃないかというぐあいに思っています。

今提出されています予算でも、いわゆる建設国債が十兆五千億ぐらいですか。それから赤字特例債、これが三兆というぐあいになっているんですね。このまま推移していくと、先ほど申された五兆円、この特例法による五兆円ですね。それは実

質赤字なんですよ。毎年行われるものではないと、特に国債整理基金への繰り入れ停止は、もう来年はN T TのBがないわけですから、これは来年はどうしても繰り入れをせざるを得ない立場に立つんですね。そういう財政事情の中で政府は経済政策をやらなきゃいかぬということで大変苦境には立っていると思うけれども、この財政状況を大蔵大臣はどのように見られておられますか。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいま榊原委員が御指摘になりましたように極めて深刻な事態だと受けとめておりまして、これを少しでも是正していくということが私どもに課せられた極めて大きな課題だと考えております。

(委員長退席、理事竹山裕君着席)

昨年の八月以来、ややもすれば景気対策ということで、建設国債ではありましたが、また今回はおっしゃるような特例公債も含めてであります。が、そういうような中に入っていることは極めて財政のあり方からいえば問題だと考えておりましたが、しかし景気の対策ということもこれは配慮しなきゃいかぬということからこういうことをやらせていただきました。

しかし同時に、今御指摘のような観点というのは基本の問題だと思います。予算委員会でも何度も申し上げたのでありますが、国を滅ぼすのは戦争と財政だという言葉もあるぐらいであります。これに對しては極めて深刻に受けとめております。

○榊原泰昌君 大蔵大臣の財政の危機に対する受けとめ方は大切なことだといふぐあいに思いますが、けれども、どうも政府は経済対策に対してウェイトがかり過ぎていてどうか、いずれにしても、アメリカから言われたからというわけじゃないというふうにおっしゃるでしようけれども、先週の新聞を見ていると、政府は公共投資新計画を検討している、十年間でさらに百兆ぐらゐの増額をする。百兆増額をするということになりますと、そのうち半分近くは恐らく国債だといふぐあいに思っています。五十兆円になると思います。あるいは

それ以上になるかもしれません。大蔵当局にお伺いしても、財政投融资、地方負担等々じゃわからぬと言ふものですか、そのぐらゐに腰だめで聞いておきます。

このような計画をおつくりになる。実のことを言うと、あれはここの三月だったと思っておりますけれども、経済対策を出されたたね。そのときには注意深く財源を確保してというような文言が入っていますけれども、そういう観点はどういうぐあいに考えておられますか。

○国務大臣(藤井裕久君) 今、公共投資基本計画の見直し、つまり配分がえ、積み増しも含む、こういうことで経済企画庁が勉強しておられます。また、三月二十九日対策というのは経済改革要綱でございまして、これについては後世に負担を残さない形でという文言を使っております。私どももいたしましては公共投資は重要であると思っております。

(理事竹山裕君退席、委員長着席)

これは、単に景気対策として重要であるのみならず、社会資本、特に生活環境に配慮した社会資本は大事だと思っておりますが、建設国債といえども借金であるという事実は変わらないわけでありまして、このことについて私どもとしては、注意深くという言葉をいただきましたが、後世に負担を残さないような形でこれを処理するというのを三月二十九日に合意をいたしております。

○榊原泰昌君 今おっしゃった三月二十九日の閣議決定に「後世に負担を残さないような財源の確保を前提とし」と書いてあります。これはどういう意味ですか。公債発行ではやらないという意味ですか、税制でやるという意味ですか。公債発行をやったって、それは後世に負担を残さないという意味ですか。どっちでしょう。

○国務大臣(藤井裕久君) これから御議論になるところだとは思いますが、私といたしましては、建設国債といえども借金であり、後世に負担を残すという認識を持っております。

○榊崎泰昌君 ぜいそうという認識のもとに……建設国債は後世に負担を残さないんだ、したがって幾らふやしたってそれは構わないんだという考え方——先ほど申し上げたように公債がいかに我が財政にとって重圧になっているか、今、一般会計に対する負担が一五%だったです。税金の方からいうと二〇%になっちゃうんです。それだけの負担を現世代の人間が払っていかなくちゃならない。それがさらに増大するというところに建設国債といえどもなってしまうんです。

その点は十分考えて、大蔵大臣どの程度関与されているかわかりませんが、この新聞にあるように、百兆平気でふやすんだという議論がまかり通つてもらっては大変困るんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(藤井裕久君) 財政について御心配をいただいております。榊崎委員の御質問を大変うれしく承っております。

さつきお答えしたとおりでありまして、社会資本の整備で確かにまだおくれしている面が多い、特に生活環境に多いということから、社会資本の整備を着実に進めるといふことは必要だと思いますが、それは後世に、また現世代にもそうでありますが、その負担を残すというふうな形であつてはならないと考へており、今経済企画庁が中心になつて進めております公共投資基本計画の見直しについては、財政当局としての今申し上げた立場をしっかりと言うつもりであります。

○榊崎泰昌君 この問題まだちょっと議論し足りないというぐあいに思いますが、後日また機会があつたらやらしていただきたいと思ひます。

次に、先ほどから話題に出ておりますけれども、税制改革に関する機械的試算です。何にもなきや議論ができないじゃないの、さらに税制調査会からそのような御要望がございましたというふうな美しい言葉で逃げておられますけれども、この機

械的試算というのは明らかに誘導なんです。こいうぐあいになるからそうなんだ、こいう計算しかないよと。いろいろ御議論はいただきますと言ふけれども、実はこの前提があつて皆さん議論をするんです。私はどうもこの税制改革の機械的試算について幾つかの問題点があるように思ひます。

まず第一に、税制調査会並びに与党の税調は今週中に結論を出されるんですか。

○国務大臣(藤井裕久君) これはおのおのお立場があるのだから私がつて言うわけにはまいりませんが、私の承知している範囲では、税制改革協議会及び税制調査会は今週中にも一つのものをおまとめになるように何つております。

○榊崎泰昌君 そこで、まず最初に問題点として指摘しておきたいところは、この機械的計算の中では、きよう法律案として御審議をいただいている五兆円の歳入不足については注書きでメンションをしておられるわけですね。ところが、この機械的計算で歳出増が必要だと言つておられるのは五兆七千億なんです。ほぼ同じ金額が増要因だと片つ方だけが言われ、片つ方の五兆円がなおざりにされて単純に注書きだけにされている。この参考二のところに書いてございませうね、約五兆円については別にあるよと。遠慮しいしい書いたのかどうかよくわかりませんが、なぜこれが参考にとどまるんですか。

○国務大臣(藤井裕久君) これは整理の仕方と言へばそれまでなのでございませうが、私もどなたも申し上げておられます。一番基本にあります福祉の問題を取り上げておられます。そしてそのうちで、今の五兆円の問題のみならず、前半に御質問になりました公共投資もあるんですよというところは注書きをいたしております。さらに、逆の意味の、自然増収もあるんですよというところの注書きをいたしております。それらは十分御議論をいただくべき対象だと考へております。

○榊崎泰昌君 大蔵省は御議論をいただければいいと言つておられるけれども、税制調査会での参

考になつているところについて十分な議論をしていただいているとはなかなか思へませうけれども、いかがでしょう。

○国務大臣(藤井裕久君) 私どももいたしましては、少なくとも税制改革協議会あるいは税制調査会の皆さんは十分のことを御認識の上御議論になつていられると考へております。また、この国会を通じまして各党の皆様方にもそのあたりは既に大分御議論がありましたので、私は今の点は御説明申し上げておるつもりでございませう。

○榊崎泰昌君 五兆円の歳入欠陥があるのに対して五兆円歳出増があるよというんだら、それは欠陥じゃないかもしれないけれども、歳入不足の五兆円の方をまず議論するのが本筋であつて、お金もないのに歳出増のところだけ議論するというのは随分おかしいんじゃないかというぐあいに思つておるんです。しかし、大臣は御議論をいただいていると思ひますという以上のこと

はなかなか言えぬと思ひますけれども、第二点としては、二十一世紀福祉ビジョン、この構想については既にいろいろ言われておりますけれども、実は厚生省がおつくりになつたもので、實際上主計局にも話してあるよというふうなお話がありまして、それは実態的に検証されたものではない。それを大蔵省が、これから税制大改革をやるよというときに、そして消費税という新たな増税を図ろうというときに、機械的試算であるという名前がつくが、極めて散漫と

いうのか、問題があるんじゃないかと思ふんです。税調の答申案というのは、実はまだもちろん発表になつておりませんが、先週の金曜日に読売新聞にすつぱ抜かれておるんです。それを見ると大変よくおわかりになつていて、「厚生大臣の私的諮問機関「高齢社会福祉ビジョン懇談会」のとりまとめた「二十一世紀福祉ビジョン」の考

え方をそのまゝ鵜のみにするのはなく、受益者負担や自助努力、民間サービスの拡大等といった要素も十分勘案の上、国民負担の安易な増大を招

かないよう」勉強をしていくべきであると思へていると、これは新聞報道ですからそのとおりの答申になるかどうかはわかりませんが、大筋においてそのような認識が示されているんだというぐあいに思ふんです。

そうすると、御参考というけれども、実はこの機械的試算が新聞に報道され、税調の中においてこいうことが言われているということに別にして、どんな世論を誘導していく、そのような危険性を私は非常に感じるんです。

まずお答え願ひたいのは、これは政府の決めたものじゃない、勝手にと言つて悪いですが、厚生省の全くの試算であると。確かにゴールドプランというものがございまして、これは平成二年だったと思ひますが、それに沿つて計算をしたものだということになつておるようございませうけれども、実はこれがどの程度の権威を持ち得るものかというのを非常に疑問に思ふし、その疑問に思ふものを正式の機関に機械的試算とはいふ誘導的にお出しになつておられるのはいかがなものでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) この福祉ビジョンは、私は昔からいろいろこいう話にもかかつてまいりました。相当よく勉強された結果だと思ひます。かつて昭和五十年代のころから、当時の政府が当時の野党の皆さんから福祉計画を出せといふことを何度も言われたわけでありまして。結局それは無理で、ビジョン的なものであつたわけでありましたが、そのときのビジョンに比べても相当これは突つ込んだ、勉強されたビジョンだと私は考へております。そして、形式論をあえて言う必要はないのでありますが、当然閣議にもこれは報告になつております。

同時にまた、税制調査会は、一つめどだから、あの厚生省の福祉ビジョンのうちのケースⅡ、いわゆる適正負担・適正福祉というものを前提に計算してみないかというサジェスチョンのあつたことも事実であります。

○榊崎泰昌君 相当突つ込んだものだ。計算は

突っ込んであるかもしれません。しかし政策がきちと突っ込んだものであるのかどうか、非常にやっぱり問題があると思います。税調の答申にも多分書かれるでしょうけれども、介護であるとか公的援助であるとかいうものを一体どうすべきかという議論はこれからやらなきゃいけない問題です。

さらに私は疑問に思っておりますのは、ケースⅡを基本に出しておられるわけですが、この機械的試算は二〇〇〇年の平成十二年には五・七兆円社会保障費がアップするんだと、こういうお話ですが、私が思うのは、これは九七年四月一日から税制改正を行おうという案なんです。それまで財源がないんですよ。赤字国債を相当大きくしない限りは財源がないんですよ。そうすると、九七年の四月から七、八、九、十の四年間に五・七兆円社会保障費を増加しようという機械的計算になっているんですね。二十一世紀ビジョンは、実のことをいうと二〇二五年をにらんで段階的にふやしていく。厚生省から御説明を伺いますと、とはいっても介護関係なんかは二〇〇〇年には全部実現してしまうんだという前提になってこの機械的試算の五・七兆円というのは計算されているんです。

私は日本の予算というのは、ローマは一日にしてならずという格言がありますけれども、徐々に段階的に少しずつ予算をつけていっているというのが今までの傾向だというぐあいに思いますけれども、二〇〇〇年に五・七兆円ふえるという案はうのみにしたにしてもちょっととど過ぎませんか。

○国務大臣(藤井裕久君) 細かい数字については担当から話を申し上げたいと思いますが、この五・七兆円というのは本当は五・三兆なんです。○四兆というのはこれは物価スライドです。消費税が入った場合の年金などの物価スライドをこれは入れているわけでありまして五・三兆と言ったらいんだと思いますが、それは別といたしまして、同時に、二〇〇〇年の数字を現在価値に換算したということはもう十分御承知のとおり

でございます。そういうことを含めての五・三兆円であるということをごまかし上げられます。

それから、予算委員会でも大分御議論がありましたように、介護のあり方はこのままでいいのかという角度からの御議論がありました。すべてを公的なものにこれは持っていく過ぎるのではないかと、もう少し自己努力というものをいれるべきではないかと、いろいろ御議論がありました。そういう御議論は当然私も政府としては謙虚に受けとめることだと思っておりますが、同時に、一つの試算を出すときの、機械的計算を出すときの前提といたしましてケースⅡで出したというところは、私としては過去の例から見ると一つの方向を相当具体的に出したんじゃないかなという認識を持っております。

○橋崎泰昌君 もちろんこの数字がひとり歩きされても困るわけだし、方向性といえど、こんなことを言って悪いけれども、高齢化社会が進んでいく、高齢化社会に対応して相当な経費がかかるというのかは方向としては当然です。

しかし、あえてこのケースⅡを持ってこられたというところに私は問題があると思うんです。時間がありませんから余り長々とやりたくありませんけれども、経済成長率を実はこの二十一世紀ビジョンは使っておられるわけです。A、B、Cに分けて、AとBは最初の何年間は五%、Cは四%、その次は四%、三%、三%というような数字を使つて、経済成長率を使つていかれるんですね。

これは後日議論したいと思えますけれども、日本の経済はこんなに大きな経済成長をするんじゃないのかという疑問がまず第一にあるんです。先ほどちょっと大臣も言われましたけれども、また同僚議員の御質問がありましたように、なかなか日本の国の産業空洞化というものは深刻なものが出てくると思えます。現在、空洞化といえど産業の空洞化だけではなくて、実は大蔵省所管の金融問題についても空洞化が進んでいるんじゃないかという疑いすら持っているわけです。

そのようなときに当たって、高度成長の持続の

ままにいろいろな計画をおつくりになっているというところについては私は疑問に思っていますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) これをどうやって推定するかというのはいろいろ御議論のあるところだと思っておりますが、これは生活大五カ年計画そのものに乘ったことというよりはもう御承知のとおりだと思います。名目五、実質三・五、これに乗っております。それが実際どう動くかという問題、あるいはそれを改定すべきではないかという問題、これはあると思います。特に後者の問題は経済企画庁でございまして余り私が先走ったことを申し上げるのは差し控えていただきたいと思います。もしそれが仮にそこまできかなった場合は、当然のことながら自然増収はもつと減ってくるということは申し上げられると思えます。

○橋崎泰昌君 もう時間がありませんから質問やめますけれども、生活大五カ年計画のときに五%というのはそうなんですけれども、あれは平成二年だったと思えます。相当古い。今現在の経済情勢では当然見返しをしなきゃならないときに至っているというぐあいに思えます。しかし、この問題を議論していますと非常に長くなりますので、私の質問はこれで終わります。

○清水達雄君 今まで各先生方から随分御質問が出たわけですが、そういう意味で若干重複するところがあると思えますけれども、税制改革の問題について御質問申し上げたいと思えます。

まず、総理は、六月中に成案を得て必ずや年内に税制改革が実現するよう最大限の努力をしております。こういうことをおっしゃっているわけですが、六月中に成案を得て国会に提出するまでの間、どんな手順であるいはどんな手続で国民の合意を得るような努力をいたしますか、そういうようなことをされるのかについてお伺いします。

○国務大臣(藤井裕久君) まず何よりもその間に

ことだと思えます。同時に、いつか橋崎委員からお話があったんでありますが、私も先頭に立って出て、十三年前、大蔵政務次官をやったときはほとんど東京にいないで全国行脚というのをやりましたが、それらを含めて、またいろんなパンフレット等を使って多くの方々の御理解を少しでも得られる努力をしていかなければならない、そして、それと並行して法案としての準備をしていかなければならないと考えております。

○清水達雄君 それで、六月中に成案を得るといふこの成案とはどういうものなんでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) 私どもといたしましては、少なくとも所得税減税の規模、先行期間、そして消費税の税率ぐらひは一つの骨格であるといふふうに期待をいたしております。

○清水達雄君 今お話にあった内容ですと、大体それを法案に書けば税制改革案になる、細かいところはいろいろありますけれども、骨格としてはもうそういう中身は固まったもの、例えば所得税の税率構造なども全部表現されているようなそういう中身のものなんでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいまの問題はこれからの問題だと思えます。例えば消費税で非常に御議論のあります中小企業の特例等というものが、どういう段階でどういうふう具体的にするかなどいろいろあると存じます。

○清水達雄君 またその問題は後から続いて出てくると思えますけれども、この七月のナポリ・サミットとか日米経済協議に向けて、日本政府としてその内容をどう説明するかということをごさいます。これは前畑委員のお話にあったように、公約は言わない、それから従来減税の規模とか先行期間というものも言っていないというふうなお話でございましたが、対外的には大体平成七年も六年と同じ程度の減税はやりましょというふうな程度にするのか、それとも六月のその成案に基づいてある程度の骨格はおっしゃるのか、その点をお伺いします。

○国務大臣(藤井裕久君) 先ほどの御質問にもお

答えいたしましたように、私も国際会議の場というのは政策協調の場だと思っております。政策協調の場においては国内で決まっていらないことを言うことは一切ありません。しかし、国内で決まったことを言うというのは政策協調として大変大事なことでござりますから、終始私はG7でそういう姿勢でやっております。

今回は総理が主でありますので差し出がましいことは申しませんが、大蔵大臣会議等でもあれば、その基本方針で今までやったとおりまいりたいと思ひます。

○清水達雄君 先ほどの成案なんですけれども、総理が所信表明で成案と言うからには政府の成案という意味だと思ふんですね。そういうことになりまして、今お話しした日本国内で決まったことという中にその成案というのは含まれるんでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) 政府・与党で決めたことは一応成案と考へさせていただきますと思ひます。

○清水達雄君 先ほど植崎委員の御質問にもあつたんですけれども、今世の中に出ておりますのは、これは政府税調から頼まれて税制改革に関する機械的試算というのを出しただけで、所得税の税率構造の変更等の所得税減税の姿は全く示されていない。それから二十一世紀福祉ビジョンも、これは懇談会の報告であつて政府部門で十分検討されているものではないわけでございます。

特にこの福祉ビジョンの問題なんかにつきまして、国民がどういった形で高齢化社会に対応していくか、どういった形でやっていくかという、これは税やいわゆる社会福祉関係の負担との絡みもありまして、国民の選択によるべきもの、それによつて政策決定されるべきものというふうと思つておりますが、この二十一世紀福祉ビジョンというふうなものはとてもそういう段階のものではない。

こういう状況におきまして、六月に成案が出て、政府・与党一体となつてつくつたんだからこれは

もう国内で決まったものだというふうにするのは、私は非常におかしいと思ふんですね。そういうことでは恐らく適切な政策決定はできないだろうと思ひます。国民の合意も得られないんじゃないかというふうに思ふわけでございます。

この六月に何で成案を得なきゃならないかという点も私は疑問でございます。サミットでもなければ六月でなくたっていいんじゃないかというふうに思ふわけなんです。以上、この点について御見解を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(藤井裕久君) まず減税について、規模についてお話がありました。これは試算といひますか機械的計算においては同規模ということを一応置いておきます。これは御議論いただくことも少しありませんが、一応あるべき税制の姿を想定するとそういうものになるということも含みながら置いてあるわけでありまして。

二十一世紀福祉ビジョンは、植崎委員の御質問にもお答えいたしましたように、過去にもこういう話があるわけであつた。そのときいろいろと過去の政府においてもつくつたのでございまして、それに比べると非常に私は進んだ、勉強した成果だろつと思ひます。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、あるべき方向を相当具体的に示して、今後の検討の材料に十分たえ得る、なり得るものだと考へております。

六月の成案というのは、先ほどお答えいたしましたように、今後の段取りを考へるとこの程度の時間が必要であると思料したからでございます。

○清水達雄君 今回の税制改革の問題でありますとか、高齢化社会をにらんだ福祉ビジョンというものは今後の国政にとつて極めて大きな事柄でございまして、これなどは十分時間をかけてちゃんと検討しなきゃいけない。

私、今まで二回ほど経済計画にも参画したことがありますが、昔の経済計画というのは、先ほど経済成長の話もありましたけれども、経済成長から公共投資の問題から、あるいは社会福祉のあり方から全部一体的に議論をして決めたものなわけ

です。やっぱりあの程度のことをやらないと、とても一体的なあるべき姿というのは私は出てこないんじゃないかというふうに思つておられるわけでございます。どうも今の状況でいくということは、極めて拙速に過ぎるということを非常に強く感ずるわけでございます。

これは、この前の特別減税法の附則で、抜本的な改革案を今年にやうにつくるなんというのを自民党も一緒になつて修正をやりまして、僕はあれは全くそういう実態的な、どのくらいという検査をしなきゃならないかというのをや考えないで決めたことじゃないかという感じが非常に持つておられるわけでございます。その程度の問題であるというふうに思ふわけでございます。

そんなことばかり言つても仕方がありませんから、六月の成案というのは、政府・与党がそう決めたから、それでもって国内的には一応の結論といひますか決定であると言ふことについては、私はどうも大変な抵抗を感じる。そんなものじゃないだろうというふうに思ふわけでございます。国民の反応といひますが、そういうものを見て考へていかなきゃならないんじゃないかというふうな思つておられるわけでございます。

それで、やや具体的な問題として、あと所得税減税の問題とそれから社会福祉ビジョンにつきまして若干の質問をいたしたいと思ふわけでございます。

最近の新聞報道によりますと、政府税調の答申案らしいものが新聞に出ておられるわけでございます。これですと、所得税・住民税減税につきまして、最高税率を六五%から五〇%程度に引き下げ、それから所得税率二〇%及び住民税率一〇%の適用区分の幅の拡大によつて中堅所得層の実効税率を引き下げる、それから課税最低限を引き上げ、消費税率の引き上げに際し低所得者にも配慮するといふようなことが言われているわけでございますが、大蔵省も大体そういうふうにお考えでございませうか。

○国務大臣(藤井裕久君) 三点について御質問ございました。

今私は所得税の持つておられる問題点といふことからいひますと、現実には課税最低限は相当高い、そしてその始まる最低税率がこれまた非常に低い、そして最高税率はもう非常に高い。もう一つの問題が、最低税率から最高税率にいく間のスパンというんでしようか、それが非常に狭いために猛烈な急角度になる。ここだと思ひます。

そういう意味からいひますと、税率問題もさることながら、このスパンを伸ばすということが大事であるといふことが一つであつて、これは未定でございまして、決定してありません。どういふ新聞記事が出ていたかわかりませんが未定でございまして。

それから税率適用区分の問題につきましては、今具体的にある層とおしやいましたが、これも決まつておりませんで、少なくともこのスパンを長くする、長くしてこの世の中を一番支えてくださつておられる方々の急角度の重税感を緩和する、こういう方向でいきたいというのが私どもの立場でございます。

課税最低限につきましては、確かに今非常に高いところがございます。しかしこれが消費税が入るといふことになると、やはり税も納めていらつしやらない方の対策が必要であると同時に、課税最低限をすれで入るような方々の対策といふものも考へなければいけない。これは税調でも言つておられるわけでありまして、そのときには第三番目の問題も考へすべき点だと考へております。

○清水達雄君 その程度のお話で、税調答申が出たので六月にやうに成案を決めるといふことでは、今のような大蔵省の答弁だといふことではとてもこれは納得できるような事柄じゃないと思ふんです。

政府税調の答申が出て、それでさらにいろいろ議論するとか、政府税調の答申をもつと延ばしてその間にいろいろ国民の声を聞くとか、あるいは

野党にもよく説明をするとかいうふうなことをやらないうと、何だか今のようなお話ですと、出たら途端に決まっちゃってという、出るもう数日前ですよね、きょうは。そこでまだ中身が説明できないということじゃ、どうも私はなかなか納得がいけないというふうに思っているわけでございます。

そこで、今の所得税の税率構造の話なんです、課税最低限は三百二十七万七千円ということでございます。欧米諸国で高いところはドイツとかフランスが二百五十万円、それからイギリスなどは八十二万円というふうなことでございます。これをさらに引き上げるといふことになる、課税の幅はもつと狭くなつちゃう。これは例えば最高税率の方をもつとずつと伸ばして、税率の高い方はもつとずっと高額所得者の方だ、こういうふうに伸ばしていけばあるいは広がるかもしれない。単に課税最低限は消費税を導入するから引き上げはやむを得ぬということだと、所得税構造の改革に逆行するようになるというふうに思うわけでございます。

最高税率を引き下げるのか引き下げないのかもわからない。あるいはもし引き下げないならばもつとずつと五〇%なんかかかるラインを相当高額所得者の方にずらししていくとか、何かそんなふうな説明も何にもないというふうなことじゃどうしようもないと思うんですけれども、いかがでしょう。

○国務大臣(藤井裕久君) ちよつと言葉が足りなかったかもしれないが、そのことを今お話ししたつもりでございます。つまり、第二の問題として適用区分をどうするんだという話につきましては、そのスパンをうんと広げるといふことを私も考えていますというのを申し上げたつもりでございます。

○清水達雄君 確かに直接税を低くして間接税のウェイトを高くするということは私は当然やるべきことだろうというふうに思っておりますが、今

の五兆五千億円減税というのは所得税、住民税の二〇%減税ですね。二〇%も減税をして、それで消費税率を差し引き増税になるように七%以上も引き上げるといふのは、いかにも急激な改革に過ぎないだろうかという感じを非常に持つわけでございます。

二〇〇〇年まではことし一九九四年です。それから六年もあるわけですし、それから二〇〇〇年よりももうちょっと先ぐらいまでは徐々に減税していくということだ、あり得るんじゃないか。福祉ビジョンの方だ、そんなに一遍に介護ができるような人が育つわけでもないだろうし、高齢化だ、進歩とは言えけれどもそんなに急速に進んでいるわけじゃないんで、そういう考え方もあるんじゃないかという感じがするんですけれども、いかがでしょう。

○国務大臣(藤井裕久君) これも予算委員会及び当委員会でも申し上げておりますように、これは機械的計算であつて、それをもとにしていろいろ御議論をいただきたい。ただいま清水委員の御意見をいただきます。また、予算委員会でもいろいろこの点についての御意見があります。それらの御意見も十分お聞きするという趣旨でございますので、その点は御理解をいただきたいと思ひます。

○清水達雄君 そういう意見をよく聞くとおっしゃるけれども、六月に成案を得ちゃつたら、成案をまた変更するというお話でございますか。

○国務大臣(藤井裕久君) さつき前畑委員にもお答えしたように、連立与党は二月からこれを精力的に勉強しております、おのおのの方はもう相当イメージができています。そういう連立与党の御意見、そしてまたこうやって予算委員会の予算委員会、大蔵委員会等、あるいはほかの委員会でもこういう御議論が出てくるように聞いておりますが、そんなことも考えながらやっておりますが、もうおのおのの皆さんに相当イメージがあるということもひとつ御理解をいただきたい

と思ひます。

○清水達雄君 私はどうもそうは思わないんです。例えば橋崎委員のさつきの質問だつて、そういうふうな状況にはない、自民党の国会議員だつてほとんどそういう状況にはないと思ふんです。

前に消費税をつくったときに自民党は惨敗をいたしました。参議院の一人区は三勝二十三敗ということだつたわけですね。連立与党とおっしゃいますけれども、いわゆる少数与党のような状況でございまして、もつとやっぱり野党の人たちによく説明をしつたり議論をさせたりして、聞くべきものがあれば聞くとかそういうことにしないと、六月に成案が出たからもうそれで突き進むんですというんじや、自民党が消費税をつくったとき以上にいろいろ問題が大きいんじゃないかというふうに思うわけですね、いかがでしょう。

○国務大臣(藤井裕久君) もう一回繰り返すようでございますが、連立与党は少なくとも二月からは相当精力的にやつていて、各党、私もやはりはるかに大きい政党が野党で今幾つもあるわけでありまして、そういう皆様方のところへは局長を初め各職員が相当幅広くこの今の状況、やや抽象的だとおっしゃいましたけれども、物の考え方の方については相当幅広く御説明させていただいていることも御理解いただきたいと思ひます。

○清水達雄君 私も自民党の税制調査会にも出ておりますし、資格はないけれどもいわゆる幹部が集まるような会合にも出てお話を伺つておりますけれども、話の中身がいよいよ所得税減税の案と云ふのは出てこないし、それから社会福祉ビジョンについてだつて、そんなにきちっと検討され、政府内でもまたたうな形というふうに聞いていないわけですね。だから、そういうところがやっぱり非常に大きな問題があるというふうに思っているわけでございます。

それから、この今回の税制改革をやるにつきまして、行政改革でありまして、不公平だといふ不公平の是正だとか、いろんなことも言われているわ

けでございます。行政改革なんかによつてそんなに一遍に金が出てくるとは私も思いませんが、よく從來から言われておりました、クロヨンとか言われるいわゆる源泉所得課税の方と申告所得課税の方との間の不公平、そういうものは非常にあります。これは我々日常に生活をしていても非常に感ずるわけでございますけれども、そういうものは是正といふますか、不公平は正というふうなことにさらにもつと取り組むというふうなお考えはないんでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) この行政改革の問題というのは、政治に携わる人間なら常にそこに焦点を当てなければいけない非常に重要な問題だと思います。私たちは国民の皆様方の税金によつてこういう仕事をさせていただいているわけでありまして、このことは常にやらなければならぬ。さつきも申し上げたように、定員の削減はもう連年やつてきておまして、平成六年は今までの定員削減をはるかに超える二千名を削減しております。毎年毎年千何百名というものを削減してきております。またもちろん、まだこういうところがやられていないという問題もいろいろございまして、そういうことについては私も私としては、この行政改革大綱の中で行政官庁の具体的な話、あるいはまた、少なくとも九十二の特殊法人について全部を見直すということも既に掲げております。

不公平税制につきましては、私も政策減税と言つておりますが、何が不公平かということをはつきりしていく中で一つ一つ、これも前の政権のときからずつとやつておられるわけでありまして、本年も公益法人のあり方、あるいはこれは一つの政策目的が強過ぎるのかもしれないが、企業の秘密金の問題だとか、世の中の世論にこたえた施策はずつとやつてきておるつもりであります。

特に、今おっしゃつた執行の問題もこれは大変大事でございます。税制の不公平だといふお感じの中に執行の問題について御不満を持っておら

れる方が非常に多いという事は私もよく承知しております。本日は国税庁参っておりますが、長官以下五万の職員はまさにそのために日夜精励しているということも御理解をいただきたいと思ひます。

○清水達雄君 一番の問題は、申告所得課税の場合の経費の見方というのが非常にあるわけです。これは何か簡易課税制度みたいなことで、何かもうちょっと機械的に経費の幅とか、我々よく給与所得で、原稿を書くとか原稿料の三〇％は経費と見るとかいうようなことをやっておりますけれども、ただ汗かいて一生懸命努力するということだけじゃなかなかこれは大変なんで、何かそんなふうなことは考えられないのかどうか。難しい問題ではあると思うんですけども、その辺いかがでしようか。

○国務大臣(藤井裕久君) サラリーマンの方の給与所得控除というのはいろんな性格もあると言われておりますが、一つの大きなフクターが概算経費控除だと思います。したがって、四〇％なり三五％というものをサラリーマンの方は概算経費控除をしていると思ひます。

それと同じことを申告納税者の方にできないかというお話だと思いますが、これは建前論が入ってきて恐縮でございますが、申告納税というのは実額制度であるということで、お医者様も含めて概算経費控除であったものを実額控除に、特に所得の高い方はやったとか、やはり方向としては実額控除の方向に今は行っておりますもので、今の御指摘は大変実質的な御指摘だとは思ひますが、やはり申告納税の基本からいいますと実額控除という仕組みはとらざるを得ないと思ひます。

○清水達雄君 ちよつと物の言い方が――全体をひっくり返しては簡易税制にしろうということを書いてあるわけじゃなくて、例えば自動車を買ったときに、仕事の上で使う割合が二割ぐらいしかなくて、実際は家計上使う割合が八割もあるというふうなときに、そういう問題をどう解決してい

くかというもつと細かい話を実はしているわけでございますけれども、そういう点についてもいろいろ検討を続けていただきたいというふうに思ひうわけでございます。

それからもう一つ、これは消費税についての住宅の問題でございます。

政府税調答申でも複数税率はとらないというふうなことが新聞にも出ておりましたけれども、住宅については七％にも引き上げられますと非常にその増税額が大きくなるわけでございます。平成五年の首都圏の平均の新築マンション価格は四千四百八十八万円。消費税率が三％だと税額は九十四万円でございます。これが七％に上がりますと税額は二百二十万円ということになります。百二十六万円の増額になるということになります。

この百二十六万円を住宅金融公庫の基準金利で、つまり今年間ですと四・〇五％ですけれども、これで借り増しをしますと年間六万七千円から七万円の返済金の増加になります。三十五年間の合計では二百四十一万円の増加になるということになります。

それから、住宅取得促進税制というのがありまして、減税をしていただいているんですけれども、この六年間の減税額が百六十万円でございます。これを六十万円も消費税が上回ってしまふということになる。特に、持ち家取得層も最近はその水準が低い人の方が多くなつてきて、七百万円以下の人の割合が六〇％にも達するという状況にもなつています。

それからもう一つ、戸建て持ち家、これは二千五百万円。これは首都圏の平均でございますけれども、この七％の消費税額というのは百七十五万円になります。この百七十五万円というのはいくらと六畳の部屋に相当するんです。だから、七％の消費税を払わなければ六畳の部屋がもう一つつくれる、こういうことでございます。

やっぱり住宅というのは、その消費という面から見ますと、三十年とか四十年とかにわたつて消費をするわけですね。帰属家賃というふうな考え

方もありますけれども。そういう事柄でありますので、こういうふうには大きく税額が上がるということの影響は非常に大きいわけでございます。で、何かやっぱり特例措置が必要ではないかなというふうに思ひうんですけども、いかがでしようか。

○政府委員(小川是君) 消費税につきましましては、申すまでもなく消費一般に広く公平に負担を求めるところに大変大きな特質があるわけでございます。したがって、現在我が国の政策的配慮に基づく非課税の範囲は、医療であるとか福祉、教育、家賃といったものに限定されているわけでございます。

仮に消費税が改まりますときには、もとより住宅取得についても今御指摘のような影響があるわけでございますが、その他消費一般、全体として同じように影響があるわけでございます。したがって、確かに一個としてとらえれば大きなことは事実でございますが、また逆に申しますと、小さな各種の消費、支出についても、小さな負担が重なつた形で消費税というのは国民生活の中で御負担をいただくものでございます。

そういう意味から申しますと、消費税の課税ベースを大幅に縮小させ、制度の公平性、中立性、簡素性といったような観点から大きな問題を生ずる住宅に対する特例といひますのは、やはり考えられない。とりわけ、これだけ大きなものでございまして、その分逆に申しますと、税収を一定にいたしますと、他の標準税率を引き上げるといふはね返りもあるわけでございます。

そうした観点からいひますと、住宅もまた一律に消費税の課税対象として課税をしていくというのが適切であるというふうに考えているわけでございます。

○清水達雄君 それで、外国との比較の話でございますけれども、イギリス、ドイツ、フランス、それからECの第六次指令、これでは不動産の譲渡、賃貸は非課税ということになっておりますし、イギリスでは特に居住用建物の建築はゼロ税率と

なっているわけでございます。いわゆる日本で言う非課税とは違つて、途中段階でかつてきた税金が全部還付されるというゼロ税率方式をとっている。我が国では、不動産じゃなくて土地ですね、土地の譲渡、賃貸と家賃だけが非課税になっている。

それから中古住宅の問題でございますけれども、これはいわば二重課税みたいな話になるわけですが、ヨーロッパやECの指令では中古住宅の譲渡も非課税になっている、日本では課税になっている、こういう状況にあるわけですね。

そこで、イギリスとドイツについて、国民が住宅を購入した場合、新築住宅と中古住宅の場合に分けて、付加価値税の課税がどうなっているかをまず御説明いただきたいと思います。

○政府委員(小川是君) ただいまの問題は大変実は難しい問題でございます。ございまして申ししますのは、まず住宅を取得する場合、新築でございませけれども、自分で発注をした場合と分譲を購入する場合と両方あるわけでございますから整理をするのが大変難しいわけでございますが、私どもが承知いたしておりますのは、イギリスでは建築行為、建築の請負のところは今お話がございましたようにゼロ税率の適用だと承知いたしております。ドイツの場合には課税であるというふうに承知いたしております。

そういう意味で、我が国とドイツとは同じである。EC指令もここは課税ということになっております。イギリスの場合のゼロ税率の問題点は、かの国の食料品に対するゼロ税率の適用と同様の問題をばらんでいふかと思ひます。

次に、そうした建物の譲渡につきましましては、我が国の場合には課税になっておりますが、イギリスとドイツでは非課税ということになっております。ECの指令では新築は課税ですが、中古の場合には非課税ということになっております。

そこで、中古につきましまして今御指摘のように日本の場合には課税でこれらの国では非課税であるという点につきましては、我が国の場合にも、中

古の住宅につきましてはこれを売却した場合に、これを譲り受けて売却する場合に、課税ではござい
ますが、実はみなしの仕入れ控除が認められてお
りますから、実質的にはその差の分に課税とい
うことになります。通常、住宅の場合でござい
ますと減価しているはずでございまして、この
ころには実質上負担が生じてこないのではない
かというふうな思われでございまして。

ヨーロッパの場合に非課税にしているとい
うところにつきましては、これは我が国のよう
なみなし仕入れ控除を認めておりません。した
がいましてこうした形で非課税という措置を
とっているのか、このように理解をしております
でございます。

○清水達雄君 今の御説明でちよつとわから
ないところがあつたんですが、E.C.の第六次
指令では住宅の新築については課税というお
答えでございまして、不動産の譲渡、賃貸は
非課税になつてゐるというふうなことは聞いて
いるんですが、その点もう一度確認をしたい
というところでございます。

それから、我が国の中古住宅につきましては、
例えば、業者が古い住宅を買取りをしまして、
それを改修をしましてまた売るといふときに、
改修をすれば当然そこで付加価値をつける行
為が行われますから、そういうのには恐らく課
税がされるんだらうと思つてゐるんですが、業
者が買つてそれを次の人に売るときに、仕入
れ控除で引かれてしまつたから現実には課税
は起らないということですか。確認したいと思
つてゐます。

○政府委員(小川是君) E.C.の指令の点に
つきましては、私もよく見てゐるんですが、
新築建物の譲渡は課税、それから中古の建
物の譲渡は非課税である、このように承知を
いたしております。

それから、今お尋ねの我が国における、中
古の住宅を事業者が買取り取つてこれに手を
加えて売却をするという場合には、事業者で
ございまして、課税事業者であれば当然消費
税の課税対象になる。しかし、当該事業者は
仕入れ控除として、今言われた改良部分に
つきましては当然改良に要した

費用について消費税を負担しているはずで
ございまして、これを控除できるのはもとより、
消費者からいわば仕入れたその旧中古住宅に
ついてのみみなしの仕入れ控除ができる、こ
ういふことでは、差の部分について実質的に
課税が生ずるということになるわけでは
ないかと。

○清水達雄君 要するに、E.C.の指令では
新築住宅の譲渡は課税だということになつて
おりますけれども、まあドイツは注文住宅は
課税をされるというふうなお話もありました
けれども、とにかくヨーロッパにおいては不
動産の譲渡、賃貸は非課税という状況にな
つてゐるわけですが、どうしてこういうこと
になつてゐるのか。

先ほどお話があつたように、とにかく消費
税というのは一般的に課税するんだと、値段
が高い物であらうと安い物であらうと、安
い物は毎日買つた積み上げれば大きくなつ
てゐるというふうなお話でございまして、な
ぜヨーロッパでは住宅についてこういうや
や特例的ないろいろな措置をとつてゐるの
かというところを御説明いただけますか。

○政府委員(小川是君) 先ほど申し上げ
ましたように、住宅の場合、まず建築費の
ところが課税か非課税かというところが異な
つてゐる。そこではイギリスだけが特殊で
ございまして、それ以外では課税である。つ
まり家を建てればそれに要した資材、労務費
に対して付加価値税が負担されてゐるわけ
でございまして、あと譲渡が、これを譲渡
した場合に非課税ということになつてゐる
わけでございます。建つた建物に付加価値
税の負担を負つてゐるという点は間違ひの
ないところであると存じます。

ただ、細かい点にわたりますと、やはり各
国における住宅と土地というものの、建物
と土地との一体性、それから我が国の場合
には、当然のことながら住宅というものは
耐久消費財というよりはちよつと長い耐用
年数を持った財貨というふうな考えられて
おりますが、ヨーロッパ諸国の場合、石
だとかレンガでつくつた建物と土地との一
体性

から、非常に長期のいわば土地に類似する
ような資産として認識されてゐる。そうい
つた点から、このように各国における課税
方式に影響してゐるのではないかと、こ
ういふふうな推察するわけではございま
せん。

○清水達雄君 そこで、もう二つほどちよ
つと疑問点があるんですが、住宅には消費
税だけじゃなくて登録免許税とか印紙税と
かいふ別の流通税があるわけですか。

登録免許税については言いますと、マン
ションにつきましては、これは合計して上
げますけれども、登録免許税、印紙税含め
まして三十二万九千円、それから戸建て
住宅については六十三万八千円、これは
東京圏での平均値でつかまつてゐるわけ
でございます。

ところが、今回のいわゆる固定資産税評
価の上昇によりまして十五倍も二十倍も上
がつたところがあるわけだ、こういうこと
は例えば十五倍上がつたところ、四〇%
の率を掛けることにしましたけれども、六
倍になるわけですね、登録免許税。こ
ういふ状況下においてまた消費税も上
がるといふ、非常に何かさういふ意味で
もこれはやや二重課税というふうな思
つてゐるのがある。

それからもう一つは、きょうはもう時間
がなくなりましたから、これは後にし
ましようか。あとまだ続きがありま
すけれども、これはあきつての委
嘱審査で引き続いてやりたいと思
つておりますので、他の流通税との
関係だけお答えください。

○政府委員(小川是君) 今御指摘の登
録免許税と印紙税の問題でござい
ますが、我が国ではどちらの税も
大まか古くからございまして、こ
れらの流通税は財貨サービス消費
する行為に着目して課税されるもの
ではないといふことをまず申し上げ
たいと存じます。

登録免許税の場合には、やはり土地と
建物とを一体的に財産権の創設ある
いはば移転の登記等により受ける
法的な利益といふものに着目して
登記等という行為自体に課税を行
つてゐるものでございまして、ま
た印紙税の場合には、不動産譲
渡などの経済取引等の場合に作成
される文書、その背後にある拒絶力
に着目して課税されるものでござ
いまして、消費行為に着目して課
税が行われる消費税とはやはり課
税根拠を異にするものとして、も
とに存在し得るものである、こ
ういふことを考えてゐるわけでは
ないかと。

○清水達雄君 大蔵省流に理屈を言
えればさういふことにはなるんだらうと思
つてゐるんですが、ただ登録免許
税などは固定資産税の評価額に
ある率を掛けてかけられるわけ
でして、それでも非常に膨大な額
になるわけですよ、今度の七〇%
課税のあれでございます。

現実にはどういふ現象が起つてゐる
かといふと、いわゆる登記簿原本を
とるのに登記簿原本の交付料なん
といふのがあつたけれども、これに
いわゆる登記簿原本をコンピュータ
化するシステム変換の経費がその
特別会計の中で何か処理される、
一般会計から繰り入れられないとい
ふふうな問題があつて、べらば
うに今交付手数料が上がつてゐる
わけですよ。

というふうな問題もあり、私はどうも
実態的に見まして大変なことは二重
課税になつてゐるというふうな思
つてゐるわけで、さういふ意味
においても何らかのこれは配慮が
必要ではないかというふうな感じ
がいたします。

あと、いろいろ社会福祉ビジョンに
関連した問題とか固定資産税の
問題で厚生省、自治省、国土庁
の方々に来ていただいております
が、きょうはここに申しわけござ
いませんでしたけれども、あきつ
てやらせていただきたいと思います
ので、これで終わります。

○前畑幸子君 私も、まず、六年度
における財政運営のための国債
整理基金の方から御質問させて
いただきます。

多少重複するかもしれませんが、九
四年五月三十日の日経新聞によ
りますと、九三年度の国の一般
会計の税収は景気の低迷の長期
化の影響によつて一兆円規模の
税収不足になるといふこと
でございまして、大蔵省の見
通しはこれに

ついでどのようなお考えでしょうか。

○政府委員(小川是君) 平成五年年度の税収につきましては、補正後予算額で五十五兆六千八百億円となっております。現在のところ判明しております四月末までの実績によりますと、対前年同月比で一〇・八％となっております。補正後予算の伸び率が一〇・二・三％というところから見ますと、一・五％ポイント下回っております。

五年年度の年度を通じた税収動向はあと五月中に入ってくるものでございしますが、なお三ヶ月決算法人に係る法人税収、あるいはこれらの法人に係る消費税収を含む五分税収の動向を見きわめる必要があるわけでございしますが、一般会計全体としても、先ほど申し上げました補正予算の見積もりで想定した税収の達成は難しい状況にあるというふうに考えております。

○前畑幸子君 今の御説明のとおりで、特に景気低迷によります法人税の税収は前年同期比一〇・四％減と大差落ち込みが大きいということが書かれております。

この不足額を、税外収入として日銀の納付金とか日本中央競馬会の納付金などの確保とか、予算に計上したけれども歳出不用額などで穴埋めするということでございますけれども、これだけでは補い切れないほどの不足額が出ることは明らかだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(竹島一彦君) 税外収入、それから歳出の不用分についてのお話がございましたのですが、出納整理期間が終了しましてからまだ日も浅いこともございまして、今現在具体的な計数を集計するに至っておりません。

お話の中で、日銀納付金と中央競馬会につきましては例外的にもう既に決算がそれぞれ公表されておりました。日銀につきましては当初予算額に比べまして二千五百億円強、それから日本中央競馬会の納付金につきましても五百九十億円ばかり予算額を上回る決算になっておりますが、それ以外のことにつきましては現段階で具体的な計数を把握しておりません。

いずれにしましても、税収について心配される状況もこれあり、今後これらの税外収入なり歳出不用額の確定を待たなきゃなりませんけれども、一般論といえますか制度論といたしましては、我が国の場合は決算調整資金という制度を持っておりまして、万が一御指摘のような事態が現実のものとなった場合にはそういう制度というところにならうかと思っております。

○前畑幸子君 今、穴埋めし切れない場合は決算調整資金を活用するというところをおっしゃいましたけれども、決算調整資金は現在残高がゼロということではないでしょうか。そうしますと、次には国債整理基金から資金を繰り入れるということになるわけだと思ひますが、これ三年連続で税収が見積もりを下回るわけですから、財政のやりくりが大変だと思ひますが、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) まだきょう現在そういう制度を発動するかどうかというところについて予断を持って申し上げられる段階にないわけでございますが、制度の運用といたしましては、確かに決算調整資金は現在残高がございせんので、それが必要となった場合には、国債整理基金の方から決算調整資金の方に資金融通をいたしまして一般会計の決算の処理に当たるといふ形にならうかと思ひます。

○前畑幸子君 そうしますと、九三年度の歳入不足というのは国債の整理基金から繰り入れられるわけですから、本年度国債整理基金への定率繰り入れ停止に伴い国債の償還財源が不足する分については、特別会計が保有しているNTT無利子貸付金を償還することで穴埋めをするということですが、この貸付金の残高も本年度でゼロになるわけではございませんか。

○政府委員(竹島一彦君) 平成六年度の予算におきまして定率繰り入れの停止をお願い申し上げておるわけでございしますが、そのままだしおきまして六年度の国債整理基金の資金繰りに支障を来すということから、御指摘のとおり、NTTの無

利子貸付事業で貸し付けておりました残高の残りをすべて繰り上げ償還をいたしまして国債整理基金の資金の回復を図っているわけでございします。そういうことで六年度の国債整理基金の運営の円滑さというものは確保されるものというふうに考えております。

○前畑幸子君 ちょっと私は理解がしにくいんですけども、このNTTの無利子の貸付金というのは元来特例公債の償還に充てるべきものとしていたと思うんですが、それが最初の目的であつたと思ひますが、その辺、それでいいのでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) NTTの株式の売却収入、これにつきましては、これは国債整理基金に帰属すること、特例公債のみならず公債の償還財源に充てるといふのが本来のことでございます。

ただ実際には、NTTの株式が売却されてその資金が入ってまいりましてからの状況といたしましては、一方で社会資本の整備充実が必要であるという要請がございまして、片や国債整理基金自体には資金の余裕といえますが、償還に当たってそれだけの資金を持っていく必要もないという資金状況にあつたために、公共事業の方に無利子貸し付けということでその資金の運用を行ったわけでございします。

このたび定率繰り入れの停止ということになりましたので、そのままだしおきまして国債整理基金の資金繰りに支障を来すということから、本来国債整理基金のものであるお金を、いつとき無利子で運用していたものを本来の姿に戻すという形で繰り上げ償還をしているということでございます。ですので、資金の本来の使途に戻すという意味で今回の措置をお願いしているわけでございます。何か趣旨を変えていっているわけではございません。

○前畑幸子君 しかし、今の状況ですと財政赤字の穴埋めのために使ってしまうような感じがいたしますので、そうしますと特例公債の償還財源といたすものはどうなるのでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) 本来国債整理基金に帰属すべき資金として売却収入があつたと、それが一時運用されておつたということでございまして、それをもとに戻すということでございます。別な歳出の財源にこれが充てられていっていることは当たらないというふうに思ひます。

○前畑幸子君 あちらこちらからのやりくりでちょっと私自身がよくわかりませんけれども、その中に今度一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れの特例というのがございしますね。これは失業保険事業を行っているもので、今回この勘定から一般会計へ繰り入れを行うということですが、現在大変不況の中で失業が増加しているにもかかわらず、なぜこの勘定の金額まで繰り入れに充当することになったのか、そのわけを御説明ください。

○政府委員(竹島一彦君) 今回この繰り入れ特例法で、大きく七本の事柄につきまして特例的な措置をお許しいただくべくお願い申し上げておりますが、その背景は、六年度の予算編成が大変厳しい財源事情のもとで編成されざるを得なかった。そこで、いわゆるやりくりと言われておりますが、あらゆる面でそういう観点から検討いたしました。

お尋ねの雇用保険の国庫負担の特例措置につきましても、そういった基本的な六年度の予算編成のために、そのそれぞれの制度に支障のない範囲で御協力をいただくという観点から検討させていただきました。結果でございますが、雇用保険の国庫負担につきましては、具体的には六年度の特例措置といたしまして三百億円の特別措置をお願いする。しかしながらこれにつきましては、雇用保険の方に積立金ということでお持ちいただいたしております。そういったものと総合的に判断いたしまして、雇用保険の本来の運営に支障を来さないという範囲内のものである。いずれにしても、将来これはお返しをするという前提で御協力をいただくということにしたいものでございします。

○前畑幸子君 失業保険の事業からも三百億円借

りということ、大変厳しい状況だということとはわかります。

次にもう一つ、国民年金ですね。これは昭和五十八年度において初めてとられた措置であるようです。それ以来十五年かけて年度間の国庫負担金を調整しようとするものであるということですが、五十八年度から六十三年度までの国庫負担減額による運用収入の減少分は、平成五年度以降補てんされることになっております。これを今年度は中止となったわけですが、本年度は加算を行わないものであるというんですが、なぜでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) その他の特別措置と全く同様な趣旨でございます。お説のとおり、この国民年金についての国庫負担というのは既に平準化法によりまして決められたスケジュールによって負担をするということになっているわけですが、ご意見ですが、そこでもいりますと、平成六年度には二千八百二十億円の一般会計から国民年金特別会計に加算して繰り入れるということになっているわけでございます。

ただ、先ほど来申し上げておりますような一般会計の厳しい財源事情に照らしまして、この二千八百二十億円の繰り入れも、国民年金特別会計に実質的な支障を生ずることなく後年度にその繰り入れを繰り延ばさせていただくということをお願い申し上げておきます。

○前畑幸子君 そうしますと、本年度加算しなかった分というのは後年度どのような計画で補てんされるわけですか。

○政府委員(竹島一彦君) これにつきましてはただいま具体的に何年度という年度を申し上げることはできませんが、いずれにしましても、既定の平準化法で決まっておりますスケジュールの最終年度以降に、今回の二千八百二十億円の繰り越した分、これが乗せられていくという形で、新しい繰り入れスケジュールによりまして対応されていくということになるかと考えております。

○前畑幸子君 今申し上げたのは九年度までの間に要するに減算額と加算額を補てんするというこ

とになっているわけですので、六年度中止するということは、来年度からの見直しもこれは変わってくるわけですね。

○政府委員(竹島一彦君) 今回繰り延べる二千八百二十億円の繰り入れは後年度に送らせていただくということでございますが、七年度につきましては、先ほど申し上げました平準化法によりまして加算額というものが既に決まっておりますわけですが、これを踏まえて具体的に七年度の予算編成段階で平準化法に基づき繰り入れをどうするか、これはやはり七年度予算編成段階で検討されるべきものだと思います。今回六年度の分として繰り延べをお願い申し上げております二千八百二十億円のつきましては、これは将来きちんと国民年金に支障を来さないようにお返しをするというふうに考えております。

○前畑幸子君 今、年金基金というのも大変苦しいというふうに私も聞いていて、払い込みのきかない方が随分ふえているというふうなことで、これでも、これは七年度の方が大きい金額で二千三百七十二億円の繰り入れが予定されておられるので、これはだんだん後ろへ送られていくのかなと思えます。すけれども、そこで手をつけなきゃならないという財政状況だと判断するのかなとも思えます。

それからもう一つ、次に政管健保の国庫補助の繰り入れの特例ですが、この特例は前年度積立金黒字見込み額を控除した金額を当年度国庫補助額として繰り入れるものということで、これだけ黒字分を減額されるわけですね。

これを見ますと、六十年から平成元年まで各年度のいわゆる財源確保法というので政管健保の国庫補助の特例措置が行われてきたものですが、平成二年から四年度までは行われなかったわけですね。五年度からまた復活しまして、本年度も本法律案により行われることになっているということでございますけれども、そのいきさつについて伺いたいと思います。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のとおり、政管健保の国庫補助の繰り入れにつきましては既に特例措置が講じられておりましたが、昭和六十年からさういうのが行われておりましたが、いつとき中断されて、また残念ながら五年度、六年度とそれをお願い申し上げておりましたが、この繰り入れ特例措置の累計で、六年度末で七千三百三十九億円の金額になっております。

○前畑幸子君 随分あちらこちらから借り入れるところがあつていいとは思いますが、もう一つまだ借りれるところがあるんです。自動車損害賠償責任再保険というのからも一般会計へ繰り入れられているわけですね。これは保険勘定から七千八百億円の繰り入れが予定されておられるということになっております。

これも昭和五十八年以来久しぶりといえますが、十一年ぶりになるわけですが、今、自動車事故というのには大変ふえてまいりました。そして増加の一途にあるわけですね。保険の支払い金額というのでも随分ふえてきていると思います。私の感じでは、任意保険というのは二年ぐらい前から随分高くなりました。これは対人、対物と分かれています。三億と大変大きい金額になりましたし、それから対物保険というのは、車両価格も高くなりました。したので随分保険料も高くなりました。

大変この自賠責保険にしましては余裕があるようですが、こうした中で、どういう理由でここからもお借り入れになるんでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) 自賠責につきましては、昨年の保険料率の改定の際もいろいろ検討がなされました。今回このような特例措置を行いましても実質的、実質的に自賠責の財政運営に支障が生じることのないようにという、そういう範囲内でこの特別のことをお願いしているわけでございます。

具体的には、今回八千億円の繰り入れ特例をお願い申し上げておられますけれども、将来、利息

相当額を含めましてお返しをするということでございます。それらの規模それからタイミング等につきましては、自賠責が自賠責の立場でいろいろ検討されている消費者還元等々のことも含めまして、そういったことに実質的な影響が及ばない範囲内でこの特例措置をお願いしているということをお願いいたします。

○前畑幸子君 今おっしゃった言葉を返すようですけれども、これは自動車を持っています個人なり企業が自賠責保険というものでそれぞれ掛けていくわけですね。平成三年の四月に平均約八%の引き下げを行ったということですね。そして次に五年の四月一日からまた一三%引き下げたということになっておりますけれども、それでも大変この累積運用益の額というのが平成四年末には一兆二千三百億に達するということで、このことは大変結構なことだと思いますけれども、それだけ余裕があるならば、国民が掛けたお金ですから、余り悠長に使っていただくということはいかがなものでないかと思えます。

この特会の累積運用益を国が当てにされるということは大変いいかと思いますが、どういう見解でいらっしゃいますか。

○政府委員(山口公生君) 自賠責特会の積立金につきましては、自賠責という審議会の御答申によりまして、平成五年の四月から今おっしゃいました一三%の保険料の引き下げを行って、その財源としてこの積立金を活用しているわけでございます。したがって、五年に一三%の大幅な引き下げを行いましたが、この積立金を今後八年度にわたって取り崩すという前提でございまして、そういった形でこの積立金を保険料の引き下げに使っているわけでございます。

今回の一般会計への繰り入れ措置をしまして、その引き下げに使おうという趣旨に全く影響はない形でちゃんと利息をつけて返していただくということにしておりますので、引き下げ財源として使われている趣旨は何ら変わるものではございません。

○前畑幸子君 私的感覺でいきますと、四年の末に一兆二千三百億円あって七千八百億も貸せるといふのですと、もっと下げてもよかつたんじゃないでしょうか。

○政府委員(山口公生君) ちなみに、平成五年の四月から一三％の大幅な引き下げをやったわけですが、その後約一年間の事故の見込みを見ますと、一三・九％という事故率の見込みでございす。すなわち、一〇％というのがちょうど収支とんになるわけですから、このオーバーをしております三十数％分はその積立金を取り崩していくという事で対応していくわけでございす。

それで、低目に抑えられた保険料をしばらく継続するその期間は、その積立金をどんどん取り崩して対応していくという形になっております。例えばもし今一挙に保険料を大幅に下げますと、また事故率との関係からいいますと、次の年に今度は上げなきゃいけないということになってまいります。したがって、安定的にやるには七、八年かけてずっとその低水準を維持しようという考え方でやっております。

○前畑幸子君 平成三年の三月三十一日、平成五年の三月三十一日と自賠責保険料の推移を見ますと、とんと下がつていくわけですね。きょうびこれだけ物価が上がるときに下がるという事は、国民の自動車の事故に対する関心も、やはり自分たちが一生懸命事故をしないように努力すれば保険料も下がってくるという一つのいい材料にもなるのではないかなと思います。

やはり自賠責というのは、私どもも掛けていますが、自動車屋さんと言われるままに、高いのか安いのかも考えたこともございせんでしたけれども、このように十何％と下がつていくという事は大変国民全体の気持ちの上でいいことではないかと思うんですね。もっとこれをPRしていただいで、自分たちが事故をしないようにすればこのようになるというのをPRしていただいで、そういうとうとい財源ですから、やはりき

ちつと国の方も返していただくをお願いしたいと思ひます。

それから次に、証券取引法の一部を改正する法案についてちよつとお聞きしたいと思ひます。

今回、自己株式の取得規制の見直しというものが出たわけですが、大量の投資資金が証券市場に流出してそして株価を上昇させ、新株発行による資金調達が大量に行われるなどによりまして株価が今度は下降の傾向になったという、このところ大変目まぐるしい株価の動きがあったわけでございますけれども、今回の取得規制緩和の目的というものは、どこにあるわけでしょうか。

(委員長退席、理事竹山裕君着席)

○政府委員(日高壮平君) 今回の自己株式取得規制の緩和の目的でございますが、この趣旨は、会社は従来配当可能利益を処分する場合に二つの道がございました。一つは再投資をして将来への企業価値をさらに高めるという方法であり、もう一つは配当として株主に還元をする、そういう二つの道があったわけでございますが、今回の自己株式取得規制の緩和によりまして、企業は自分たち企業を取り巻く経済環境等を考え、例えば有効な再投資先がない場合にはその配当可能利益を自己株式の取得という形で売却に応じた株主に還元をする、同時に、売却後の自己資本利益率の向上を期待する、そういう道も選択できるようになるわけでございます。

このように、株主へ利益を還元する際の選択肢をふやすということが今回の規制緩和の大きな目的でございます。この方法によって結果的に株式投資の魅力が高められ、ひいては安定的で活力のある証券市場の確立に資するということを期待しているわけでございます。

○前畑幸子君 そうしますと、そういう証券市場を活性化することによって株価の対策の一つにしようということでしょうか。

○政府委員(日高壮平君) 中長期的に見た場合、今申し上げたように証券市場の活性化に資するだ

ろうという事で期待をいたしておりますが、その自己株式取得自体が株価にどのような影響を与えるかにつきましては、学者によつても意見が分かれておりますし、おおむね通説で言われておりますのは、当面の株価については中立的ではないかというのが通説であろうと思ひます。

そのようなことから申し上げても、今回の規制緩和は直接当面の株価対策ということではございません。

○前畑幸子君 現行の商法ではいわゆる企業の自己株式取得というものは禁止されているわけですが、今回こういうことを実施すれば、株価操作とかインサイダー取引とかという御心配はないでしょうか。

○政府委員(日高壮平君) 確かに、御指摘がございましたように、企業の経営者というものはその企業の経営環境について、経営内容について一番承知をしている立場にあるわけでございますから、自己株式取得規制が緩和された場合に、インサイダー規制のおそれが強まるということはある程度否定できないかと思ひます。

したがって、そのような考え方から私どもとしては、今回の規制緩和がそういったインサイダー規制を免れるような、そういった不正な取引が行われることのないように、今回証券取引法の改正をお願いをしてインサイダー規制上の重要事実ということをはつきりと法律にうたい、このインサイダー規制というものが適正に行われるようにしたいということで現在御審議をお願いしている、そういう状況でございます。

○前畑幸子君 日本商事のインサイダー疑惑というのがございす。これは自社株をうまく売り抜けた方の例でございすけれども、やはりこういう心配が私は出るのではないかなと思ひます。

役員が関与している場合は完全にインサイダー取引と認定することはできると思ひますけれども、今回のこの日本商事のように、従業員といひますか、一般の社員までがその対象にあつたといふことは、この自社株の取得規制と相反するもの

にはなりませんでしょうか。

○政府委員(日高壮平君) 日本商事の案件そのものにつきましては監視委員会の方から答えをしていただきたいと思ひますが、一般的に申し上げて、先ほど申し上げたように、インサイダー規制というものが十分適正に動いていく、そのための法的な手当てをしているということですから、そういう御心配のような事態が起こらないように私どもとしても手当てをしているというふうに考えておるわけでございます。

○前畑幸子君 しかし、取得については原則禁止が維持され、例外的な場合の範囲が拡大となるという事ですけれども、ちよつとその意味が私よく理解できませんが、今度の法案の規制緩和によりまして投資家あるいは企業にとつてどんなメリットが出てくるのでしょうか。

○政府委員(日高壮平君) 先ほど申し上げましたように、企業のサイドから見れば、株主に対する利益を還元する方策として新しく自己株式取得という道が設けられるということで、それは同時に、企業から見れば財務政策の一つの道が新しくつけ加えられるというメリットがあろうかと思ひます。他方、投資家側から見れば、株主に対するいはば利益の還元の方策が一つつけ加えられることによつて、株主に目を向けた経営というものが行われていくであろう、そういう面からの期待が十分目的として考えられるということでございます。

○前畑幸子君 あくまで自己株式の取得というものは、会社の財務とか運営とか方針というものがわかるわけですから、そういう立場にいる人たちが今度株価操縦を行う原因をつくることにはなりませんでしょうか。

○政府委員(日高壮平君) 先ほどのインサイダー規制の問題と同様に、企業の経営内容について熟知している企業の経営者が自己株式取得に關与するということでございますので、それが株価操縦に當たることのないように十分手当てをしなければならぬ。

ただ、株価操縦の問題につきましては、現在既に証券取引法上規定が整備されておりますので、その現在の規定を十分活用することによってそのような危険を排除することができるといふふうに考えているわけでございます。

○前畑幸子君　そうしますと、証券局としまして投資家や企業にとつてどのような効果を期待していらっしゃるかとということ、それからまた、自己株式取得に慎重にならざるを得ないというまじめな企業も逆に出るのではないかと思います、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(日高壮平君)　確かに、企業の経営者が今回の規制緩和によって自己株式取得についてどのように考えていくか、これは一義的にはつきりと現段階で断定することはなかなか難しくかろうとは思いますが、私どもとしては、先ほど申し上げたように、中長期的な証券市場の活性化の方策の一つとして今回の規制緩和を行う、同時に、それが不公正な取引を惹起することであつてはならないということが必要で法改正をお願いしている、そういう状況でございます。

○前畑幸子君　とにかくいい方向に使つていただくように、きちつとした規制といいますが、こういう場合はいけませんよ、こういう場合はいいという基準をある程度つくつていただくことも大事ではないかと思ひます。

(理事竹山裕君退席、委員長着席)

それからもう一つ、それに関連しまして、持ち株会社の解禁論が出てきております。三月三十一日の日経ですけれども、「経済界」、「外圧」で強気」ということで、欧米では持ち株会社が認められていくということでございます。この辺についてどのようにお考えでしょうか。

○説明員(舟橋和幸君)　持ち株会社解禁論に対する公正取引委員会の考え方でございますが、御案内のとおり独禁法第九条におきまして、事業支配力の過度の集中を防止する、こういう観点から、持ち株会社、これは株式を所有することによって国内の会社の事業活動を支配する、それを主たる

事業とする会社でございますが、その設立や持ち株会社への転化、これを禁止いたしておるわけでございます。

この持ち株会社禁止制度の趣旨でございますが、これは我が国におきまして過去にいわたる財閥が持ち株会社を通じて支配力を拡大したというそういう歴史的沿革を踏まえまして、持ち株会社の機能、目的、これが他の会社の事業活動の支配そのものにある、しかもそれ自体が経済力集中の手段である、そういうことから独禁法の目的でございます「公正且つ自由な競争」、これを阻害するおそれがある、こういう理由で禁止いたしておるわけでございます。

さらに、その現代的意義ということでございますが、我が国では企業による株式の所有が広く見られる、そういう中で内外から、株式の所有や株の相互持ち合い、これが参入障壁なり投資障壁として指摘されている、そういう状況があるわけでございますが、その中で我が国の大きな課題といたしまして、我が国市場の市場開放それから競争の促進、そういうことが課題となつていられる現在、持ち株会社は経済力集中の手段である、それから企業の系列化、企業集団の形成強化の核となる、そういうおそれがあるわけでございます。持ち株会社を解禁するということとはこういう大きな課題を逆行するものではないかというふうに考えておるところでございます。

したがしまして、持ち株会社が解禁されますと、独禁政策の後退、日本経済の閉鎖性、不透明性を象徴する、そういうものとして海外からの批判も受けるのではないかと。さらに、リストラのために持ち株会社を認めてはと、そういう御議論もあるわけでございますが、独禁法の枠内におきまして株式の所有等は可能でございます。したがしまして、持ち株会社がなければその企業のリストラが円滑に進まないかといふこと、そういうことはないのでないかといふことでございます。

公正取引委員会といたしましては、事業支配力の過度集中を防止する、そういう趣旨のつとり

まして独禁法第九条の適正な運用に努めてきておるところでございます。この規定は我が国独禁政策のかねめの一つということと定着をするに至つておるところでございます。規定を見直す考えはないということでございます。

○前畑幸子君　大臣にお聞きしたいんですけれども、持ち株会社の解禁は今御説明があつたように独占禁止法九条に反するといふことで、これを見直すといふようなことが出ております。そして欧米企業では、日本市場でも持ち株会社を通じた新規参入がしやすいように日本政府に働きかけているといふことでございます。

二年ぐらい前でしたか、金融制度改革のときに、要するに持ち株会社方式はやめて、そして子会社方式にいろいろな論議を尽くした上でなつたわけでございます。まだつい先日のことですが、もう方向転換のようなことが持ち上がりつてきているわけですから、大臣の方針はいかがでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君)　今御指摘の金融制度改革の際に、業態問題はどうするかというふうなときに、確かに本気でそういうものをやるのはいいか、そして子会社方式か、持ち株会社方式かといふいろいろな議論があつたのは事実であります。結果として御承知のように子会社方式でやるということを決めたわけでありまして、特に今公取からもお話があつたように、持ち株会社というのは適当でないといふことをはっきり言われているわけでありまして、私どもは独禁法を改正するような気持ちは何も持っておりません。

○前畑幸子君　もう一つ、解禁を求める経済界にとつて外圧が頼りであると、そしてまた、政府が出している規制緩和の一端として持ち株会社が参入しやすくなるのではないかと懸念もありませんが、大丈夫でしょうか、重ねてお願いします。

○国務大臣(藤井裕久君)　規制緩和の問題はもう既に御承知のように着実に進めてまいりますけれども、そのこととこの持ち株会社の問題は違う次元で考えておりまして、持ち株会社というものは過去のいろいろな沿革から見ても日本においては適当でないという判断をいたしておることを、三度目でありまして、お答えさせていただきます。

○前畑幸子君　時間ですので、ちよつと済みませんがもう一つ。

この四月一日から株式委託手数料の一部が、十億円以上が自由化されることになりました。自由化されるというところはいいことと私はとらえたいのですけれども、小口売買が中心の一般の投資家にとつては何の恩恵もないのではないかと思ひます。そして、国際的に見ると手数料は自由化した方がいいといふことで論議したことがあるわけですから、けれども、これからこの手数料の自由化がどういふ方向に行くのか。そしてまた、それが行きますと今度は中小の証券会社にとつて大変経営が厳しくなると思ひますが、そのあたりはどのようにとらえておられますか。

○国務大臣(藤井裕久君)　確かに手数料自由化といふことで四月から十億円以上の取引について自由化したわけでありまして、これが一体どういう影響を与えるのかといふことを慎重にこれから見ていかなきゃならぬ段階だと思つております。特に中小証券会社あるいは個人投資家の例を出されまして、恩恵がないどころかマイナスになることだつて考えられるわけでありまして、米英などもこれをやつてはいるわけでありまして、その効果といふものについてはまだいろいろと検討すべき事項があると諸外国でも言つてはいるわけでございます。私どもはこれについてはまず様子を見守るといふのが現在の状況でございます。

○前畑幸子君 ありがとうございます。

○吉岡吉典君 最初にさっきの続きを一言。

法人企業の規模別実質負担率の問題ですが、いろいろ前提があつて難しいということですが、私も、私は東京新聞と同じ前提でやれということと言ふわけじゃありませんが、大蔵省の前提による計算もできないということなのかどうなのかという点が第一点。

第二点は、この機械的試算は歳出の削減で生み出すケースというものの計算されてない、それから不公平税制の是正で捻出するケースも計算されてない、私は思いますが、これは計算されてないのか、計算はあるということなのか。計算されてない、私は思いますが、それは、財源は結局消費税という考えのあらわれだということふうに考えます。

それと関連してもう一点お伺いしたいのは、この財源問題について言うと、機械的試算のほかに、先ほどもちょっと話が出ておりましたけれども、公共投資基本計画について、現行計画、二〇〇〇年までに四百三十兆円となつていましたね。それを百兆円以上上回る積み増しが検討されていると、こういうふうに出ておられます。

そうすると、この財源策は、もし消費税でということになれば、一〇％でも支え切れないということになります、そういう財源、消費税との関係でどのようにお考えになつておられるか、三

点お伺いします。

○国務大臣(藤井裕久君) 先ほどの第一点でございますが、私も私としてもいろいろな前提があつて確定することができませんので、大蔵省としてこれをあつたように規模別に細かく出すということとはなかなか難しいと考えております。

第二番目の機械的な計算の話でございますが、私は何度かここでも申し上げておりますように、一つの基準で出したにすぎないわけであつて、当然のことながら歳出の削減については一層の努力をすべきものだと思つておりますし、政策減税についていろいろな御意見を承りながらやるべき

のについてはやつてまいらなかならない。ただ、政策減税の中で何が不公平かということについてはいろいろ御意見があるのは事実であります、多くの方々がこれはやはり是正すべきであるということに対しては、的確にやつていかなきゃいけない、こういうふうに出ておられます。

第三番目の公共投資基本計画であります、これは単に積み増しであると同時に見直しも含まれておるわけで、生活環境関連というものをより重視していくという意味の見直しをしたいということも含めてであります、その上積みも含めまして、先ほどお答えいたしましたように、後世代に負担を残さないということは極めて重要な財政政策であると考えております。

○吉岡吉典君 その問題はまた改めて議論することにして、法案に則して質問します。

証券取引法の一部改正法案ですが、先ほど来の論議を聞いておられます、この今出されている証券取引法の一部改正法案というものがなければ自己株式取得の解禁というものは不正を生み出すおそれがある、こういう認識ですね。

○政府委員(日高壮平君) 自己株式取得規制につきましては、実際に定められておりますのは商法でございます。従来商法の考え方を今回改めて、別途商法の改正をお願いしているわけでございます。

その商法の改正によりまして自己株式取得が広く行われるようになった場合に、証券取引の立場から見れば、先ほどもお話し申し上げましたとおり、インサイダー規制等、不公正な取引が行われないようにするための所要の規定の整備が要るであらうということで今回改正をお願いしておるわけでございます。

○吉岡吉典君 つまり、ほつておけばおそれがあるということでしょう。それははっきり言ひなさいます。

○政府委員(日高壮平君) インサイダー規制につきましては、何の手当てもしなければインサイダー規制を免れるおそれがあるということとは否定

できないだろうと思ひます。だからこそ重要事実として今回規定をさせていたおいておる。

もう一つの株価操縦の問題につきましては、これは規定の整備を図るまでもなく現在の取用法で十分対応が可能であるというふうに出ておられます。

○吉岡吉典君 先ほど論議があつた点ですが、今回の自己株式取得の解禁というのはどういう目的によるものか。まあいろいろ回りくどい論議で、結果としては株式に対する魅力を高め、活性化とすることを期待している、目的というよりは期待しているという表現であつたと思ひますけれども、そういうことですか。もう一度お伺いします。

○政府委員(日高壮平君) そのとおりでございます。

○吉岡吉典君 そうしますと、これは逆に言うと、株式活性化、そういうことを期待しつつ、ほつておくと不公平を生み出すような危ない要素を持つたものでもあるところの自己株式取得の解禁ということをやつたということになる、論議としてそういうことになるわけですね。やっぱりかなりの危険を念頭に置きつつ、こういう法律上の歯どめをかけたつづきというのをやられたと思ひます。

○政府委員(日高壮平君) この自己株式取得規制の緩和につきましては、先ほど申し上げたように、証券市場の活性化に役立つであらうということ、果次の経済対策にも計上されているところでございます。

なお、今おっしゃられましたけれども、私どもとしては、これは証券市場の活性化という目的だけではないに、企業サイドから見ても、先ほど申し上げたように、株主に対する利益の配分の方法を一つふやすという意味で、株主に目を向けた政策が企業として組みやすくなる、そういう面を十分御勘案いただきたいと思ひます。

○吉岡吉典君 この改正法案でとられた措置で大体想定される不公正ということの危険は防げる、そういう判断にお立ちになっておられますか。

○政府委員(日高壮平君) 株式をめぐる不公正な取引というのは、実は一義的にどういう形態が広く行われているかというのとはなかなか難しいわけでございますけれども、少なくとも先ほど申し上げたとおり、企業の経営内容について熟知している企業の経営者等が自己株式取得について関与するということでございますので、通常考えられるものとすれば、インサイダー規制、いわゆる内部者取引規制との関連、もう一つは株価操縦との関連ではないかというふうに出ておられます。

前者のインサイダー規制につきましては必要な法改正をお願いしてございまして、株価操縦の問題については、先ほど申し上げたとおり、自動的に現在の取用法の大枠の中で十分対応が可能であらうというふうに出ておられるわけでございます。

○吉岡吉典君 証券取引審議会は、自己株式取得に關して具体的な項目を挙げて、いろいろな行為を株式操縦との関係で問題があるものとして列記しております。これもこの法律の中に取り入れた方がよりよかつたんじゃないかというふうに出ておられる向きもありますが、その点はどのようにお考えになりますか。

○政府委員(日高壮平君) 相場操縦との関係で幾つかの具体的な事例について、例えばこういうことが行われた場合にはそのおそれがあるよということ、証券取引審議会の報告の中に具体的に列挙されたわけでございます。

ただ、これを実際に法制面としてはつきりと定義をするということにつきましては、現在の取用法における株価操縦禁止規定というものは、いわば一つの形式的な行為だけで判断すべきものではなくて、その行為を行った主観的な要素、あるいはその影響とかいろいろなものを総合的に判断して決定すべき問題でございまして、今申し上げたものは、一つのたまたまたそういうものが疑われやすいよという意味での取引の目安を取引審議会の報告というところで掲げさせていただきまして、それだけでは具体的な法的な面で規定をし、それでいけば違法性を阻却するような形では、

なかなか現在の法体系のもとではとりにくいというところで、今回そこまではやっていないということとでございいます。

○吉岡吉典君 私どもはこの法案に賛成でございいますから、そうだとすると運用の面できちっとしてもらわなければならない問題になります。

そこで、証券取引等監視委員会が、この証券取引の報告が掲げた項目、今後の調査に当たってこれをおのよう受けとめておられるかということをお伺いします。

これは監視委員会の方にお伺いします。

○政府委員(杉崎重光君) 私ども監視委員会は、その発足に当たりまして新たに株価操縦等の犯罪事件の調査の権限をちゅうだいたしてございいます。そして、この相場操縦の禁止規定でござい

すけれども、これにつきましては既に判例もございいますし、また過去の証券取引におきましても報告がございいます。そして、今回証券法の改正に関連いたしまして、ただいま御指摘ございましたとおり、自己株式の取得等の規制緩和に当たって、相場操縦禁止規定との関連で問題が生じ得る行為が具体的に列挙されてございます。

これらの判決あるいは報告書、こうしたものを私どもはよく踏まえまして、今後とも相場操縦行為等の犯罪の疑いがあるものにつきましては予断を持つことなく調査を進めまして、取引の公正を害する悪質な行為については告発によりまして刑事訴追を求めるなど、厳正に対処してまいる所存でございいます。

○吉岡吉典君 財政運営特例法案ですが、時間が来ましたので一問だけ簡単に終わらせていただきます。

二年連続定率繰り入れの停止ということになると、定率繰り入れというこの制度を大蔵省はどういう認識で見られるかということをお伺いさせていただきます。

定率繰り入れは我が国の減債制度の基本であるとして、しかもこの定率繰り入れを基本とする現在の減債制度の意義は、他の支出に充て得る財源

がこれによって制約されることによって財政の膨張、ひいては公債残高の累増に対する間接的歯止めになるというようなことも財政審の答申では強調されているわけですね。

そういうことが連続して停止されるということになると、この制度そのものを非常に軽くお考えになっているんじゃないかという気がいたします。そして、こういうことを繰り返していただければ本当に財政はパンクしてしまうんじゃないかと私は思います。

先ほどの質問でNTT株式の問題がありましたけれども、さっき答弁もありましたように、もとへ戻すものはもうことしなくなっちゃうわけでしょう。一体どうするんですか。そういう点、ちよつと簡潔に大臣にお伺いします。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいま御指摘のように、この減債制度は昭和四十年の国債発行後に、直ちにあるべき姿として今吉岡委員御指摘のような角度からとられたものでございいます。そして、ずっと守ってきいてるわけでございますが、赤字国債を出したときにはこれは実上機能しなかったというの事実であります。そして、それをしてかりやるといふのがあつたべき姿であるということはそのとおりだと思ひます。

私どももいたしましては、先ほど来の御議論を伺つて思つておりますが、いいことをやっていると申してございませぬ。決していいことをやっていると申してございませぬが、やりくりとしてどうにもならないところである、過去何十年間の積み上げがきているということも事実でありまして、私どもとしてはいいことをやるといふことではなく、やむを得ざる措置としてこのようなことをやらせていただいております。もちろん、減債制度というのは本来あるべき姿であるということとは絶対に忘れてはいけない財政政策の基本だと考えております。

○吉岡吉典君 終わります。

○島袋宗康君 証券取引法の一部改正案について二、三お尋ねしたいと思ひます。

自社株取得のルールを策定する必要性についてまずお伺いしたいと思います。

企業が自己株式を時価で買い取る場合、株価に對しては中立的であるべきだとされております。しかし、自己株式取得は会社の財務運営を預かる者自身が行うものでありますから、このような者がこれを利用して株価操作を行おうとする誘因が強く働く可能性があるとされております。

他方、会社は自己株式取得に際し、株価操作であるとの疑惑を恐れて取得に過度に慎重になることも考えられるんじゃないか。このような懸念に對して証券取引審議会の報告では、自己株式取得に当たって株価操作禁止規定等に違反するとの疑いを招くような具体的な態様を列挙してございいます。このような態様を示すことにより、これが避けるべき行為の一つの目安として機能し、公正かつ円滑な取引が行われることが期待されているわけでありませぬ。

しかし、法案では公正な取引とされる基準が法文化されてないわけでありませぬけれども、これは株価操作の疑念を持たれることを嫌ひ自社株取得に消極的な会社が出てくる可能性がありはしないか。改正法案の実効性についてはちよつと疑問を抱かざるを得ないというふうに思ひます。

今回、自社株取得の規制緩和に当たって、株価操作の疑いのない、いわゆるセーフ・ハーバー・ルールを作成しなかつた理由は何なのか、その辺についてお伺いいたします。

○政府委員(日高壮平君) 今御指摘がございましてセーフ・ハーバー・ルールというものは、現在アメリカのSEC、証券取引委員会の規則で定められたものでございませぬ。

ちよつと具体的に申し上げますと、このセーフ・ハーバー・ルールというのは、自己株式の買い付けを委託する証券会社の数、買い付けの時期、買い付けの価格あるいは買い付けの数量について一定のルールに従つて自己株式の買い付けを行った場合には、それらの事項を理由として相場操縦禁止規定の違反とされることはない、いわば一種

の違法性阻却要因をSECの規則という形で定めたものでございませぬ。

先ほど申し上げましたけれども、我が国の相場操縦の禁止規定、これは証券法の百五十九条でございませぬが、この相場操縦禁止規定をどのように認定するかということとでございませぬけれども、これは取引の動機などの主観的な要素、売買取引に付随した前後の事情等を総合的に考へて個別事例ごとに判断する必要があるということとで、現在の私どもの司法体系の考え方のもとでは、先ほどのアメリカのような画一的な類型的な基準で違法性を阻却するような、一義的に違法性を阻却するような考え方はとり得ないというのが私どもの考え方であり、司法当局の考え方であつたわけでございます。

したがつて、そういう意味で、株価操縦禁止規定にこれが当たるのか当たらないのかわからなかつたわけではなかつたという当然御指摘もあるわけでございますので、そのような御指摘にもこたへるために証券取引審議会の報告の中にそういった、むしろ避けたい方が望ましいと思はれるような一つの目安を掲げさせていただいた。これが現在の法制面における我々のとり得る限度ではなかつたかということとでございませぬ。

○島袋宗康君 最近、株主総会をめぐるトラブルが絶えないわけでありませぬ。また近年、総会屋対策から、株主総会の開催が六月二十九日に集中している状況であります。これは会社の総会屋を排除するための方策であると思ひますけれども、反面、複数の会社の株式を保有する健全な株主の正当な権利行使を妨げているのではないかとこのふうにも思ひます。今回の自社株取得の要件に定時株主総会の決議を求めていることからして、形骸化された株主総会のままではいはずはないと私は思つております。

ところで、株式投資の魅力を高め、安定的で活力ある証券市場を確立することは、我が国の新しい経済社会を展望する上で大きな課題と思ひます。つまり、個人株主の割合が欧米に比べ低い我

が国の現状にかんがみ、株主の正当な権利行使を保障して投資者の保護を図り、正確な情報に基づき安心して投資できる個人株主をふやしていくことが今必要であると思ひます。そのことがひいては証券市場の活性化に資するものだと思ひております。

大蔵省は個人株主をふやすための環境整備などについてどういふふうにお考えなのか、御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(藤井裕久君) 後者の方について私の基本的な考えを申し上げますが、私は今御指摘のように大変大事なことでと思ひております。個人株主をふやして要するに証券市場のすそ野を広げるといふことは大変大事なことでと思ひておりまして、既に前政権以来ではございますけれども、売買の単位を小さくするとか、あるいは従業員持ち株制度をもう少し弾力化するとか、あるいは証券投資信託に株式を入れるとか、いろんな意味できめ細かく、しかし同時に個人株主をふやしていくという基本に沿った施策をとっておりますが、ただいまの島袋委員の御指摘は大変大事なことでと思ひておりますので、今後ともますます個人投資家が証券市場に、より戻ってくるように努力をいたしたいと思ひております。

○政府委員(日高壮平君) 前段にお話がございました株主総会の開催日が集中しているのではないかと問題につきましては、基本的にこれにつきましてはは会社の判断において決定されているということでございますので、私どもとしてはちよつと御意見を差し控えていただきたいと思います。が、いづれにいたしましても、株主総会が株主のためになるように、そういった形で運営されるように私どもとしてもその関係者に期待をいたしたい、お願いをしたいといふふうにて考えております。

○島袋宗廣君 終わります。
○委員長(上杉光弘君) 以上で両案に対する質疑は終局いたしました。
これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、議題になつてゐる二法案のうち、平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案について、反対の討論を行います。

本法案は、九四年度予算の歳入不足を賄うために、国債整理基金への定率繰り入れを停止することなどにより、約五兆円の財源を捻出しようとするものであります。

定率繰り入れは我が国減債制度の基本であり、これを当初予算から停止する今回の措置は、国債残高削減の努力を政府みずから放棄するものと言わなければなりません。また、国民年金特別会計、政管健保などへの一般会計からの繰り入れの停止措置については、本来負担すべき支払いを繰り延べ、これらの特別会計の財政基盤を不安定にするものであります。

これらのやりくりの措置が毎年のように続けられた結果、繰り延べ期間の利子相当分を含め、その残高であるいわゆる隠れ借金巨額に達してあります。これは、予算を粉飾し、財政の実態をわかりにくくするものであるとともに、残高二百兆円を上回る国債残高とあわせ、将来の国民の大きな負担となるものであります。

以上の理由から、本法案に対して反対の態度をとるものであります。

○委員長(上杉光弘君) 他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。
まず、平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案について採決を行います。
本法案に賛成の方の挙手を願ひます。
(賛成者挙手)
○委員長(上杉光弘君) 多数と認めます。よつて、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、証券取引法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本法案に賛成の方の挙手を願ひます。
(賛成者挙手)
○委員長(上杉光弘君) 全会一致と認めます。よつて、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上杉光弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十九分散会

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案
一、証券取引法の一部を改正する法律案

(小字及びは衆議院修正)

平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案

平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、平成六年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における一般会計からの国債整理基金特別会計への国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置、一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定、厚生保険特別会計健康勘定及び労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例に関する措置、一般会計において承継した債務等の償還

の特例に関する措置並びに自動車損害賠償責任再保険特別会計及び造幣局特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第二条 平成六年度において、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

(一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例)

第三条 政府は、平成六年度における一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れについては、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰り入れるの特例に関する法律(昭和五十八年法律第四十六号)第四項において「繰入特例法」という。第三条第三項において読み替へて適用する同法第二条第一項の規定による繰入金額の算定において加算するものとされている同法別表の平成六年度の項の下欄に掲げる金額の同法第三条第一項の政令による改定後の金額は、これを加算しないものとする。

2 政府は、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、前項の規定により繰入金額の算定において加算しなかつた金額に相当する額及び同項の規定による特例措置がとられなかつたとした場合に国民年金特別会計国民年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 前項の規定による一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入金は、当該勘定の

歳入とする。

4 平成六年度及び第二項の規定による繰入れがされた年度における繰入特例法第二条第二項及び第五条の規定の適用に必要と技術的読替えは、政令で定める。

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例)

4 平成六年度及び第二項の規定による繰入れがされた年度における繰入特例法第二条第二項及び第五条の規定の適用に必要と技術的読替えは、政令で定める。

2 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況等を勘案して、予算の定めるところにより、千二百億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

(一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例)

5 政府は、平成六年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰入れについては、同年度の雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十六条第一項及び第六十七条前段に規定する国庫負担に係るものについて、これらの額の合算額から三百億円を控除して、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、雇用保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度における労働保険特別会計雇用勘定の収入支出の状況等を勘案して、予算の定めるところにより、三百億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額

に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 前項の規定による一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 平成六年度及び第二項の規定による繰入れがされた年度における労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)第二十条の規定の適用に必要と技術的読替えは、政令で定める。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

6 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第三十七号)附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成六年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)第二条第一項及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二条第二項の規定により一般会計において承継した債務のうち平成六年度において償還すべき金額については、それぞれの償還を延期することができ、この場合において、当該延期に係る金額については、十年(五年以内の措置期間を含む)以内に償還しなければならない。

(自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ)

7 政府は、平成六年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から七千八百億円、同特別会計の保険勘定から三百億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

ろにより、それぞれその繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計の保険勘定又は保障勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの同特別会計の保険勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳入とする。

(造幣局特別会計からの一般会計への繰入れ)

8 政府は、平成六年度において、造幣局特別会計から、一億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金に相当する金額は、造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)第二十七条の規定による繰越利益金の額から減額して整理するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日、平成六年四月一日から施行する。

2 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からの繰入れの特例に関する法律の一部を次のように改正する。

「昭和六十四年度」を「平成元年度」に、「昭和六十五年度」を「平成二年度」に、「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十七年度」を「平成四年度」に、「昭和六十八年度」を「平成五年度」に、「昭和六十九年度」を「平成六年度」に、「昭和七十年」を「平成七年度」に、「昭和七十一年度」を「平成八年度」に、「昭和七十二年度」を「平成九年度」に、「昭和七十三年度」を「平成十年度」に改める。

証券取引法の一部を改正する法律案
証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 公開買付けに関する開示」

第二章の二 公開買付けに関する開示

第一節 発行者である会社以外の者による

第二節 発行者である会社による上場等株

株券等の公開買付けに改める。

券の公開買付け

第十三条第二項及び第二十三条の十二第二項中

「第四条第一項ただし書」の下に「又は第二項ただし書」を加える。

第二十四条の五の次に次の一条を加える。

第二十四条の六 証券取引所に上場されている株

券及び流通状況が証券取引所に上場されている株

券に準ずるものとして政令で定める株券(第二

十七条の二十二の二から第二十七条の二十二

の四まで及び第六十七七条において「上場等株

券」という)の発行者である会社は、商法(明

治三十二年法律第四十八号)第二百十條ノ二第

二項又は第二百十二條ノ二第一項の規定による

定時総会の決議があつた場合には、大蔵省令で

定めるところにより、当該決議があつた定時総

会の終結した日から当該決議後最初の決算期に

関する定時総会(以下この項において「次期総

会」という)が終結する日までの期間を三月ご

とに区分した各期間(最後に三月未満の区分し

た期間が生じた場合、その区分した期間が十日

以内であるときは当該区分した期間はその直前

の区分した期間に含まれるものとし、その区分

した期間が十一日以上三月未満であるときは当

該区分した期間をもつて一の区分した期間とす

るほか、最初の区分した期間にあつては当該決

議があつた定時総会が終結した日の当該終結時

までの間を除き、最後の区分した期間にあつて

は当該次期総会の終結時までの間とする。以下

同じ。ことに、当該決議に基づいて当該各期間

中に行つた自己の株式に係る株券の買付けの状

況(買付けを行わなかった場合を含む。)に関す

る事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして大蔵省令で定める事項を記載した報告書（以下「自己株券買付状況報告書」という。）を、当該各期間経過後十五日以内に、大蔵大臣に提出しなければならない。

第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は自己株券買付状況報告書について、第二十二條の規定は自己株券買付状況報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生じることとなる日前において、第五条の規定による届出書類」とあるのは「自己株券買付状況報告書（第二十四條の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。以下この条、第九條第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）」と、「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九條第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十二條第一項中「前条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出した会社のその提出者の発行する有価証券を取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者の発行する有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前条第二項第一号又は第二号」とあるのは「前条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十

四條の六第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第六条の規定は、第二項の規定により自己株券買付状況報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十五條第一項中「又は臨時報告書」を、「臨時報告書又は自己株券買付状況報告書」に改め、同項に次の一号を加える。

七 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書

第二十五條第三項中「及び前条第五項」を、「第二十四條の五第五項及び前条第三項」に改め、同条第四項中「書類」の下に「（第一項第七号に掲げる書類及び前二項の規定による第一項第七号に掲げる書類の写しを除く。）」を加える。

第二十六條中「有価証券報告書の提出者」の下に「自己株券買付状況報告書の提出者」を加える。

第二十七條中「及び第十五條から前条まで」を「第十五條から第二十四條の五まで、第二十五條及び前条」に改める。

第二章の二中第二十七條の二の前に次の節名を付する。

第一節 発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け

第二十七條の二第一項本文中「（この節の下に「当該株券等の発行者である会社以外の者による」を加え、この章において同じ。）」を「この節において同じ。」に改め、同項第二号中「消却のため」を「新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う」に改め、同項第三号中「この章」を「この節」に改め、同条第二項中「公開買付け」を「前項本文に規定する公開買付け」に改め、同条第三項中「公開買付け」を「第一項本文に規定する公開買付け」に、「この章」を「この節」に改め、同条第四項中「公開買付け」を「第一項本文に規定する公開買付け」に改め、同条第五項中

「公開買付け」を「第一項本文に規定する公開買付け」に、「この章」を「この節」に改め、同条第六項及び第八項第一号中「この章」を「この節」に改める。

第二十七條の三第一項中「公開買付け（以下この章を「公開買付け（以下この節」に改め、同条第二項中「この章」を「この節」に改め、添付書類（以下この節並びに第六十七條、第九十七條及び第九十八條において「この節」を加え、同条第三項中「この章」を「この節」に改める。

第二十七條の五及び第二十七條の八第三項第二号中「この章」を「この節」に改める。

第二十七條の九第一項中「以下」の下に「この節並びに第九十八條及び第二百條において」を加える。

第二十七條の十第一項中「この章」を「この節」に改める。

第二十七條の十一第一項中「この章」を「この節」に、「又は」を「若しくは」に、「場合及び」を「場合又は」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この節並びに第九十七條、第九十八條及び第九十九條において」を加える。

第二十七條の十二第一項及び第三項中「この章」を「この節」に改める。

第二十七條の十三第二項中「以下」の下に「この節並びに第九十七條及び第九十八條において」を加え、同条第三項及び第五項中「この章」を「この節」に改める。

第二十七條の十七第二項中「この章」を「この節」に改める。

第二章の二中第二十七條の二十二の次に次の一節を加える。

第二節 発行者である会社による上場等株券の公開買付け

第二十七條の二十二の二 商法第二百十二條ノ二第一項の規定による株式の消却のための上場等株券の当該上場等株券の発行者である会社による有価証券市場外における買付けは、公開買付けによらなければならない。ただし、有価証券

市場における有価証券の売買取引等に準ずるものとして政令で定める取引による買付けについては、この限りでない。

第二十七條の二第二項から第六項まで、第二十七條の三（第二項第二号を除く。）、第二十七條の五（各号列記以外の部分に限る。）、第五項及び第二十七條の二十二の三第五項において同じ。）、第二十七條の六から第二十七條の九まで（第二十七條の八第六項、第十項及び第十二項を除く。）、第二十七條の十一から第二十七條の十五まで（第二十七條の十一第四項並びに第二十七條の十三第三項及び第四項第一号を除く。）、第二十七條の十七、第二十七條の十八、第二十七條の二十一第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付けを行う場合について準用する。この場合において、これらの規定（第二十七條の三第四項及び第二十七條の十一第一項ただし書を除く。）」中「株券等」とあるのは「上場等株券」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、「売付け等（売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この節において同じ。）」とあり、及び「売付け等」とあるのは「売付け」と、第二十七條の三第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第三号に」と、同条第三項中「公開買付け者、その特別関係者（第二十七條の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。）」その他政令で定める関係者」とあるのは「公開買付け者その他政令で定める関係者」と、同条第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（当該公開買付け届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付け届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）」に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場等株券等の区分に応じ、当該各号

に定める者に送付するとともに、当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該公開買付者である会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場等株券」と、第二十七条の五ただし書中「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者である会社の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等をする」とある旨の条件を付した場合は公開買付者に関する破産その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付けにより当該上場等株券の買付けを行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、第二十七条の十三第四項中「次に」とあるのは「第二号に」と、第二十七条の十四第一項中「及び意見表明報告書（これらの」とあるのは「（その」と、同条第三項中「及び第二十七条の十三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定」とあるのは「（の規定」と、第二十七条の十五第一項中「公開買付報告書又は意見表明報告書」とあるのは「又は公開買付報告書」と、同条第二項中「公開買付者等及び対象会社等」とあるのは「公開買付者等」と、前条第一項中「公開買付者又はその特別関係者」とあるのは「公開買付者」と読み替えるものとする。

を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含むに送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場等株券の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該訂正届出書を提出した日において、既に当該公開買付者である会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場等株券」と読み替えるものとする。

で定める」と読み替えるものとする。
第二十七条の七の規定は、第二項において準用する第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について準用する。
第二十七条の八第一項から第五項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第二十七条の八第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき大蔵省令で定める事情がある」とあるのは「第二十七条の二十二の第二項において準用する第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付けをする上場等株券の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「買付条件等がこの節の規定」とあるのは「買付けに係る受渡しその他の決済が第二十七条の二十二の第二項において準用する第二十七条の十三第四項（第一号を除く。）及び第二十七条の十三第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定」とあるのは「買付けをする上場等株券の数の計算の結果が第二十七条の二十二の第二項において準用する第二十七条の十三第五項に規定する大蔵省令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の二十二の第二項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないもの」とし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「第四項の規定は、前項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による

訂正報告書について準用する。この場合において、第四項中「第二項において準用する第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書又は第二項において準用する第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書」とあるのは、「第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書」と読み替えるものとする。
第十六条の規定は、第二項において準用する第二十七条の第三項若しくは第二十七条の八第七項の規定に違反して大蔵省令で定める行為をした者又は第二項において準用する第二十七条の九第二項若しくは第三項の規定に違反して当該上場等株券の買付けをした者について準用する。この場合において、第十六条中「これを取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに際して当該上場等株券の売付けをした者」と読み替えるものとする。
第十七条の規定は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付説明書（第二項において準用する第二十七条の九第一項に規定する公開買付説明書をいう。以下この節において同じ。）その他の表示を使用して上場等株券の売付けをさせた者について準用する。この場合において、同条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに際して上場等株券の売付けをした者」と読み替えるものとする。
第十八条第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに際して当該上場等株券の売付けをした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付けの際」と読み替えるものとする。
一 重要な事項について虚偽の表示があり、又

に定める者に送付するとともに、当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該公開買付者である会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場等株券」と、第二十七条の五ただし書中「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者である会社の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等をする」とある旨の条件を付した場合は公開買付者に関する破産その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付けにより当該上場等株券の買付けを行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、第二十七条の十三第四項中「次に」とあるのは「第二号に」と、第二十七条の十四第一項中「及び意見表明報告書（これらの」とあるのは「（その」と、同条第三項中「及び第二十七条の十三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定」とあるのは「（の規定」と、第二十七条の十五第一項中「公開買付報告書又は意見表明報告書」とあるのは「又は公開買付報告書」と、同条第二項中「公開買付者等及び対象会社等」とあるのは「公開買付者等」と、前条第一項中「公開買付者又はその特別関係者」とあるのは「公開買付者」と読み替えるものとする。

第二十七条の五の規定は、第二項において準用する第二十七条の八第八項の規定により公開買付けに係る買付けの期間を延長しなければならない場合における当該延長しなければならない期間の末日までの間について準用する。この場合において、第二十七条の五中「買付け等」とあるのは「買付け」と、「株券等」とあるのは「上場等株券」と、「次に掲げる」とあるのは「政令

で定める」と読み替えるものとする。
第二十七条の七の規定は、第二項において準用する第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について準用する。
第二十七条の八第一項から第五項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第二十七条の八第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき大蔵省令で定める事情がある」とあるのは「第二十七条の二十二の第二項において準用する第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付けをする上場等株券の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「買付条件等がこの節の規定」とあるのは「買付けに係る受渡しその他の決済が第二十七条の二十二の第二項において準用する第二十七条の十三第四項（第一号を除く。）及び第二十七条の十三第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定」とあるのは「買付けをする上場等株券の数の計算の結果が第二十七条の二十二の第二項において準用する第二十七条の十三第五項に規定する大蔵省令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の二十二の第二項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないもの」とし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「第四項の規定は、前項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による

訂正報告書について準用する。この場合において、第四項中「第二項において準用する第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書又は第二項において準用する第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書」とあるのは、「第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書」と読み替えるものとする。
第十六条の規定は、第二項において準用する第二十七条の第三項若しくは第二十七条の八第七項の規定に違反して大蔵省令で定める行為をした者又は第二項において準用する第二十七条の九第二項若しくは第三項の規定に違反して当該上場等株券の買付けをした者について準用する。この場合において、第十六条中「これを取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに際して当該上場等株券の売付けをした者」と読み替えるものとする。
第十七条の規定は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付説明書（第二項において準用する第二十七条の九第一項に規定する公開買付説明書をいう。以下この節において同じ。）その他の表示を使用して上場等株券の売付けをさせた者について準用する。この場合において、同条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに際して上場等株券の売付けをした者」と読み替えるものとする。
第十八条第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに際して当該上場等株券の売付けをした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付けの際」と読み替えるものとする。
一 重要な事項について虚偽の表示があり、又

は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事項の表示が欠けている第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告又は第二項において準用する第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の七第一項若しくは第二項若しくは第二十七条の八第八項若しくは第十一項の規定若しくは第六項において準用する第二十七条の七第一項若しくは第二項の規定による公告若しくは公表（次項において「公開買付開始公告等」という。）を行つた会社

二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事項の記載が欠けている第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次項において同じ。）を提出した会社

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事項の記載が欠けている公開買付説明書（第二項において準用する第二十七条の九第三項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。次項において同じ。）を作成した会社

前項において準用する第十八条第一項の規定の適用がある場合において、当該会社のその公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出又は公開買付説明書の作成を行つた時における当該会社の役員は、当該会社と連帯して前項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、この限りでない。

第二項、第三項及び第五項から第十一項までの場合において、これらの規定に規定する読替えのほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

る。

第二十七条の二十二の三 前条第一項に規定する公開買付けによる上場等株券の買付けを行おうとする会社は、当該会社の重要事実（第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実（大蔵省令で定めるものを除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）であつて第六十六條第一項に規定する公表がされていないものがあるときは、公開買付届出書（前条第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出する前に、大蔵省令で定めるところにより、当該重要事実を公表しなければならない。

前条第一項に規定する公開買付けによる上場等株券の買付けを行う場合において、公開買付者である会社は、公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付けに係る前条第二項において準用する第二十七条の五に規定する公開買付期間（第四項において準用する第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。次条において同じ。）の末日までの間に、当該会社に重要事実が生じたとき（公開買付届出書を提出する前に生じた重要事実であつて第六十六條第一項に規定する公表がされていないものがあることが判明したときを含む。）は、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、当該重要事実を公表し、かつ、当該公開買付けに係る上場等株券の買付けの申込みに対する承諾又は売付けの申込みをした者及び当該上場等株券の売付けを行おうとする者に対して、当該公表の内容を通知しなければならない。

前二項の規定による公表がされた後政令で定める期間が経過したときは、第六十六條第一項に規定する公表がされたものとみなす。

第二十七条の八第八項及び第九項の規定は、第二項の規定による公表について準用する。この場合において、同条第八項中「第一項若しくは第二項の規定による訂正届出書を提出する場

合又は第三項若しくは第四項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合には、大蔵省令で定める場合を除き」とあるのは「第二十七条の二十二の三第二項の規定により当該重要事実を公表しなければならない場合には」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、同条第九項中「前項の規定」とあるのは「第二十七条の二十二の三第四項において準用する前項の規定」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、「株券等」とあるのは「上場等株券」と読み替へるものとす

第二十七条の五の規定は、前項において準用する第二十七条の八第八項の規定により公開買付けに係る公開買付けの期間を延長しなければならない期間における当該延長しなければならない期間の末日までの間に準用する。この場合において、第二十七条の五中「買付け等」とあるのは「買付け」と、「株券等」とあるのは「上場等株券」と、「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と読み替へるものとす。

第十八条第一項の規定は、重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事項の表示が欠けている第四項において準用する第二十七条の八第八項の規定による公告又は公表を行つた会社について準用する。この場合において、第十八条第一項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該上場等株券の売付けをした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付けの際」と読み替へるものとす。

前項において準用する第十八条第一項の規定の適用がある場合において、当該会社が前項に規定する公告又は公表を行つた時における当該会社の役員は、当該会社と連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知

らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、この限りでない。

第二十七条の十七の規定は、第五項において準用する第二十七条の五の規定に違反して上場等株券の買付けをした場合について準用する。この場合において、第二十七条の十七中「株券等」とあるのは「上場等株券」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、「売付け等」とあるのは「売付け」と読み替へるものとすほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十七条の二十二の四 前条第一項又は第二項の規定による公表又は通知（以下この条において「公表等」という。）をしなければならない重要な事項についての公表等をせず、又は虚偽の公表等をした会社は、公開買付けに応じて上場等株券の売付けをした者に対し、公表等がされず又は公表等が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該公開買付けに応じて当該上場等株券の売付けをした者が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知つていたとき。

二 当該会社が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時（前条第一項の規定による公表にあつては当該公開買付届出書の提出の時、同条第二項の規定による公表又は通知にあつては当該公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間をいう。次項において同じ。）において相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したとき。

前項本文の規定の適用がある場合において、当該公開買付け当時における当該会社の役員は、当該会社と連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚

偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け
当時において相当な注意を用いたにもかかわらず
知ることができなかったことを証明したときは
は、この限りでない。
第二十七條の二十三第一項中、「明治三十二年
法律第四十八号」を削る。
第四十二條の二第一項中、「これに」を「これら
に」に改める。

第四十八條に次のただし書を加える。
ただし、その取引に係る契約の内容その他の
事情を勘案し、取引報告書を顧客に交付しなく
ても公益又は投資者保護のため支障を生ずるこ
とがないと認められるものとして大蔵大臣の承
認を受けたときは、この限りでない。
第六十二條第四項中、「戸籍抄本」を削り、「添
附」を「添付」に改める。
第六十五條第二項第二号中、「第二條第八項」を
「同條第八項」に改める。

第六十六條第二項第一号イ中、「ハにおいて」
を「ニにおいて」に改め、同号リ中「チまで」を「リ
まで」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、ト
をチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、
ハをニとし、ロの次に次のように加える。
ハ 商法第二百十條ノ二又は第二百十二條ノ
二の規定による自己の株式の取得

第六十六條第四項中「規定する書類」の下に
「(同項第七号に掲げる書類を除く。)」を加え、同
條第五項第四号の次に次の一号を加える。
四の二 商法第二百十條ノ二又は第二百十二條
ノ二の規定による自己の株式の取得について

の当該上場会社等の商法第二百十條ノ二第二
項又は第二百十二條ノ二第一項の規定による
定時総会の決議について第一項に規定する公
表(当該決議の内容が当該上場会社等の業務
執行を決定する機関の決定と同一の内容であ
り、かつ、当該決議前に当該決定について同
項に規定する公表がされている場合の当該公
表を含む。)がされた後、当該決議に基づいて
当該自己の株式に係る株券の買付けをする場

合(当該自己の株式の取得についての当該上
場会社等の業務執行を決定する機関の決定以
外の同項に規定する業務等に関する重要事実
について、同項に規定する公表がされていな
い場合を除く。)
第六十七條第一項中「(限る。)」又は「(限る。)」
若しくは「に改め、政令で定めるもの」の下に「又
は第二十七條の二十二の二第一項に規定する上場
等株券の同項に規定する公開買付けを、当該公
開買付け等に係る上場株券等」の下に「又は上場
等株券」を加え、同條第四項中「上場株券等」の下
に「又は上場等株券」を加え、同條第五項中「第二
十七條の三第一項」及び「第二十七條の十一第二
項」の下に「第二十七條の二十二の二第二項にお
いて準用する場合を含む。」を、「第二十七條の十
四第一項」の下に「第二十七條の二十二の二第二
項において準用する場合を含む。以下この項にお
いて同じ。」を加え、「同項」を「第二十七條の十
四第一項」に改め、同條第六項第八号中「上場株券
等」の下に「若しくは上場等株券」を加える。

第六十九條中「第二十七條の三第三項」の下
に「(第二十七條の二十二の二第二項において準
用する場合を含む。)」を加え、「同條第二項」を「第
二十七條の三第二項(第二十七條の二十二の二第
二項において準用する場合を含む。)」に改める。
第九十條第一項中「第二十七條の二十二」を
「第二十七條の二十二第一項(第二十七條の二十
二の二第二項において準用する場合を含む。)」に改
める。
第九十七條第二号中「第二十七條の三第一項」
の下に「(第二十七條の二十二の二第二項におい
て準用する場合を含む。)」を、「第二十七條の六第
一項若しくは第二項」の下に「これらの規定を第
二十七條の二十二の二第二項において準用する場
合を含む。)」を、「第二十七條の八第十二項」の下
に「並びに第二十七條の二十二の二第二項及び第
六項」を加え、「若しくは第十一項」を「第二十
七條の二十二の二第二項及び第二十七條の二十二
の三第四項において準用する場合を含む。」、第二

十七條の八第十一項(第二十七條の二十二の二第
二項において準用する場合を含む。))に改め、「第
二十七條の十一第二項」及び「第二十七條の十三
第一項」の下に「第二十七條の二十二の二第二項
において準用する場合を含む。)」を加え、同條第
三号中「第二十七條の三第二項」の下に「(第二十
七條の二十二の二第二項において準用する場合を
含む。)」を、「第二十七條の八第一項から第四項
まで」の下に「これらの規定を第二十七條の二十
二の二第二項において準用する場合を含む。)」
を、「第二十七條の十一第三項」及び「第二十七條
の十三第三項」の下に「(第二十七條の二十二の二
第二項において準用する場合を含む。)」を加え
「同條第三項」を「第二十七條の十三第三項及び第
二十七條の二十二の二第二項」に改め、同号の次
に次の一号を加える。
三の二 第二十七條の二十二の三第一項又は第
二項の規定による公表を行わず、又は虚偽の
公表を行つた者

第九十八條第一号の二中「及び第二十四條の
五第五項」を、「第二十四條の五第五項及び第二十
四條の六第三項」に改め、「これらの規定」の下に
「(第二十四條の六第三項を除く。)」を加え、「又は
第二十七條の三第四項」を、「第二十七條の三第四
項」に、「及び第二十七條の十三第三項」を、「第
二十七條の十三第三項並びに第二十七條の二十二
の二第二項及び第三項において準用する場合を含
む。又は第二十七條の二十二の二第四項(同條第
八項)に改め、同條第二号中「又は第二十七條の八
第七項若しくは第九項」を「(第二十七條の二十二
の二第二項において準用する場合を含む。)、第二
十七條の八第七項(第二十七條の二十二の二第二
項において準用する場合を含む。)」又は第二十七
條の八第九項(第二十七條の二十二の二第二項及
び第二十七條の二十二の三第四項において準用す
る場合を含む。))に改め、同條第二号の二中「第
二十七條の三第一項」の下に「(第二十七條の二十
二の二第二項において準用する場合を含む。)」を
加え、同條第三号中「第二十七條の三第二項」に「第

二十七條の十一第三項」及び「第二十七條の十三
第二項」の下に「第二十七條の二十二の二第二項
において準用する場合を含む。)」を加え、同條第
四号中「これらの訂正報告書」の下に「第二十四
條の六第一項若しくは第二項の規定による自己株
券買付状況報告書若しくはその訂正報告書」を加
え、同條第六号中「第二十七條の九第一項」の下に
「(第二十七條の二十二の二第二項において準用
する場合を含む。)」を加え、「同條第三項」を「第
二十七條の九第三項(第二十七條の二十二の二第
二項において準用する場合を含む。)」に改め、同
條第七号中「第二十七條の十一第一項ただし書」
の下に「(第二十七條の二十二の二第二項におい
て準用する場合を含む。)」を加え、「同項ただし書」
を「第二十七條の十一第一項本文(第二十七條の二
十二の二第二項において準用する場合を含む。)」
に改め、「第二十七條の三第一項」の下に「(第二
十七條の二十二の二第二項において準用する場合
を含む。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。
七の二 第二十七條の二十二の三第二項の規定
による通知を行わず、又は虚偽の通知を行つ
た者

第一百零一條第一号中「及び第二十四條の五第五項」
を、「第二十四條の五第五項及び第二十四條の六
第三項」に改め、「これらの規定」の下に「(第二
十四條の六第三項を除く。)」を加え、「又は第二十
七條の三第四項」を、「第二十七條の三第四項」に、
「及び第二十七條の十三第三項」を、「第二十七條
の十三第三項並びに第二十七條の二十二の二第二
項及び第三項において準用する場合を含む。又は
第二十七條の二十二の二第四項(同條第八項)
に改め、同條第二号の二中「第二十七條の八第十
項」の下に「第二十七條の二十二の二第二項及び
第五項並びに第二十七條の二十二の三第五項」を、
「若しくは第五項」の下に「(これらの規定を第二
十七條の二十二の二第二項において準用する場合
を含む。)」を加え、同條第二号の四中「又は第二
十四條の五第四項」を、「第二十四條の五第四項」
に改め、「第十條第一項」の下に「第二十四條の

六第一項又は同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十條第一項を加え、又は臨時報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書に改め、同条第二号の五中「第二十七條の十四第二項」の下に「(第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号の六中「第二十七條の八第十二項」の下に「並びに第二十七條の二十二の第二項及び第六項」を加え、若しくは第十一項を「(第二十七條の二十二の第二項及び第二十七條の二十二の第三第四項において準用する場合を含む。)、第二十七條の八第十二項(第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。)」に改め、「第二十七條の十三第一項」の下に「(第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号の七中「第四項までの規定による訂正届出書」を「第四項まで(これらの規定を第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。)」の規定による訂正届出書に改め、「第二十七條の十三第三項」の下に「及び第二十七條の二十二の第二項」を加え、同条第二号の八中「又は第三項」の下に「(これらの規定を第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二百五條第二号の三中「第二十七條の十五第二項」の下に「(第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号及び第十五号中「第二十七條の二十二」を「第二十七條の二十二第一項(第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。)、第二十七條の二十二第二項」に改める。

第二百五條第一項第一号中「第三号」を「第三号の二」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十八條の改正規定及び第六十二條第四項の改正規定並びに次条の規定

及び附則第三條の規定(第四十八條の改正規定及び第六十二條第四項の改正規定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 改正後の証券取引法第四十八條ただし書の規定は、前条ただし書の規定による施行の日(以下この条において「一部施行日」という。)以後に成立した有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(以下この条において「有価証券の売買取引等」という。)について適用し、一部施行日前に成立した有価証券の売買取引等については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三条 この法律の施行(第四十八條の改正規定及び第六十二條第四項の改正規定にあつては、附則第一條ただし書の規定による施行をいう。以下同じ。)前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

六月十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願(第一五八七号)
一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願(第一六〇七号)(第一六〇九号)(第一六一九号)

一、たばこの広告禁止、注意表示の改善等に関する請願(第一六四一号)
一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願(第一六五二号)
一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願(第一六五二号)

課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願(第一六五六号)(第一六五八号)(第一六四四号)(第一七二二号)
一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願(第一七一九号)
一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願(第一七二五号)(第一七三二号)(第一七三三号)(第一七三六号)(第一七三七号)(第一七三八号)(第一七四〇号)(第一七四二号)(第一七四八号)(第一七四九号)(第一七五〇号)(第一七五四号)(第一七五五号)(第一七五八号)(第一七六三号)(第一七六四号)(第一七六五号)(第一七七〇号)(第一七八八号)

一、消費税率の税率引上げ反対、消費新税の導入反対等に関する請願(第一七九〇号)
一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願(第一八〇一号)(第一八〇三号)
一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願(第一八〇五号)
一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願(第一八二二号)(第一八二二号)(第一八二六号)(第一八二九号)(第一八四三三号)

一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願(第一八四七号)
一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願(第一八五八号)(第一八六〇号)(第一八六二号)(第一八六三号)(第一八六九号)(第一八七六号)(第一八八二二号)

第一五八七号 平成六年五月二十七日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願(三通)
請願者 茨城県土浦市都和一ノ一四ノ二〇 古仁所哲 外二名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。
第一六〇七号 平成六年五月二十七日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願
請願者 東京都府中市宮西町三ノ七ノ二 斎賀敦也 外四百九十九名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一六〇九号 平成六年五月二十七日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願
請願者 長野県上田市大字上田三〇〇ノ一 小坂井義博 外三百八十六名
紹介議員 三上 隆雄君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一六一九号 平成六年五月二十七日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願
請願者 東京都葛飾区高砂七ノ六ノ一三ノ二〇八 荻野光一 外百八十四名
紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一六四一号 平成六年五月二十七日受理
たばこの広告禁止、注意表示の改善等に関する請願
請願者 静岡市田町六ノ三二ノ七 花村一男 外四名
紹介議員 竹山 裕君
我が国はいまだにたばこのテレビCMが許されているG7唯一の国であり、男性喫煙者率が約六十%という先進国の中で唯一高いなど、国際的にたばこ対策が遅れている。ついでに、国民、特に次代を担う青少年を煙害から守るために、次の事項について実現を図らねばならない。

一、たばこは本人にも周りにも健康障害を引き

一、たばこは本人にも周りにも健康障害を引き

起こし、かつ依存性がある。このような商品の広告が許されている例は他には無いので、たばこの販売促進を目的とした広告宣伝は禁止すること。

二、たばこについての現行の注意表示は、たばこの有害性、周知への害、ポイ捨てや失火などの迷惑・損害等について真実を伝えていないので、諸外国並みに喫煙者に正しい警告を伝える表示とすること。

三、増加の一途にある未成年喫煙者の大部分はたばこを自販機で購入しており、未成年者喫煙禁止法に照らして問題であるので、未成年者が購入できる自販機は順次撤去させること。

四、たばこ税の増税は、喫煙者や喫煙量の減少で喫煙者自身にも歓迎され、また特に未成年者の喫煙防止効果が大きく、国民の健康増進に寄与するので、たばこ税を増税し、国としての長期的、かつ包括的なたばこ対策（特に健康対策）の費用に充てること。

五、これら広告宣伝、注意表示、自販機、増税などは、たばこの健康問題と不可分であるので、国民の健康をたばこの害から守るために、課税商品としてのたばこに対する国の保護育成は中止し、これらの所管を厚生省などに移すこと。

第一六五二号 平成六年五月三十日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(三通)

請願者 茨城県水戸市西原三ノ一ノ三二
宇都木恭子 外二名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第一六五六号 平成六年五月三十日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 三重県度会郡度会町大野木 藤井

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一六五八号 平成六年五月三十日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 東京都世田谷区上祖師谷二ノ一八
ノ三一 田谷野武夫 外千四百六十五名
紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一六六四号 平成六年五月三十日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 三重県北牟婁郡海山町島勝浦 宮本信 外千九百六十一名
紹介議員 森 楊子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七一二号 平成六年五月三十日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町都橋一〇七
風間悟 外九十九名
紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七一九号 平成六年五月三十一日受理

逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(三通)

請願者 茨城県水戸市八幡町一ノ五 市毛礼子 外二名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第一七二五号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、

課税最低限の大幅引上げ等に関する請願
請願者 東京都足立区神明三ノ二〇ノ一九
菅野美 外五百九十九名
紹介議員 日下部梅代子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七三一号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 徳島市大原町老町地三〇ノ四〇
芝田憲二 外三百九十九名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七三三三号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 静岡県焼津市惣右衛門五六五 村上修身 外四十九名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七三六号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 大阪府城東区今福西五ノ一ノ一
九二反田高志 外七百五十六名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七三七号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 東京都西多摩郡五日市町小中野一
四一ノ一 小泉昌一 外四百二十一名
紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七三八号 平成六年五月三十一日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 愛媛県松山市和気町一ノ四二六ノ
二 芳野正一 外三百八十九名
紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七四〇号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 徳島市山城町東浜傍示四二 上地芳子 外五百六十四名
紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七四一号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 東京都板橋区若木二ノ三三ノ三
西尾正己 外五百八十八名
紹介議員 上山 和人君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七四八号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 長野県飯田市東中央通三、二五四
ノ五 塩沢あさの 外四百九十九名
紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七四九号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市朝志ヶ丘四ノ一二ノ
四 小野政明 外五百二十五名
紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七五〇号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 埼玉県坂戸市多和田六〇 加藤 功 外四百五十一名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七五四号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市琴浦町七五〇四 吉岡 曉美 外五百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七五六号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡堀田町石垣 國政隆 外五百六十一名

紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七五八号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 大阪府平野区瓜破一ノ六ノ六ノ二 〇八 神原加代子 外七百五十一名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七六三号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 大阪府堺市原山台五丁六ノ一 笠

原藤一 外七百五十四名

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七六四号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 富山県砺波市高波一、五〇三 白江 弘幸 外二千八百八十二名

紹介議員 岩崎 昭弥君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七六五号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 東京都江東区東砂四ノ二三ノ九 脇田 紘一 外五百八十二名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七七〇号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 愛媛県宇摩郡土居町天満二、五三 一 岸俊均 外七百四十九名

紹介議員 西岡瑠璃子君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七八八号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 埼玉県日高市下鹿山四九四ノ一ノ 三三ノ四〇二 菊池昭光 外三百八十八名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一七九〇号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、消費新税の導入反対等

に関する請願

請願者 川崎市宮前区けやき平一ノ一九ノ 一〇一 佐々木知一 外七千十名

紹介議員 小林 正君

この一年余り、自民党政権の交替、方向の見えない構造不況、米の自由化、消費税問題、製造物責任(P.L.)法、食の安全など、政治、経済、社会の広い分野で多くの動きがあった。こうした国民生活の様々な問題に強い不安を感じている。この間「生活者消費者重視」が強調されているが、本当の意味での「生活者消費者重視」に変えさせていくためには、更に私たちの運動を強めていくことが求められる。ついては、次の事項について早急に実現を図らねばならない。

一、福祉に名を借りた消費に対する税率引上げに反対し、国民本位の税制改正をするこ

と。

1 負担の逆進性を一層強める、消費税の税率引上げは行わないこと。

2 消費に対する新たな税の導入はやめること。

3 税制改革については広く議論を行い、国民の意見を十分に反映させるとともに、不公平な税制の是正と消費税の廃止を含めて検討すること。

第一八〇一号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 北海道網走市錦町一四六ノ二七 須田宜裕 外百九名

紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八〇三号 平成六年五月三十一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 三重県一志郡香良洲町六、六二三 木下貴則 外四百九十九名

紹介議員 薬科 清治君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八〇五号 平成六年六月一日受理

逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願(十通)

請願者 札幌市東区北十九条東三丁目 佐々木まさ子 外九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第一八一二号 平成六年六月一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 兵庫県明石市二見町東二見七五ノ 七 小浦広一 外五百二十七名

紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八二一号 平成六年六月一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 山形県東置賜郡川西町上小松三、 九四五 梅津賢一 外四百九十九名

紹介議員 山田 健一君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八二六号 平成六年六月一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 兵庫県多紀郡丹南町東吹七〇九 石井祥平 外七百十九名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八二九号 平成六年六月一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 東京都練馬区高松四ノ七ノ二一
山上和行 外四百九十九名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八四三号 平成六年六月一日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 北海道網走市潮見二七七 福士勝
夫 外九十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八四七号 平成六年六月二日受理

逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(十通)

請願者 札幌市北区新川三條一五ノ五九五
ノ三二 風間陽子 外九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第一八五八号 平成六年六月二日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 長崎県諫早市早見町六五六 下村
高男 外六百六十名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八六〇号 平成六年六月二日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願(三通)

請願者 大阪府寝屋川市日之出町一三ノ五
杉谷成吉 外千四百九十三名

紹介議員 谷本 巍君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八六二号 平成六年六月二日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 岩手県遠野市遠野町二四ノ一ノ五
正部家興八 外八百四十五名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八六三号 平成六年六月二日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 横浜市緑区恩田町一、一六七 遅
見勝広 外六百七十八名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八六九号 平成六年六月二日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 東京都足立区加賀二ノ三ノ六ノ
四〇五 土田正重 外九十九名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八七六号 平成六年六月二日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県和光市南一ノ一四ノ二二
小野寺司 外九百七十一名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八八二号 平成六年六月二日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 北海道網走市女満別町中央二八四
ノ一三 牧野崇 外百十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する
請願(第一八八七号)

一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非
課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する
請願(第一八九五号)

一、消費税率の税率引上げ反対、不公平税制の是
正に関する請願(第一八九八号)

一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非
課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する
請願(第一八九九号)(第一九〇三号)(第一九
〇五号)(第一九一一号)

一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する
請願(第一九一五号)

一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非
課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する
請願(第一九二七号)(第一九五〇号)

一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する
請願(第一九五五号)

一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非
課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する
請願(第一九五九号)(第一九六〇号)(第一九
六一号)(第一九八三号)

一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する
請願(第一九八四号)

一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非
課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する
請願(第一九九三号)

一、消費税率の税率引上げ反対、国民本位の税制
改正に関する請願(第一九九六号)

一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非
課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する
請願(第一九九七号)(第二〇〇一號)(第二〇
〇六号)

一、消費税率の税率引上げ反対、国民本位の税制
改正に関する請願(第二〇一九号)(第二〇二
四号)

一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非
課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する
請願(第二〇二五号)(第二〇五〇号)(第二〇
五一号)(第二〇五二號)

一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非
課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する
請願(第二〇五五号)(第二〇五七号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

請願(第二〇二六号)

一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する
請願(第二〇三二號)

一、消費税率の税率引上げ反対、国民本位の税制
改正に関する請願(第二〇四三號)(第二〇四
六号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五〇号)(第二〇
五一号)(第二〇五二號)

一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非
課税化、課税最低限の大幅引上げ等に関する
請願(第二〇五五号)(第二〇五七号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

一、消費税率の税率引上げ反対、食料品非課税の
実現等に関する請願(第二〇五九号)(第二〇
六一号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇
四九号)

請願者 札幌市中央区南十五条西二ノ一
ノ一 土屋朗子 外九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第一八九五号 平成六年六月三日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 大阪府泉佐野市旭町二ノ一
榎木田奈々枝 外七百六十二名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一八九八号 平成六年六月三日受理

消費税率の税率引上げ反対、不公平税制の是正に
関する請願

請願者 新潟県三条市西大崎一ノ五ノ二〇

請願者 新潟県三条市西大崎一ノ五ノ二〇

紹介議員 ノ七 稲村慶子 外二百四十九名
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一八九九号 平成六年六月三日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 香川県高松市多肥下町二六〇ノ一
増田敬一 外四百十九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一九〇三号 平成六年六月三日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 東京都杉並区成田東四ノ三七ノ三
丸鶴せつ 外四百十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一九〇五号 平成六年六月三日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近一、一二六ノ
一一 廣瀬英和 外千八百二十七
名
紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一九一一号 平成六年六月三日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 北海道網走市潮見七ノ一四ノ一一
ノ六 酒井博明 外八十四名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一九一五号 平成六年六月六日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願

(二十通)
請願者 札幌市豊平区福住三条三ノ六ノ一
千田静 外十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第一九二七号 平成六年六月六日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 福岡市博多区吉塚七ノ一〇ノ七ノ
二〇一 武藤孝 外四百十九名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一九五〇号 平成六年六月六日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 北海道網走市天都山三三ノ一六
高橋照雄 外九十九名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一九五五号 平成六年六月七日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(二十通)

請願者 札幌市南区真駒内上町五ノ二ノ三
富田文子 外十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第一九五九号 平成六年六月七日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 埼玉県入間市鍵山二ノ一三ノ一七
平木憲士 外三百四十名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一九六〇号 平成六年六月七日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市東仙北一ノ七ノ六〇
熊谷志津子 外七百七十五名
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一九六一号 平成六年六月七日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川八ノ一九ノ一ノ
五二二 山崎加吉 外四百十九
名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一九八三号 平成六年六月七日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 北海道網走市潮見九ノ九〇ノ一四
三四 栗義広 外百九名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一九八四号 平成六年六月八日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(二十通)

請願者 北海道岩見沢市緑が丘一ノ二一ノ
三二一 市原徳子 外十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第一九八三号 平成六年六月八日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 岐阜県土岐市泉町久尻六二 安藤
純陸 外七百二十四名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一九八三号 平成六年六月八日受理

第一九九六号 平成六年六月八日受理
消費税率の引上げ反対、国民本位の税制改正に
関する請願

請願者 岩手県二戸市石切所字前小路七三
小笠原イト 外二千六十七名
紹介議員 椎名 素夫君
この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第一九九七号 平成六年六月八日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡東与賀町大字田中宇
大授 江川勝己 外五百二十名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第二〇〇一号 平成六年六月八日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 埼玉県川越市諏訪町二ノ一二
柿沼仙造 外三百六十一名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第二〇〇六号 平成六年六月八日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 愛媛県北条市宮内甲二九三 玉井
稔 外七百四十九名
紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第二〇一九号 平成六年六月八日受理
消費税率の引上げ反対、国民本位の税制改正に
関する請願

請願者 栃木県宇都宮市中央一ノ六ノ五
大橋松 外一万百六十六名
紹介議員 森山 眞弓君

第二〇一九号 平成六年六月八日受理

この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第二〇二四号 平成六年六月八日受理

消費税率の引上げ反対、国民本位の税制改正に
関する請願

請願者 秋田市中通二ノ三ノ八 渡部志満
外三千三百六十名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第二〇二六号 平成六年六月八日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 北海道網走市新町一ノ六ノ一六
今村旭 外九十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第二〇三一号 平成六年六月九日受理

逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(十七通)

請願者 北海道石狩郡石狩町花川北四条五
ノ四九 斎木亘 外十六名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第二〇四三号 平成六年六月九日受理

消費税率の引上げ反対、国民本位の税制改正に
関する請願

請願者 宮崎県延岡市船倉町 中里勉 外
一万二千二十九名

紹介議員 野別 隆俊君

この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第二〇四六号 平成六年六月九日受理

消費税率の引上げ反対、国民本位の税制改正に
関する請願

請願者 沖縄県那覇市宇松川五一三ノ一
名嘉座安子 外九千四百四十七名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第二〇四七号 平成六年六月九日受理

消費税率の引上げ反対、国民本位の税制改正に
関する請願

請願者 熊本県鹿本郡植木町舞尾五八四ノ
二 田中克典 外九千四百四十七
名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第二〇四八号 平成六年六月九日受理

消費税率の引上げ反対、国民本位の税制改正に
関する請願

請願者 和歌山県橋本市城山台二ノ一七ノ
一五 浅倉卓也 外九千四百四十
七名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第二〇四九号 平成六年六月九日受理

消費税率の引上げ反対、国民本位の税制改正に
関する請願

請願者 札幌市中央区宮の森二条四ノ二ノ
一六 樋口雅子 外九千四百四十
七名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第二〇五〇号 平成六年六月九日受理

消費税率の引上げ反対、食料品非課税の実現等
に関する請願

請願者 長野県飯田市三日月市場三六四 林
一春 外一万四千八百八十二名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

消費税率の引上げ反対、食料品非課税の実現等
に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市根岸台八ノ一二ノ五
〇 新井富也 外一万四千八百八
十二名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第二〇五二号 平成六年六月九日受理

消費税率の引上げ反対、食料品非課税の実現等
に関する請願

請願者 大阪府西淀川区花川一ノ一四ノ一
六 和田満里子 外一万四千八百
八十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第二〇五五号 平成六年六月九日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願(三通)

請願者 三重県尾鷲市中村町三ノ一八 湯
浅公夫 外九百七十三名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第二〇五七号 平成六年六月九日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 東京都足立区綾瀬四ノ八ノ一四ノ
三〇六 芝村洋治 外九百九十九
名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第二〇六九号 平成六年六月九日受理

消費税率の引上げ反対、国民本位の税制改正に
関する請願

請願者 長野市南郷町六八八ノ二 金原靖
子 外八千四百四十四名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第二〇七六号 平成六年六月九日受理

消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、
課税最低限の大幅引上げ等に関する請願

請願者 北海道網走市海岸町一ノ一ノ四
斉藤政彦 外九十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

平成六年七月四日印刷

平成六年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局